Meth Epis. Church South.
Discipline - Japan.

南メソデスト監督教會
教理及條例



明治廿九年九月十七日出版

南メソヂスト
監督教會

教理及條例

南メソヂスト出版舍

南メソヂスト監督敎會　敎理及條例

目次

第五節　教會議會……………………………………四八、

第三章　教師及教會役員、

第四章　教會員、

教理及條例

第一章　教法箇條及ひ總則、

第一節　教法箇條、

第一款　聖三位一体を信ずる事、

第壹條　獨一の活ける眞の神の外神あることなし、此眞の神は始もなく終もなく、又形体もなし、無限の能力と智慧と善德とありて凡て有形物無形物の創造主又保護主なり、此獨一一体の神に三位あり、即ち聖父と聖子と聖靈とにして其本体能力、始終なきこと皆同一じ。

第二款　道即ち神の子及び其眞の人となり給へる事

第貳條　聖子は即ち聖父の、道、また聖父と一体なる始もなく終もなき

眞の神にして、貴き處女の胎内に宿りて、人性を資り給へり、故に二の完全なる性質即ち神人の兩性相結合して一位となり決して分離することなし、是則ち眞の神、眞の人なる一のキリストなり彼は其聖父を我儕と和睦しめ又人の原罪と自ら犯せる罪の爲に犧牲とならんと實に苦難を受十字架に釘られ死て葬られ給へり。

第三欵　キリストの復活、

第參條　キリストは實に死人の中より復活り其身体并に人性を完全ならしむる所の一切のものを復び資りて天に昇り給へり、而して末日に於て一切の衆人を審判せんが爲めに再び降臨し給ふ迄彼處に坐し給ふなり。

第四欵　聖靈、

第四條　聖靈は聖父と聖子より出て其本体と威嚴と榮光とは聖父と

聖子に全くして始もなく終もなき眞の神なり。

第五款　救拯に關して聖書の十全なる事、

第五條　聖書には救拯を得るに必要の事を具備するか故に、之に記載せられざるもの或は之を以て証明せられざるものは信仰の箇條として人の決して信ずべきものに非ず、或は救拯を得るに必要なるものと思ふべからず、而して聖書とは即ち新舊約の經典にして其眞實信據すべきと敎會の中に昔より未だ甞て凝を容れしとなし。

其書名は左の如し。

創世記、出埃及記、利未記、民數記畧、申命記、約書亞記、士師記、路得記、撒母耳前書、撒母耳後書、列王記畧上、列玉紀略下、歷代志略上、列代志略下、以志喇書、尼希米亞書、以士帖記、約百記、詩篇、箴言、傳道之書、雅歌、大預言者の著書四卷、小預言者の著書拾貳卷、及ひ敎

會の常に信ずる所にして我儕も正に之を信じて經典となす所の新約全書全部なり。

第六欵　舊約書、

第六條　舊約書は新約書と毫も相反することなし蓋し新舊約両書とも齊しく神と人との間に唯一の中保となれる神にして人なるキリストによりて、人類に賜はれる永生のことを載すればなり、故に古昔の列祖は暫時の約束のみを望みたりと人の謬り傳ふる事を聽く可らず神のモーセによりて建て給ひし法律にして禮儀法式に關はる者はキリスト信徒を拘束するものに非す、又其國法に關るものは何國にも必す循守すべきものに非ずと雖も其道德法と稱ふる誡にはキリスト信徒は皆な遵ふべきものなり。

第七欵　人の原罪即ち生來の罪、

第七條　人の原罪とは(ペレジアン)派の者妄に說く如くアダムに倣ふとを云に非ずアダムの子孫に自然ょ生れつける各人本性の腐敗を云ふものなり、故に擧世の人遠く本來の義に離れ自己の本性ょ隨ひ惡に傾きて停止となし。

第八款　人の自由意志、

第八條　アダムの罪に陷りて後人の情態は自己の生來の本力と行とによりて信仰と神を顧び求むるとに自反り備ふると能はざるものとなれり故に我儕に善き志を有たしめん爲めに我儕を導き又我儕既に其善き志を有てる時は我儕と共に働くキリストに依れる神の恩惠を得るに非ずんば神の享け給ふところ悅び給ふところの善事を行ふ力なきものなり。

第九款　人の義と稱らるゝ事、

第九條　我儕が神の前に於て義と稱らるゝとは、自巳の功德のためにあらす唯我儕の主なる救主イエスキリストの功績によれる信仰の爲めのみなり故に我儕が唯信仰によりて義と稱らるゝとは確實眞正の教理にして最も人心に安慰を與ふるものなり。

第十款　善行、

第拾條　善行は信仰の結果にして義と稱らるゝとに次きて起るものなりと雖も我儕の罪を除き又神の嚴しき審判に堪る能はす、然れともキリストに依りて神の享給ふ所、悅給ふ所のものにて眞實活其善行はキリストに依りて神の享給ふ所、悅給ふ所のものにて眞實活ける信仰より起るなり、蓋は其善行より活ける信仰の證明せらるゝは猶樹の其結果によりて辨知せらるゝが如し。

第十一款　餘功、

第拾壹條　餘功と稱へて神の命し給へる上に尚は自巳の隨意に行ふ

功ありと教ふることは頗る驕傲にして不虞のことなり蓋は神に對して行すべきことを全く行すのみならず、尚神の爲に自己の本分以外に行す所ありと言ふものなれはなり、キリスト明に教て曰く爾儕命せられし事をみな行したるときも我儕は無益の僕なりと謂へと○

第十二欵　義と稱せられて後に犯せる罪、

第拾貳條　人義と稱せられて後故意に犯せる罪は悉く聖靈に背くものに非ず、また赦され難きものに非ず○故に義と稱せられて後も罪に陥りたるものは悔改の許可を受る能ハすと言ふべからす、我儕既に聖靈を受けて後も或は神の與へ給へる恩惠を離れ罪に陥ることあらん然れとも神の恩惠により復起て行を改むることを得へし故に義と稱られて後は生涯の間罪を犯すこと能はすと言ひ又誠實に悔改むるとも罪の赦を受くる能はずと言ふことは眞理に非さるなり○

第十三欵　教會、

第拾參條　キリストのあらはなる教會は即ち信實なる人々の集會にして其中に神の聖き言を宣傳へ聖き禮式をキリストの定めに從ひ之に必要なるものを以て正しく執行ふ所なり。

第十四欵　煉獄、

第拾四條　羅馬教の煉獄赦罪偶像及ひ遺物を禮拜尊敬すること又聖人に禱求ることに就ての教は皆無益揑造の空言にして毫も聖書に憑據るに非す、却て神の言に背戻ける者なり。

第十五欵　集會にては人々の知れる言語を用ゆへき事、

第拾五條　教會に在りて公然の祈禱をなし或は聖き禮式を執行ふに人々の了解せさる言語を用ゆるは則ち明に神の言に背戻き初代教會

の慣例に背戻くものなり。

第十六款　聖禮式、

第拾六條　キリストの定め給ひし聖き禮式は唯キリスト教信徒の信仰を外表す記號なるのみならす又恩惠と神の我儕を愛し給ふことの確實なる記號なり而して神はこの恩惠と愛とを以て我儕の心中に睹ゑざる働きを爲し我儕の神を信仰する心を活すのみならず之を强め且つ固ふし給ふなり。

我儕の主キリストが福音中に定め給ひし聖き禮式は二なりバプテスマと主の晩餐是なり、彼の謂ゆる聖式と稱ふる堅信式、痛悔式、授職式、婚姻式、抹油式、の五は福音の聖禮式と爲すべきものに非ず是れ或は使徒に誤り從へるより起りしもの或は聖書にて許されたる人生の大禮なり然れども是等は神の定め給へる外見なる記號又ハ禮式なきが故よ

パプテスマ及ひ主の晩餐と同質のものに非ず。

キリストの此の聖禮式を定め給ひたるは人をして之を賞觀せしめ又は携運ばしめんとする爲に非す唯我儕の正しく之を用ゆる爲なり故に宜きに合ひて之を受くるものには益ありと雖とも宜しきに合はすして之を受くるものは聖パウロの哥林多前書第十一章二十九節に於て言へるが如く自ら罰を招くなり。

第十七款　バプテスマ、

第拾七條　バプテスマは唯キリスト信者とバプテスマを受けざるものとを辨別する奉敎の記號なるのみならず更生の記號なり、幼兒にバプテスマを施行することは敎會に於て保存すべし。

第十八款　主の晩餐、

第拾八條　主の晩餐は唯キリスト信徒の互に相有すべき愛の記號な

るのみならす又キリストの死によれる我儕の贖罪を表明す聖禮式なり、故に正しく宜きに合ひ信仰を以て之を受くるものには我儕が擘く所のパンは同にキリストの體を享ることにて祝杯は同にキリストの血を享ることとなり。

化体即ち主の晩餐に於てパント葡萄酒の本体の變化することは聖書を以て証明し難きことにして聖書の明言に背き聖き禮式の趣意を棄て多く迷信を惹起したるものなり。

晩餐に於てキリストの体を分與ち之を取りて食するは唯天に屬ける心靈上のことにて晩餐に於てキリストの体を受けて之を食するの方法は信仰によるなり主の晩餐に用たるパント葡萄酒を貯藏へ之を持ち運ひ又は之を捧擧け拜むことは決してキリストの定め給ひしことに非ず。

第十九款　パン葡萄酒、

第十九條　主の杯は平信徒に施すことを禁すべき者に非す蓋し主の晩餐の二品はキリストの定めと命令によりてすべてのキリスト信徒に等しく施すべきものなればなり。

第二十款　キリスト一次十字架の上に己を献けて祭祀を全ふせし事

第二十條　キリスト一次己を献け給ひしことは普く世の人の原罪犯罪のために完全き贖と挽回の祭物となり給ひしことなり、此外別に罪の贖となるものなし、故に彌撒の祭に於て祭司が生ける人と死せし人の苦痛或は罪戻の赦を得ん爲めにキリストを献くと云へることは神を褻瀆す妄談にして有害の誣言なり。

第二十一款　教師の婚姻、

第二十一條　神の法律にキリスト教の教師は獨身を守ることを誓ふべしとの命なし、また妻を娶るべからずとの命もなし故に教師妻を娶るを以て神に事ふるに最も益ありと思はゞ總て他のキリスト信徒の如く隨意に之を行ふべき者とす。

第二十二款　教會の法式と禮典、

第二十二條　法式禮典は何處に於ても全く仝じくすることを要せず蓋法式禮典は古來常に仝しからず將來も亦神の言に背戻きて定むることなくば國土時代風俗に隨ひて更改むるを得へし。凡そ誰にても其所屬教會の法式禮典にして神の言に背戻かずして教會の設定、是認せるものを自己の私見を以て故意、公然に破る人は教會の秩序を犯し弱き兄弟の良心を害する者として公然に之を戒むべきものなり是れ他人の之に倣ふことを懼れ愼ましめん爲なり。

各種別の教會は法式禮典を定め、或は改め或は廢することを得べしと雖とも唯だ一切の事善德を建つる爲めになすべし。

第二十三款　政府に對する義務、

第二十三條　キリスト教の信徒及び教師は何れの國に住居するも其國の政府に服從し其法律を遵守し且其國の平和を計り秩序を保つことを務むへし而して本教會の傳道者及信徒にして外國政府の下にある間は常に平和秩序を守て人民の如く行すべし。

第二十四款　キリスト教信徒の財產、

第二十四條　キリスト教信徒の財產は或人の妄に誇稱するか如く其所有權、及所有名義、等に就ては共全にするものに非ずされと各々其力に應して所有の中より憯なく貧者に施與をなすへし。

第二十五款　キリスト教信徒の誓、

第二十五條　我儕の主イエス、キリスト及び其使徒ヤコブ、キリスト教信徒を誡めて猥に輕々しく誓を爲すを禁じたりと雖ども官吏に求められて信實慈善の事の爲に誓を爲すはキリスト教の禁せざるとなり、而して是は預言者の教訓に隨ひ公義と正直と眞實を以て爲すへし。

第二節　總則

第二十六條　一千七百三十九年の末に十八許の人深く罪をさとり切に救はれんことを求むるが如き樣まて倫敦なるウエスレイ氏の許に來り二三時間共に祈りをなし且つ來らんとする怒を避ける道を教訓へられんことを請へり。(これを請ふもの翌日尚二三人増加せり)これその人々はその怒の常に頭上に懸れるを視たればなり。氏は此大なる事業の爲めその人々に尚多く時間を得せしめんとて集會日を定めたりしが爾來彼等は毎週木曜日の夜集ることゝなれり氏はこの人々並

に之よ加はらんことを願ふ者(其數は日々增加せり)の爲に常に最も必要と思ふ教訓を與へ彼等は必ず各自の需用に應する祈をなして閉會せり。

第二十七條　これ實に聯合會の初めに歐羅巴よ起り、次て米國に傳はるに至りし起原なり此會は卽ち敬虔の貌ありて尚其德を求むる人々の互に相助けて各々己が救を全くせんことを望みて、偕よ神に祈り勸勉の辭を受け、又愛心を以て相互に守護らんために聯合せる組合に外ならず。

第二十八條　凡て此會に入らんことを欲するものよ必ず先づ要する所は唯一の條件あるのみ、卽ち「來たらんとする怒を避け己が罪より救はれんことを願ふ」こと是なり。而して眞實に此決心あらば其果に由て之を知るべし。故にこの會にあらんものは其救を願へる証として常に

左の條々を守ることを要す。

第一人を害せず又諸の惡を避け、殊に人の常に慣れたる左の如き所行を避くること。

○妄りに神の名を口にあぐること。

○主の日に於て平生の業をなし、又は賣買をなして之を瀆すこと。

○酒に醉ふこと、止むを得ざる時の外に酒を飲む事。

○喧嘩爭論すること、兄弟と兄弟相訟ふること、惡を以て惡に酬ひ謗を以て謗に酬ゆること、賣買するに言葉多き事。

○税を納めざるものを賣買する事。

○不相當の利を以て物を貸借する事。

○無慈悲又は無益の談をなし、殊に官吏又は教師をそしる事。

○人に爲られんと欲はざることを人に施す事。

○左の如き凡て神の榮光とならざることを知りて行ふ事。

一、黄金及値貴き衣服を着用すること。

一、主イエスの名を以て行ひ難き遊樂を行ふこと。

一、神を知り神を愛することを勸めざる歌をうたひ、又は其類の書を讀むこと。

○惰弱にして逸樂に耽ること。

○地に財を蓄ふること。

○償ふ目的なくして金錢を借り又價を拂ふ目的なくして品物を買ふ事。

第二十九條　この會に在らんものは其救を願へる証として第二に常に左の事を守るを要す。

善を行ひ力を盡して慈悲を施し、機會あらば勉めて衆の人に各樣の善

を爲す事、則ち、
○神より賜はれる力に應じて人の身に善を行す事。
即ち飢ゑたる者に食せ裸のものに衣せ病みたる者又は獄にある
ものを見舞ひ、其世話をする事。
○人の靈に善をなす事。即ち凡て已と交はる者を或は敎へ或は責め
或は勸めること、彼の「吾が心に欲せざれば必しも善を行すを要せ
ずと云へる邪の說は足下に蹂躙す可し。
○信仰の徒及信仰の徒とならんことを切に願ふものには別て善を
行す事。人を傭はんとせば信仰の徒を傭ひ互に物を賣買し互に
世事の助合をなすべし。世の人は只世の人をのみ愛するものな
れば尚更斯の如くなす可し。
○業を勵みて儉約を守り、福音の道を辱かしめざる事。

○已れに克ち日々其十字架を負て耐へ忍て己れの前に置かれたる馳場を走り、キリストの爲に受くる詬誶を忍び世の塵垢汚穢の如くあるを厭はず、主の名の爲に人僞りて各樣の惡言を言はんことを覺悟すへし。

第三十條 この會にあらん者はその救を願へる證として第三に常に左の事を守るべし。

神の立て給へる左の禮儀を守る事。

○公拜。

○聖書朗讀及び說敎の聽聞。

○主の晩餐式。

○家禱及び私禱。

○聖書の探索。

○斷食。

第三十一條　右の條々は則ち我會の總則にして我儕の信仰と言行の唯一十全の規則たる神の聖書に於て我儕に皆之を守るべしと教られたるものなり又此條々の神の靈眞に醒めたる心に記し玉ふことを我儕は知る、若しこの條々を守らず、又は一ヶ條たりとも常に之を犯すものあらば則ち已が事を神の前に訴ふべき者なるが故に其人の靈魂のために守ることを爲す者に知らすべし我儕は其過を戒めてしばしは忍ぶべけれども遂に悔い改めざるときは其人は我儕の中よ再び留るべき所を得ず我儕はおのれの靈魂を救ふなり。

第二章　議會、

第一節　總會、

問　總會は何人を以て組織するや又其規則及權限は如何、

第三十二條　答一　總會は各年會の會員四十八名毎に一名の教師及同數の平信徒を以て組織す。但し一年會より出る平信徒の內一人は地方傳道者たるも妨けなし。

第三十三條　答二　教師總代は年會教師會員の選擧するものとす。但しこの總代たるものは少くとも選擧に先ち四ケ年間巡回傳道者の職にありて其選擧のとき及總會を開くときに當て年會正員たる可し。平信徒總代は年會平信徒會員之を選擧するものとす。但し其年齡滿廿五歲以上にして選擧のとき及總會のときに先ち少くとも六ケ年間本教會員たるものとす。

第三十四條　答三　制限法第二により一人の教師總代を出し得べき年會は又一人の平信徒總代をも出し得べし而して此信徒總代は地方傳道者たるも妨げなし。

第三十五條　答四　教師及平信徒は全會審議すべし、然れとも總會全員五分の一の要求により平信徒及教師會員は各別に表決すべし而して両總代の多數一致するに非ざれば如何なる議事をも通過することを得ず。

第三十六條　答五　總會は斷ず四年毎に一回四月若くは五月に於て前總會の議決せし處に會合すべし。

第三十七條　答六　諸監督若くは諸年會の過半數は若し必要と認むるときは何時たりとも總會を召集することを得。

第三十八條　答七　臨時召集したる總會は前總會の爲めに選ばれたる議員より成り立つものとす但し一年會之か改選を要するときは此限りに非す、而して其會場は前總會に於て定めたる處とす。

第三十九條　答八　諸監督若し必要と認むるときは既定の會場を變

更する權を有す。

第四十條　答九　總會は諸年會總代半數以上出席するに非ざれば議事を開き議決をなすヿを得ず。

第四拾一條　答十　總會には監督一名其議長となるべし、而して若し監督一名も臨席せざるときは總會は仮議長を選擧すへし。

第四十二條　答十一　總會ハ本教會の規則を設くる全權を有するものとす、但し左に載する制限を超ゆべからず。

第一則　總會は本教會の教法箇條を廢除改換するを得ず、又現時存立確定せる標準教理に違背する標準教理若くは規則を新に設くるを得ず。

第二則　總代は年會員十八名ごとに一名以上、六十名ごとに一名以下を出すヿを許すべからず、但し何れの年會に於ても總代定數の三

分の二の定數わらば更に一名を出すことを得。又何れの年會と雖も二名の總代即ち教師總代一名平信徒總代一名を出すべき權を有するものとす。

第三則　總會は本教會政治の一部若くは其規則を改換し之が爲め監督職若くは監督巡回總理法を廢滅せしむるを得ず。

第四則　總會は聯合會の總則を廢除若くは改換することを得ず。

第五則　總會は教師傳道者の委員審判を受くる權及び上告權を廢止するを得ず。又本教會々員の會衆若くは委員審判を受くる權、及び上告の權を廢止することを得ず。

第六則　總會は出版舍の所得を巡回傳道者非職傳道者老衰傳道者及び其妻子寡婦ゝ分配するの外之を使用するを得ず。

第四十三條　前條第一則を除くの外五則中改正せんことを諸年會の出

席會員四分ノ三同意表決せば次會の總會は其三分ノ二の多數を得て其改正を行ふことを得。又何時たりとも斯の如き改選を先づ總會員三分ノ二同意諸年會四分ノ三前顯の如くこれに贊成したるときは其事を實施するを得。

但し總會に於て採用したる規則にして諸監督もし之を憲法に背戻すと認むるときは其異議及び之れが理由を詳記し之を該規則を通過したる總會に提出すべし。而して總會若し尚三分ノ二ノ決議により前の議決を固守するときは制限法を改正すべき方法を用ふ可し而して遂に之を可決せば監督は爾後該規則の實施を公告すべし。

第二節　年會、

問一　年會は何人を以て組織するや、又其規則及權限は如何。

第四十四條　答一　總ての年會正員たる巡回傳道者及び各主部長老

管轄部より出づる四名の平信徒總代より成る。但し平信徒總代の內一名は地方傳道者たるも妨げなし。

第四十五條　答二　平信徒總代は每年部會より選擧するものなり。但し年齡滿二十五歲以上にして年會に先ち六年間敎會の會員たるものとす。

第四十六條　答三　信徒總代は敎師の品行に關するとの外は年會の凡ての事務に參與すべきものとす。

第四十七條　答四　年會員は凡て止むを得ざる事故あるにあらざればは必ず會議に出席すべき義務を有す、傳道者試補及傳道者試補志願者も亦會議に出席すべし然れども表決の數に與らず又議會の許可なくして發言するを得ず。

問二　年會の數及び其境界を定むるは誰れなるや。

第四十八條　答　総會なり。
問三　年會の會期を定むるは誰なるや。
第四十九條　答　監督なり。但し監督は各年會をして少くとも一週間開會を許すべし。
問四　年會々場を定むるは誰なるや。
第五十條　答　年會ハ各自其會場を定むるものとす。然れども既に定めたる後豫め知り難き事故ありて、其會場を變更すべき必要あるときは、半數以上の主部長老、議長とあるべき監督の承諾を得て變更をなすの權あるものとす。
問五　年會議長は誰なるや。
第五十一條　答　監督なり。監督不在のときは年會は討論を用ゐず、投票を以て巡回長老中より議長を選擧すべし。此の議長は按手禮を除く

の外監督の一切の職務を行ふべし。
問六 年會議事の方法は如何。
第五十二條 答 左の問を發すべし。
一、傳道者試補に登用せられしものは誰なる乎。
二、重任の傳道者試補は誰なる乎。
三、除名せられし傳道者試補は誰なる乎。
四、年會正員に登用せられしものは誰なる乎。
五、再び年會に登用せられしものは誰なる乎。
六、他の年會より本年會に轉任したるものは誰なる乎。
七、一年の執事は誰なる乎。
八、執事に擧げられし巡回傳道者は誰なる乎。
九、執事として按手禮を施行せられし巡回傳道者は誰なる乎。

十、執事に擧げられし地方傳道者は誰なる乎。

十一、執事として按手禮を施行せられし地方傳道者は誰なる乎。

十二、長老に擧げられし巡回傳道者は誰なる乎。

十三、長老として按手禮を施行せられし巡回傳道者は誰なる乎。

十四、長老に擧げられし地方傳道者は誰なる乎

十五、長老として按手禮を施行せられし地方傳道者は誰なる乎。

十六、今年地方傳道者とせられしものは誰なる乎。

十七、非職傳者者は誰なる乎。

十八、老衰傳道者は誰なる乎。

十九、前年中に永眠せし傳道者は誰なる乎。

二十、各傳道者の品行及其敎務に於て過失なき乎。

廿一、本年會所管の各巡回區駐在所及宣敎地ょ在る地方傳道者幷

に會員の數幾何なりや。

廿二、前年中洗禮を受けし小兒の數幾何なりや。

廿三、前年中洗禮を受けし大人の數幾何なりや。

廿四、エプウオルス同盟會の數幾何なりや。

廿五、エプウオルス同盟會の會員の數幾何なりや。

廿六、日曜學校の數幾何なりや。

廿七、日曜學校教師の數幾何なりや。

廿八、日曜學校生徒の數幾何なりや。

廿九、老衰傳道者及傳道者の寡婦及孤兒に給するため須要なる金額幾何なりや。

三十、右に用ゆるため醵集せられたる金額幾何なりや。又如何に使用せられしや。

卅一、宣教のため義捐せられたる金額幾何なりや。
卅二、會堂建築のため義捐せられたる金額幾何なりや。
卅三、米國聖書會社の爲め爲せし所の事は何なりや。
卅四、主部長老及傳道者に給せん爲め醵集せられたる金額幾何なりや。
卅五、監督に給せん爲め醵集せられたる金額幾何なりや。
卅六、教會及ひ會堂の數幷に其概算價格幾何なりや。
卅七、牧師任地及牧師館の數幷に其概算價格幾何なりや。
卅八、部會牧師館の數幷に其概算價格幾何なりや。
卅九、教育上の統計如何。
四十、次期の年會は何所に開くべきか。
四十一、各傳道者は本年何所ゝ駐在するや。

問七　傳道者の品行及び其教務を審査する方法は如何。

第五十三條　答一、審査會議は公開すべし、但年會の決議により傍聽を禁ずるときは此限りに非ず。

第五十四條　答二、各傳道者の姓名を點呼し其主部長老若くは他の年會員をして異議の有無を開陳せしめ若し異議あくば本人を退場せしめ年會は尚審査を遂げて決議を用ひず其品行を通過すべし。

第五十五條　答三、若し異議あり且該傳道者既に其通知を受け居らば、之を年會に開陳せしめ被告には辯明の權を與ふべし、辯明を終れば被告は退場し年會は其品行を通過すべきや否を議定すべし。

第五十六條　答四　若審判を要するときは本條例第七章二節の條項に遵じ之を行ふべし。

第五十七條　答五　若し其異議唯教務上毎々の失敗に關する者にし

て、年會員の中之が爲め品行の通過に反對する者あるときは唯此一點に就て彼の品行を通過すべきや」と發問すべし○若半數以上の年會員以上の理由を以て其品行を通過すべからずとせば年會は之を名譽地方傳道者となすべし○尤も異議の申立を受けし傳道者出席するか若くは異議に就き豫め通知を受け居らざれば年會は本條の手續を爲すとを得ず○但し若し有失傳道者自己の過失を正當に承認し尚一年間試用されんことを願ひ且試用さるゝを得ば過失の廉々に就て自己の職務を補充せんことを約束せば年會は尚一年間之を任用するとを得而して該傳道者の復職さるゝと絕對に地方傳道者とせらるゝとは其年中の成績に據るものとす又地方傳道者たらんことを願出る傳道者あるときは本人出席するか若くは自ら記名捺印したる願書を年會に差出さざれは其願を許すことを得ず○

第五十八條　答六　放逐若くば停止の所分を受けし傳道者及本敎會を退きし傳道者の姓名は年會の記錄に掲載すべし。

問八　右諸項の外尙年會に於て爲すべき事務は如何。

第五十九條　答一　各年會は年會敎育局を組織し該年會所轄學校の狀態及性質幷に其利益を增進する良法及は必要の場合には其數を增加する良法を調查せしむべし。但し先づ年會敎育局の推薦により年會之を採用したるに非らざれば如何なる學校たるも敎會の所轄たるを得ず。

第六十條　答二　各年會は其所管内の會堂牧師館及其他の敎會附屬財產の取調をなし、一切條例の規定に遵じて法律上南メソヂスト監督敎會の所有財產となしあるや否を調查すべし。

第六十一條　答三　各年會は部會の記錄を撿查するものとす。

第六十二條　答四　各年會は敎職志願者のため監督所定の學科の試

驗委員を選任すべし。但し此試驗委員は四ケ年間在職するものとす。

第六十三條　答五　各年會は其選任したる書記をして其議事の記錄をなさしむべし其記錄には議長及書記記名捺印し其寫しを次の總會に差出すべし。

第六十四條　答六　各年會の書記は總記錄に登載せんが爲めに其一定の書式に遵ひ、第五十二條の四十一問に對する正確なる答案を作り在出版舍書籍編輯人に送付すべし。

第六十五條　答七　各年會は年會書籍行商局を組織し書籍行商事業の狀況を調査し其効績を增進する勵良法を設くべし。

第六十六條　答八　第十一章第四節第四百條の規定により二箇以上の年會聯合して書籍行商事業をなすの外は各年會は其書籍行商局の指名により書籍行商人取締を選任すべし。

第六十七條　答九　各年會其所管內の日曜學校事業の狀態及、其進歩に就て最良法を調査すべし尤も其方法取調のため開期中之れに充分の時間を與ふべし。

第三節　部會、

問一　部會に關する規定は如何。

第六十八條　答一各主部長老管轄部に毎年一回部會を開くべし。開會の期は主部長老之を定め會場は部會之を定むべし。但不得已事故ありて部會既定の會場を變更すべき必要あるときは主部長老之を變更するの權あるものとす。

第六十九條　答二　部會は其部內にある巡回、地方及老衰傳道者(其所屬年會所管內に住居すると否とに關せず)及平信徒を以て組織す、但し平信徒の數及其選任法は年會各自に之を定むることを得。

第七十條　答三　議長は監督とす監督臨會せざるときは主部長老代理すべし。若し監督主部長老共に臨會せざるときは部會は其議長を選擧すべし。

第七十一條　答四　部會は書記を選擧し凡て其議事の記錄をなさしむ可し。

第七十二條　答五　部會は其部内の各任地の情態を左の如く審査すべし。

一、各任地精神上の情態及び敎會の禮式幷よ懇親會に會員出席の模樣に付。

二、部内の宣敎地に付き卽ち何所に新宣敎地を設くべきか或は何れの宣敎地の巡回區若くは駐在所となすべきかに付又部内の婦人外國傳道協會幷に牧師館建築及内國傳道會の情態幷に事業に付

三、日曜學校及其管理法幷に一般敎育に付。

四、部內の米國聖書會社の事業及該會社の爲め寄附金を集めしや否に付。

五、各任地の財政法、敎會寄附金及會堂牧師館の情態幷に新築の必要に付。

六、四季會記錄記載の方法に付。

七、エプウオルス同盟會幷に其數及狀態に付。

第七十三條　答六　部會は次の年會に出すべき總代四人を每年其部內より投票を以て撰擧すべし。但し撰擧の際年會員は表決の數に與ることを得ず。

第七十四條　答七　部會開期中は說敎祈禱會愛餐式及聖禮式執行等禮拜式を盛に行ふべし。

第七十五條　答八　傳道者たるに適當なる者には免許狀を附與し又其才幹信德及有用皆其職に堪ゆる者には每年其免許狀を改むること、但し傳道者に免許狀を與ふるは投票を用ゆべし。

第七十六條　答九　地方執事若くは長老を志願するもの、又巡回傳道者登用及再登用を志願する者を年會に推薦すること、但し志願者にして監督の規定せる學科に就き先部會に於て試驗を經て及第する者に非ざれば試補登用若くば按手禮のため何人をも年會に推薦するを得ず。總て試補登用巡回傳道登用或ば執事長老按手の爲め傳道者を推薦するは投票を用ゆ可し又年會々期の后は前部會より年會に出したる推薦は無効たる可し。

第四節　四季會、

問一　四季會は何人を以て組織するや。

第七十七條　答　四季會員は總て巡回傳道者、地方傳道者及巡回區駐在所内に住居せる老衰傳道者（其屬する年會所管内に在ると否とに關せず）幷に勸士會計吏本教會の會員たる委托人及各巡回區駐在所及宣教地の組長本教會々員なる日曜學校長及び教會議會の書記を以て組織す、其他は之れに關するものなし。

問二　各四季會は何時何所に開くべきや。

第七十八條　答　毎年四度四季會の選定したる場所と主部長老の指定する時に於て開くべし○但し主部長老及主任傳道者必要と認むるときは其會場を變更することを得べし。

問三　四季會の議長は誰れなりや。

第七十九條　答　主部長老とす、但し主部長老臨席せざるときは主任傳道者代理すべし。

問四　四季會の常務は如何。

第八十條　答一　上告を受け之を審問し又告訴を聽くこと。

第八十一條　答二　日曜學校事業及び小兒教訓の事を管理し毎年第四々季會に於て主任傳道者の指名により日曜學校長を選擧すること。

第八十二條　答三　當該巡回區駐在所若くは宣教地に在る地方傳道者幷に勸士を點呼し且つ年々姓名に照して其才幹勤勉及有用如何を調査すること。

第八十三條　答四　當該巡回區駐在所若くは宣教地の地方傳道者にして訴へらるゝものあるときは之を審判し若くは傳道を停止し若くは放逐し若くは之を無罪に擬すること。

第八十四條　答五　傳道者たるに適當なるものを其才幹信德及有用皆其職に堪ゆと認めたる時は之を部會に推薦すること但し其推薦は

投票を用ゆべし。

第八十五條　答六　條例に照し巡回區駐在所若くは宣教地の委托人及會吏を選擧し而して其會吏の中一名を議會會吏ょ任じ、一名を記錄會吏に任すると。

第八十六條　答七　一切の議事は本會の書記之を精細に筆記し議長及書記之に署名し之を記錄會吏ょ交附して特別備付の記錄に轉載せしむべきこと。

問五　四季會の執務順序は如何。

第八十七條　答　禮拜の后會員の氏名を點呼し左の諸問により事務を執行すべし。

一、上告ありや。

二、告訴ありや。

三、エプウオルス同盟會及日曜學校の數及其狀況幷に小兒牧會上の教訓に關する主任傳道者の報告書ありや。

四、教會全体に關する主任傳道者の報告書ありや。
(此報告書には當季中洗禮を受けし者及洗禮又は其他の方法によりて入會せしものゝ姓名幷に永眠者轉會者退會者及放逐せられし者の姓名をも記載すべし。)

五、本任地前年度に於て定めたる豫算額及び其決算は如何。

六、會吏局に於て定めたる主任傳道者及(傳道者補助)本年度の給料豫算額幾何なりや。(第一季若クハ第二季ノ問)

七、部會吏より本任地に賦課せし左の種目に對する金額幾何なりや。第一季若クハ第二季ノ問

一　主部長老の給料及旅費。

二　監督の給料及旅費。
三　年會恩給金。
四　外國宣敎費。
五　內國宣敎費。
六　會堂建築費。
七　敎育費。
八　本季傳道者給料收集額幾何なりや。如何にして之を使用せしや（本問には主部長老及傳道者要求金收支額のみを以てすべし）
九　右の外本季醵集金額幾何ありや。
十　勸士免許の出願ありや。
十一　傳道免許の爲め部會に推薦せられし者は誰なりや。
十二　委托人補欠のため選擧せらるゝものは誰なるや。

十三　宣教のため何を爲し居るや。(主任傳道者をして報告書を出さしむべし。)

十四　會堂建築のため何を爲し居るや。

十五　教育のため何を爲し居るや。(主任傳道者をして報告書を出さしむべし。(第二季ノ問)

十六　米國聖書會社のため何を爲し居るや。

十七　總則は讀聞かせられしや。(第三季ノ問)

十八　本任地內各教會の會員名簿及教會議會記錄ありや。又其記載方は精細なりや。(四季會ハ是等ノ記錄ヲ檢査スベシ第三季ノ問)

十九　地方傳道者及勸士は品行の檢査を經しや。又其免許狀は改められしや。(第三季若クハ第四季ノ問)

二十　明年會年度の會吏には誰が選定せらるゝや。(第四季ノ問)

廿一　記錄會吏には誰が選定せらるゝや。(第四季ノ問)
廿二　部會吏には誰が選定せらるゝや。(第四季ノ問)
廿三　日曜學校長には誰が選定せらるゝや。(第四季ノ問)
廿四　委託人より報告ありや又其報告は左の諸問に付きて何を示すや。(一)會堂及牧師館の數幷に之が爲め本年度費したる金額幾何なりや。(二)其價格は幾何なりや。(三)其證書には條例中委託の條項(第四百二十條を看よ)を記入せるや。(四)證書類は何處に管理せられるや。(五)何處ヿ登記せられしや官廳、帳簿頁數を明記す可し(第四季ノ問)
廿五　禮拜堂を有せざる敎會は幾何ありや。(第四季ノ問)
廿六　年會に提出を要する統計は何なりや。(第四季ノ問)
廿七　雜件ありや。

廿八　次回の四季會は何處に開くべきや。

第五節　教會議會、

問　教會議會に對する規定は如何。

第八十八條　答一　凡駐在所に於ては每月一回巡回區に於ては各任所に少くとも每三ヶ月一回其所屬會員及當所在住の年會員相集り教會議會を開くべし。主任傳道者は其議長たるべし。其集會日は最多數の會員に最も便利なる時を選ぶべし、若し安息日に議會を開くときは午前の公拜に碍なからんことを要す。

第八十九條　答二　每年年會后初次の教會議會に於て書記一名を選定すべし、書記は會議に於て議事を筆記して之を一定の記錄に轉載し及條例の規定により年會に提出を要する統計表を四季會に差出すべし。又教會に加入するものゝ姓名其入會及處分の月日方法を時日の順

序に從ひ常備名簿に記入し且地方長老地方執事地方傳道者內外國人の差別を詳記すべし。尚又該會衆中の受洗者及結婚者の姓名を常備錄に記載し別にイロハ順を以て會員名簿を調製し之を牧師の用に供すべし。

第九十條 答三 議會に於て特別議定なきときは每會必ず會員の氏名を点呼すべし。若し轉居及其他の事已により十二ヶ月間全く失踪せるものあるときは議會は其姓名を名簿より删除することを得。但し失踪者現出し舊の如く會員たらんことを要求するときは議定の表決により復籍することを得。

第九十一條 答四 執務順序大畧左の如し。

一、左の諸報告を受くべし。

一、前回集會後の傳道事業に關する傳道者の報告。

二、組長の報告。

三、日曜學校の報告。

四、當該教會々吏の報告。

五、エブウオルス同盟會の報告。

二、議會ハ左の諸問により調査をなすべし。

一、教會の貧者救助の爲め何をなし居るや。

二、本教會は宣教及會堂建築幷に其他の教會事業及年會の指定せる醵集金のため其本分を盡すや。

三、我教會の宗教文學は頒布閲讀せらるゝや。

四、本教會は祈禱會若くは日曜學校を增加し又其他の方法により其事業を擴張するを得べきか。

五、本教會の勢力を接近の四隣に及ぼして之を(教會)强固盛大な

らしめんため且基督教擴張のため尙はなし得らるゝことありや。

第九十二條 答五 以上の執務順序にて集會の時間を甚だしく延長するの恐あるときは議長は時に應じ最緊要の事件を選で之を堤出することを得。

第九十三條 答六 教會議會は禮拜を以て開き禮拜を以て閉ぢ會議中は各員常に敬虔祈禱の心を存すべし。

第九十四條 答七 教會議會の書記は會員名簿及教會議會記錄を第三四季會に差出して其撿査を受くべきものとす。

第三章 教師及教會役員

第一節 傳道の爲め聖靈の感動を受けたりと思ふものを試驗する事。

問 傳道の爲め聖靈の感動を受けたりと告白するものを試驗する方法如何。

第九十五條 答 試驗は左の問を以てすべし。

一、彼等は神は罪を赦し給ふことを知れりや。○神の愛常に彼等の裏に存するや否や。○神の外に彼等が慕ふものはなきや。○彼等は凡ての行を聖くするや。

二、彼等は傳道に任る才幹又は信德ありや。○彼等は(通常の)明敏よして健全なる理解力ありや。○神の事に就て正確なる判斷力ありや。又信仰によりて救を得ることに就き正實なる概念ありや。○彼等は正實にして容易く且明瞭に説話し得るや。

三、彼等は其働きに結果ありや。○彼等の傳道よよりて實よ罪を悟り神に歸したるものありや。

何人にても以上三樣の証跡を具有する限りは傳道の爲め神の召を受けたるものと信ず。我儕は以上の証跡を以て其人の聖靈に感じさる十分なる証據となすものなり。

第二節　監督の選擧、聖成及職掌。

問一　監督を選任する方法は如何。

第九十六條　答　總會之を選擧し三名の監督若くば少くとも一名の監督と二名の長老之に按手するものとす。

問二　死去放逐若くは他の緣由ありて本敎會に監督なきときは如何になすべきや。

第九十七條　答　總會は一名の監督を選擧し而して諸長老若くば其中總會の時に指定せる三名の者本敎會の禮文により之に按手禮を執行すべし。

問三　監督の職掌ハ如何。

第九十八條　答一　總會及年會の議長となること。

第九十九條　答二　各年會所管に於て傳道者の任處を指定すること。

但し左に列記するものゝ外何れの傳道者たりとも全一の巡回區若くば駐在所に四年以上勤續せしむるを得ず。

フロリダ年會所管内キーウエスト駐在傳道者。

全教會附屬の諸役員。

非職及老衰傳道者。

米印度人及外國に派遣せられたる宣教師。

監獄及兵營禮拜主事。

海員特別傳道及米國聖書會社事業に任せらるゝ傳道者。

本教會所轄、諸學校々長、教頭若くば教員。

又年會の請求あるときは左の件々をなす事。
傳道者を本教會所轄外の學校に任じ四ヶ年以上勤續せしむると
其年會所管內に日曜學校新設、補助及雜書分布の爲め巡察使を選
定すること。本教會學校及慈善事業のため委員一名若くば數名を
選定すること。書籍行商本局員若くば行商人頭取一名及年會機關
新聞編輯人を選定すること。
監督は年會より請求あるときは傳道者試補若くば年會々員を本教
會所管の學校に學生たらしむることを得。但し此の如く學校に於て
費したる年月は年會にて試補として要求せられたる年月に算入せ
られざる者とす。
第百條　答三　主部長老を選び其任所を定め必要を認むるときは之
を更迭すること。

但し何の主部長老たりとも全一部に四年以上勤續せしむるを得ず。

第百一條 答四 年會々期外にて必要なる場合に於ては條例の規定により傳道者を更迭、収錄及停止すること。

第百二條 答五 監督長老及執事に按手禮を施行すること。及其按手禮を施行せし人々の姓名を年會の記錄に記載せしむること。

第百三條 答六 年會常務執行上條例の疑義を判決すること。但し其疑義は書面を以て提出し且監督の判決と共に年會の記錄に登載するものとす。

監督既に條例の疑義に判決を下したるときは其判決若くば解釋を受けたる條例を當時關係の事件に適用する區域を定むるは年會の權内に在るものとす。又年會は以上の判決に對し監督會に上告するの權を有す。但監督會の裁定は該事件に關して最終の判決とす。

凡そ監督の判決は當時關係の事業を除くの外適用の効用なく又監督會の認定を經るまでは公示するを得ざるものとす。
各監督は前監督會の後になしたる判決を書面に記載して次年の監督會に報告すべく又其判決監督會の認定を經るときは總て記錄に登載して永く保存し且つ諸監督の一決する法式によりて公示すべきものとす而して以上の如く認定登錄及公示を經たる諸判決は適用の効用を有する解釋若くば說明とす。

第百四條　答七　年會に議長たるとき條例の疑義につき四季會議長の判決に對する上告を聽き之を判決すること。但し該上告に係る疑義は監督の判決と共に其年會の記錄に登載すべきものとす。

第百五條　答八　其意見に從ひ地方部を設くること。
但し一部內に二十箇以上の任所を設くべからず。

第百六條　答九　必要を認むるときは巡回區駐在所若くば宣敎地を二箇若くば二箇以上に分割すること。

第百七條　答十　可成的其總管部内に在る主部長老の諸部を巡回して説敎をなし及敎會の心靈上及會政上の事務を監視すること。

問四　監督は前年會にて否拒、除名若くば地方傳道者とせられし者を假傳道者として使用することを得べきや。

第百八條　答　監督は請來者として否拒せられたるもの若くば其請求に由らずして除名せられ又は地方傳道者とせられし者を其否拒、除名若くば地方傳道者とせられし當時年會若し其權を與へざれば使用することを得ず。

第三節　主部長老、

問一　主部長老の職掌は如何。

第百九條　答一　其指定せられたる部内を巡回して説教をなし、及教會の心靈上及會政上の事務を總理すること。

第百十條　答二　監督不在のとき其部內の巡回傳道者、地方傳道者及勸士を統督すること。

第百十一條　答三　年會開期外にて監督不在のときは條例の規定により其部內にある傳道者を更迭、収錄及停止すること。

第百十二條　答四　可成的各四季會に臨席し四季會の會員を召集し其議長となること。

第百十三條　答五　四季會の常務執行上に條例の疑義を生じ書面を以て提出さるゝときは之を判決すること。而して其判決に對して次回の年會議長に上告するを得。然れとも條例の適用は總て四季會の權內に在るものとす。又條例の疑義及判決は一切四季會の記錄に登載する

ものとす。

第百十四條　答六　部內に於て條例各條欵の實施如何に注意すること。至當の方法より宣教及日曜學校事業幷に本敎會附屬の出版所に於て雜書日曜學校用書籍等の出版を勉めて盛ならしむること。兒童敎育及書籍定時刊行物供給に係る規則は堅く守られしや否を各四季會に於て詳細に調査すること。主任傳道者が聖禮式を執行し敎會議會を開き品行戒規を實施し其任地に賦課せる醵集金を收集するや否を詳細に調査すること。部內に於て職務を怠る各巡回傳道者姓名を年會に報告すること。

第百十五條　答七　監督其部內を巡視するときは之に隨伴し巡視せざるときは部內の狀況に就て緊要の件々を書面を以て通知すること。

第百十六條　答八　傳道職志願者に監督の定めたる學科を指示する

こと。

第百十七條 答九 第四四季會に於て各任地の統計全表を求め主任傳道者が其報告をなさゞるときは年會に差出す爲に備ふること。又部會の記錄を一切年會に差出さしめ其の撿査を受くること。

第百十八條 答十 傳道者にして其巡回區を離るゝものあるときは主部長老は可成的他の傳道者を以て之に代らしむ事。

問二 主部長老は前回の年會に否拒除名せられし傳道者又は地方傳道者とせられし者を使用するの權ありや。

第百十九條 答 主部長老は請求者として否拒せられたるもの若くば其請求に由らずして除名せられ又は地方傳道者とせられし者を其否拒、除名若くは地方傳道者とせられし當時年會若し其權を與へざれば使用するを得ず。

巡回區、駐在所、宣教地の主任傳道者。

第四節

問　巡回區、駐在所、若くは宣教地の主任傳道者の職掌如何。

第百二十條　答一　福音を宣べ傳へ幷に主部長老若くは監督不在の時には任地諸教會にて執行せらる可き諸禮拜式指定の權を有すること。

第百廿一條　答二　條例の規定により、會友を入會せしめ及之を審判放逐すること。

第百廿二條　答三　毎年組長を選定し又須要により之を更迭する事。

第百廿三條　答四　本教會の禮式及規則を悉く遵守せしむること。又總則は少くとも毎年一回各會衆に讀聞かさしむること。

第百廿四條　答五　任地内の各會衆をして各四季會前の金曜日に斷食せしむること又其斷食の日に於て禮拜式を行ふことを得る所には之を行はしむること。

第百廿五條　答六　主部長老不在の節四季會を開き之を司ること。

第百廿六條　答七　可成は一週一回任地の組長及會吏の集會を開き其報告を受くること。

第百廿七條　答八　毎四季會に前季中に入會せしもの及死去者轉會者、退會者、及放逐せられしものゝ姓名幷に其駐在所巡回區若くば宣教地の全体の狀況を報告すること。

第百廿八條　答九　毎季任地の狀況を主部長老報告すること。

第百廿九條　答十　本教會の書籍及定時刊行物は任地内に相當に購讀せしむること。

第百三十條　答十一　訪問に便ずるの要用あるときは會友の住所を明記する人名簿を備ふること。

第百三十一條　答十二　任地に係る事項の明細書及本教會定時刊行

物の購讀者姓名表を後任者に渡し置くこと。

第百三十二條 答十三 任地に於ける受洗者及結婚者の姓名等は常備錄に記載せしむること。

第百三十三條 答十四 任地の各教會に會友名簿を備へしむること。尤も此名簿には管轄駐在所巡回區若くば宣教地に在る本教會に屬する人々の姓名其入會及所分の月日方法を記入し、且地方長老、地方執事地方傳道者、内外國人の差別を詳記するものとす。又年會開期の際自己の管理に屬する以上各種の人々の現在數を年會に報告すること。又一個以上の教會組織せられたる任地に於ける會員の姓名は其屬する所の教會若くば任地の下に記載せしむること。

第百三十四條 答十五 條例若くば年會の指定する方法により力を盡して我教會各宣教局の利益を增進し之がため任地に於て一年間に

醵集せる總金額を年會に報告し又每年一回任地內各敎會に米國聖書會社の要求を告知し而して之が爲めに其醵集せる寄附金の收入總額をも報告すること。

第百三十五條　答十六　管轄巡回區、駐在所、若くば宣敎地に在る日曜學校及びエプウオルス同盟會の總數及狀況を開會每に四季會に報告し又日曜學校及其生徒、敎員、校長幷に附屬書籍の總數を調査して記錄に記入の爲め每年一回四季會及年會に報告すること。

第百三十六條　答十七　基督敎主義の敎育に付き說敎をなし父母に子女敎育の切要を勸諭して成るべく敎會の諸學校に子女を入らしむるを奬勵すること。

第百三十七條　答十八　管轄地內に在つて年會の恩給を受くるものゝ狀態に付き年會每に報告書を聯合會計局に差出すこと。

第百三十八條　答十九　管轄地より他へ轉ずるものに左の書式に準じ証狀を與ふること。

證　狀

何　某

右者從來何年會何駐在所(巡回區若くば宣教地に於て南メソヂズト監督教會の忠實なる會友に有之候

年月日

主任傳道者姓名(印)

此証狀は日付より十二ケ月を經ば無効たるべし最も所有者不得已事故ありて期限內に其証狀を使用すること能はざる場合を除くの外は既に退會せしものと見做さるべし。

証狀を以て入會するものは其証狀の日付より以後の品行に就きては其証狀を収領せる教會に對して責任を負ふものとす。

第百三十九條　答二十　我敎會の敎師は聖書に示す唯一の原因に依りて離婚せし無罪のものを除くの外は總て離婚せしものゝ婚禮を行ふことを禁ず。

第五節　巡回傳道者試補登用、

問　傳道者は如何にして巡回傳道者試補に登用せらるべきや。

第百四十條　答一　年會之を登用す。但し年會々期外に於ては監督若くば主部長老之を收錄して年會の期に至るまで傳道に從事せしむるを得。

第百四十一條　答二　何人にても先其巡回區駐在所若くば宣敎地の部會より推薦を受けざれば試補に登用さるゝを得ず。又志願者にして監督の指定せる學科に就き年會特選の委員の試驗を經て及第せるものゝ爲に登用の表決を取るを得ず。

第百四十二條　答三、前條の手續を經たる上年會は多數決により志願者を試補に登用することを得べし。注意――此試補たるや牧師として要する資格を備へ又説敎を爲す能力あるのみならず、牧會上適當の資格をも有すべきものとす、既に其職に在るも以上二の內其一にても不完全なるときは之を除名することを得、但し之が爲めに其試補に惡名を負さしむることゝはならず、此の如くならざれば試補に非ず。

第六節　巡回傳道者登用法、

問　年會正員に登用せらるべき者は誰れなるや。

第百四十三條　答一　傳道者にして試補に登用せられしときより起算し二年間引續きて正規の巡回傳道に從事せし上年會の認可を得たるものに限る。

第百四十四條　答二　凡そ傳道者は年會正員に登用せらるゝに先ち

監督の規定せる敎職志願者所修の學科の試驗に及第することを要す。又何れの場合に於ても試驗委員の推薦あるまでは登用の表決を取るを得ず。

第百四十五條　答三　外國宣敎地に從事する宣敎師は試驗を受くる爲め年會に出席せざるも其宣敎地の総理の推薦あるときは年會正員に登用せらるゝことを得。

問二　年會に於て傳道者を正員に登用する方法は如何。

第百四十六條　答　斷食祈禱の後年會々衆の面前に於て左に掲示せることゝ其他要用と認むる事とを推薦を得たるものに問ふべし。

爾キリストを信ずるか。

爾完全の道に進み居るか。

爾此世に於て愛の完全ならんことを待ち望むか。

爾切に之を求め居るか。
爾全靈全体を以て神に事へ其働きに從事せんことを決心せるか。
爾喜んで本敎會の條例を遵守せんと欲するか。
爾各所に於て勉めて小兒を敎導せんとするか。
爾家々を訪問せんとするか。
爾敎誨と躬行とを以て人々に斷食を勸めんとするか。
爾己れの職務を妨ぐる程の負債あるか。
爾特別に左の諸條を守らんとするか。
一、勤勉なるべく事を執らざる可らず、又無益の業を執るべからず徒らに時を消費すべからず。
何れの場所にても必要の外に時間を消費すべからず。
二、精密に時間を守りて違ふべからず敎會の規則を改正せず寧ろ

之を遵守すべし、而して良心によりて之を遵守すべし。

三、凡事皆自己の意思によることなく福音に由れる所の子として之を行ふべし、故に我儕の指示する方法により即說敎すること組會に出席すること、家々を訪問すること、特に病者を訪問すること、及讀書、默想祈禱、に時間を用ゆるは爾の本分なり殊に主の葡萄園に我儕と共に勞働かんとせば主の榮光を彰はすに最もよしと我儕の認定する時と場所とに於て吾等の指定する事業をなすを要す。

右の諸問に對して滿足なる答をなすものは年會之を多數決により正員に登用することを得。

第七節　巡回執事、

問　執事を選任する方法は如何。

第百四十七條　答一　年會の過半數によりて選擧し監督之に按手するものとす。

第百四十八條　答二　執事に任ぜられんとする巡回傳道者は先づ督監の指定せる教職志願者所修の學科の試驗に及第することを要す、又何れの場合に於ても試驗委員の推薦あるまでは、執事職に選擧の表決を取ることを得ず。

問二　巡回傳道者は幾年の試を經ば執事の職に任ぜらるゝや。

第百四十九條　答　二年間正規の巡回傳道に從事せしものにあらざれば、執事の職に選任せらるゝことを得ず、然れとも監督に選れて宣教師に任ぜらるゝものは此限りに非す、此場合に於ては年會は必要と認むるときは滿期に至らざるも執事の職に選擧することを得。

問二　巡回執事の職掌は如何。

之を遵守すべし、而して良心によりて之を遵守すべし。

三、凡事皆自己の意思によることなく福音に由れる所の子として之を行ふべし、故に我儕の指示する方法により即說教すること組會に出席すること、家々を訪問すること、特に病者を訪問すること、及讀書、默想、祈禱、ａ時間を用ゆるは爾の本分なり殊に主の葡萄園に我儕と共に勞働かんとせば主の榮光を彰はすに最もよしと我儕の認定する時と場所とに於て吾等の指定する事業をなすを要す。

右の諸問に對して滿足なる答をなすものは年會之を多數決により正員に登用することを得。

第七節　巡回執事、

問　執事を選任する方法は如何。

問二　巡回執事は幾年の試を經ば長老の職に任ぜらるゝや。

第百五十五條　答　各巡回執事は長老に擧げらるゝ前二年間其職を勤むべし、然れども宣教師の場合に於ては年會は其見込に從ひ滿期に至らざるも之を長老の職に選擧するの權あるものとす。但し既に試驗を經て執事の職に選擧せられたる後、監督不在にして按手禮を領せざる傳道者は其選擧のときより起算し滿二年にして長老に選擧せらるゝことを得。

問三　巡回長老の職掌は如何。

第百五十六條　答一　パプテスマ及主の晩餐を施行し幷に婚禮を執行し又神の拜禮を一切司ること。

第百五十七條　答二　巡回傳道者の一切の職掌を盡すこと。

問四　年會の組織なき外國に勤る宣教師及土着傳道者に就ては如何

第百五十條　答一　長老不在のときバプテスマを施行し及婚禮を執行すること。

第百五十一條　答二　長老を輔けて主の晩餐を施行すること。

第百五十二條　答三　巡回傳道者の一切の職掌を盡すこと。

第八節　巡回長老、

問一　長老を選任する方法は如何。

第百五十三條　答一　年會の過半數によりて選擧せられし一名の監督と數名の臨席長老の按手によりて任せらるゝものとす。

第百五十四條　答二　長老に在せられんと欲する巡回傳道者は先づ監督の指定する教職志願者所修の學科の試驗に及第することを要す又何れの場合に於ても試驗委員の推薦ある迄は長老職に選擧の表決を取ることを得ず。

該委員は調査をなすに當り出願者の身体健康上職務に堪へざるの一事を除くの外何等の事情あるも之を酌量するを得ず。但し該委員若し願を許すべからざる旨を報告するとも年會ば出席員の四分の三以上の同意を得るときは其願を許可することを得べし。又年會は出願者の諾否に關らず、其願の件を委員に付して調査せしむるの權あるものとす。

第百六十一條 答三 疾病其他止むを得ざる事故なくして指定の業務に從事せざる非職傳道者は其職任を行ふとを許さず、又我教會中に在りて説教することをも許さず然れども結句の所置は所屬年會の主理に係るものにして年會は場合に應じ之を無罪に擬し或は職務を停止し或は地方傳道者となし或は放逐する權を有す。但し是等は皆委員審判を要求することを得。

になすべき乎。

第百五十八條　答　該宣教地の主任監督は總理及び在留の宣教師の推薦により若くは又之なきときは自已の見込により執事及長老に任ずるの權あるものとす。

第九節　非職傳道者、

問　非職傳道者とは何ぞや。

第百五十九條　答一　疾病により常に傳道し能はずと雖ども監督の指定する所よして力に堪へ得る働は其何たるを問はず之をなさんと欲するものを非職傳道者と云ふ。

第百六十條　答二　非職を出願するものあるときは年會は先づ其願を年會係累委員の調査に付し委員の推薦を待て之を許可すべし此委員は七名より少からざる年會員を以て組成し年會之を指定すべし又

第百六十四條　答三　所屬年會所管外に住居する老衰傳道者は其品行に付て住居地の年會に對し責任を負ふものとす而して該年會は之を其諸部の會員と同一に見做して審判し或は無罪に擬し或ハ職務を停止し或は放逐するの權を有す。

第十一節　地方傳道者、

問一　傳道者免許に關する定規は如何。

第百六十五條　答一　部會は其才幹信德有用共に其任に堪ふるの見込あるものに傳道免許狀を付與し又年々其免許狀を改むるの權を有するものとす。

第百六十六條　答二　何人にても所屬四季會の推薦なきものには、傳道免許狀を付與すべからず。又何人にても先づ教理條例に就て主部長老の指定せる三人の試驗委員より試驗を受け且つ普通學の智識ある

第十節　老衰傳道者、

問　老衰傳道者とは何ぞや。

第百六十二條　答一　巡回傳道のため全く老衰せる傳道者を云ふ。

第百六十三條　答二　老衰傳道者たらんことを出願するものあるときは年會は先づ其願を年會係累委員に付し委員の推薦を待て之を許可すべし。此委員は七名より少からざる年會員を以て組成し年會之を指定すべし又該委員は調査をなすに當り「出願者は眞實に巡回傳道のために、勞衰せる乎」の一事を除くの外何等の事情あるも之を酌量することを得ず。但し該委員若し願を許すべからざる旨を報告するとも年會は出席員四分の三以上の同意を得るときは其願を許可することを得べし。又年會は出願者の諾否に關らず其願の件を委員に付して調査せしむるの權あるものとす。

のは執事に任ぜられし時より四年間傳道し長老の職に就く豫備をなす者の爲に監督の指定せる學科の試驗を部會に於て受け、及第を証明せる議長と書記の連署したる推薦書を得べきものとす、而して教會の教理條例を信ずる証明書を此推薦書に添へ年會に差出すべし。年會之を調査して認可せば則ち長老の職に任ぜらるゝことを得。

但し地方執事として三連年を經、續て巡回傳道者試補として一年を經て年會の認可を得たる者は長老の職に選擧せらるべき者とす。

問四　右の外地方傳道者に關する規定は如何。

第百六十九條　答一　地方傳道者は其所屬の巡回區駐在所若くは宣教地の主任傳道者を助けて傳道をなすべきものとす。故に主任傳道者は其本務に就くときは直に地方傳道者に請求して幾許の勤務を爲し得るや、又幾許の勤務を爲さんことを願ふべきやを申告せしめ之に依

ことを證明せざる者には傳道免許狀を付與すべからず。又免許狀は部會議長及書記署名なくば無効とす。

問二　地方傳道者は幾年の試を經ば執事に任ぜらるゝや。

第百六十七條　答　地方傳道者の執事の職に選擧せらるゝことを得るものは正規の免許狀を受けしときより四年間傳道し執事の職に就く豫備をなすものゝ爲に監督の指定せる學科の試驗を部會に於て受け其議長と書記の連署したる推薦書を得、而して年會々衆の面前に於て品行の試驗を經て其認可を受くべきものとす。

但し地方傳道者として三連年を經、續て巡回傳道者試補として一年を經て年會の認可を得たるものは執事の職に選擧せらるゝものとす。

問三　地方執事は幾年の試を經ば長老の職に擧げらるゝや。

第百六十八條　答　地方執事の長老の職に選擧せらるゝことを得るも

關する証明狀を受くべし。此証明狀を所持せざる時は他所に於て地方傳道者として受入らるゝを得ず。

第百七十三條　答五　地方傳道証明狀若くば職務に關する証明狀を受領せし日より六ケ月以內に之を某四季會に差出さゞる者は本敎會に於て地方傳道者として認定さるゝを得ず。但し已を得ざる事故ありて遲延せる塲合には其事由を申出で四季會の承諾を得る者は此限にあらず。

第十二節　他敎會より敎師を受入るゝ事、

問　他敎會の敎師にして本敎會に入らんことを請ふ者を受入るゝ方法は如何。

第百七十四條　答一　他敎會の敎師にして本敎會に入りて地方傳道者たらんことを願ふ者は部會は其資格十分なるを認定し且地方傳道

りて彼等の爲めに一定の勤務方法を設け且つ彼等に新に會衆を起し入會志願者の姓名を受領し便宜の時は其入會式を行はしむべし。尤該會衆志願者及び會員は速に之を主任傳道者に報告して其世話を受けしむるを要す。地方傳道者は其勤務の範圍及び成蹟報告書を第四四季會に差出すべし。

第百七十條 答二 各地方長老執事及傳道者の姓名は其所屬四季會の帳簿に必ず記入するものとす。

第百七十一條 答三 巡回傳道者若し地方傳道者となる時は地方傳道證明狀を他の四季會に差出す迄は其最後に在職せし任地の四季會に對し責任を負ふものとす。

第百七十二條 答四 地方長老執事及傳道者は他の巡回區駐在所若くば宣教地に移る時は主部長老若くば主任傳道者より當時の職務に

持し本教會に入りて巡回傳道者たらんことを願ふ者其職位に相當する本教會の按手誓約を爲さば年會は其才幹、信德、有用等十分なると及び本教會の教理條例を承認せることを認定せる上は按手誓約を行ひて之を執事若くは長老の儘年會の正員に登用することを得。但しメソヂスト監督教會より入會せる者を除きて凡ての教師は監督の指定せる學科の試驗を要し其試驗は各級試驗委員より認定せらるべきものとす。

第百七十七條　答四　既に受入れられし且つ其職任を公認せられたる教師には本教會の監督一名調印したる左式の證明狀を付與すべし。

何　某

右是迄某教會の會員幷に教師にして其慣例に遵ひ按手禮を受けて執事(長老)の職に在りしが此度某年會に登用せられて巡回傳道

者の爲めに指定せられたる學科の試驗を通過せしめたる上之を受入るゝを得べし○然れども年會に於て其職位を公認する迄は執事若くば長老の本務を行ふことを得ず○但し監督は本項により受入れられたる敎師に其見込を以て年會開期迄執事若くは長老の職務を行ふことを許すを得○

第百七十五條　答二　前項により既に受入れられ且つ部會の推薦を得たる敎師が年會若し其職位に在ること本敎會の敎理條例を承認せること及才幹信德有用等十分なることを認定せし上は唯按手誓約のみを行ひて其職位を公認することを得本人若し年會に出席すること能はざるときは本敎會の敎理條例幷に按手誓約を遵守する趣の証明書を送達するを要す○

第百七十六條　答三　他敎會の敎師執事若くは長老の正當証狀を所

第百八十條　答　主任傳道者の指揮に從ひ機會あれば則ち祈禱會及び勸導の集會を開くこと。

問三、尚其外勸士に關する規定は如何。

第百八十一條　答一　勸士は各々勤勉以て其本務を盡すべし。傳道者の職權を侵すべからず。

第百八十二條　答二　勸士は職務上其所屬任地の四季會の會員とす其他の場合に於ては總て其待遇は普通會員と同一たるべし。

第百八十三條　答三　勸士若し他の巡回區駐在所若くは宣教地に移るときは主部長老若くば當時所屬任地の主任傳道者より職務証明狀を得ざれば其職分を認めらることを得ず。

第十四節　組長、

問二、勸士の職掌は如何。

者（此度受入られて某巡回區地方傳道者）となれり、此後其言行一切基督の福音の道に合ふ間は南メソヂスト監督教會に於て其職務を行ふの權あることを證明するもの也。

救主紀元何年何月何日　　何　某　印

第十三節　勸士、

問一、勸士免許に關する規定は如何。

第百七十八條　答一　四季會は勸士に適當なる人に免許を與へ又其才幹は信德、及び有用皆其職に堪ゆるの見込ある者に毎年其免許狀を改むるの權を有す。

第百七十九條　答二　凡そ其所屬教會若くは任地の組長會の推薦なき者に勸士の免許を與ふることを得ず。又四季會議長の署名なき免許狀は無効とす。

(二)毎週一回教師及會吏に面會して組中の疾病に罹れる者若くば放恣の行をなして諫を聽かざ者あるときは之を教師に告げ知らせ前週中に組中より請取の金錢を會吏に拂渡すこと。

第十五節　會吏、

問一、會吏を選任する方法は如何。

第百八十八條　答　主任傳道者之を指名し四季會の裁定に任ずるものとす。

問二、會吏に關する規則は如何。

第百八十九條　答一　會吏は篤實敬虔の男子にしてメソヂスト教會の教理及び條例を熟知尊重し且教會の雜務に堪ふべき才幹經驗を備ふる者たるべし。

第百九十條　答二　會吏の職掌は左の如し。

◎此は都市の教會にのみ關するものとす都市の教會は貧者概して多く教會費亦隨て多額なればなり

問一　組長を選任する方法は如何。

第百八十四條　答　主任傳道者は一組より一人を選びて其長に任ずるものとす。

問二　組長に關する規則は如何。

第百八十五條　答一　組長には正確なる判斷力を有し誠實に神を敬愛する男子たるべし。

第百八十六條　答二　主任傳道者は少くとも毎季一回各組長を其司導方に就き精しく撿査すべし。

第百八十七條　答三　組長の職掌左の如し。

(一)少くとも毎週一回組中の各人に面會して其靈魂の安否を尋ね場合に應じ之を諭し或は諫め或は慰め或は勸め傳道者教會及貧者補助の爲め出す所の金錢を請取ること◎

聖晩餐用のパン―と葡萄酒を備ふること。
必要の場合に於ては特に人を選んで傳道者の供給及び其他の用途に充つる寄附金を集めしめ之を領収して四季會に報告すること。
必要の場合には各會衆に於て毎季集會をなすこと。
必要の場合には各組合に廻章を送り出金の増額を勸むること。
又必要の場合には四季會に報告せる教會財政の狀況を各組合に通知すること。

第百九十一條 答三 各巡回區及び駐在所の會吏は(牧師館の設けなき所には)常置委員として新任傳道者の家族の爲めに住宅を備へ又ハ之を助けて其居宅を求むべし。

問三 會吏は誰に對して職務上一切の責任を負ふや。

第百九十二條 答 四季會而して四季會は會吏を免職するの權ある

議長書記會計を選擧すること。
傳道經費の豫算額を定むること。
傳道者供給の爲に醵集して金錢食物等の綿密なる計算をなすこと。
傳道者に給與し又は貧者病者を賑恤せし諸費額を精密に報告すること。
貧困者を探索して之を扶助慰籍すること。
病者又不品行の者あらば之を傳道者に通知すること。
傳道者に過失ありと思ふ時は之に忠告すること。
役員會及び四季會に出席すること。
巡回區內傳道事業に關し諮問を受くるときは意見を提出すること。
諸敎會に金錢を配當する爲め開設する委員會に出席すること。
仲裁事件あるときは其意見を提出すること。

第十六節

部會吏會、

第百九十六條 毎年各部に於て一任地毎に一名の會吏を出して集會を開くべし。此會吏毎年會吏選擧の際主部長老の指名により四季會の選擧するものとす。主部長老ハ此會の議長たるべく、又此會の職務ハ主部長老と協議の上主部長老の旅費給料の豫算金額を定め又年會指定により聯合會計局より該部に賦課せる醵集金を合せ之を其力に應じて部内各任地に賦課するものとす。主部長老供給費の賦課額ハ各任地の會吏之を其傳道者供給金額に合せ又其集金方も之と同一にすべし、而して其醵集金は比率により四季會に於て分配すべし。

集會の時日と場所は主部長老之を定むべし。

第百九十七條 部會吏會は特に書記を選任して其記録を造らしめ主部長老之を保存す可し。書記は賦課金額を部内各任地の會吏に通知す

ものとす。

問四　各巡回區及び駐在所の會吏の數は如何。

第百九十三條　答一　一任地に於て會員三十名毎に一名の會吏を置くことを得、此會吏は毎年選擧するものとす。但し巡回區內各組合に一名各巡回區及び駐在所に少くも七名の會吏を置くことを得。

第百九十四條　答二　二個以上の巡回區若くば駐在所合併するときは會吏は第一四季會に於て新任者を選擧するまで其職務を繼續するものとす。

問五　記錄會吏の職掌は如何。

第百九十五條　答　四季會の記錄を保存し前年中會吏局取扱の事務の報告を年會聯合會計局に提出し又之を四季會幷に部會に提出して其撿查を受くること。

第貳百一條　答二　死去、辭職其他の事故により委托人局に欠員を生ずるときは直に補欠すべし。

第貳百二條　答三　適當の人あるときは九名の委托人を選擧して敎會の財産を保管せしむべし若し九名を得ざるときは七名若くば五名若くば三名を選擧すべし、而して此委托人は其局長書記及び會計を選擧すべし。

第貳百三條　答四　各巡回區駐在所及宣敎地の委托人局は四季會に對し責任を負ひ四季會は之を免職するの權あるものとす。又委托人局は毎年一回四季會に其事務の報告をなすことを要す。

地方部財産委托人局にして四季會に選任せられたるものは其四季會に對し本項と全一の關係を有するものとす。

第貳百四條　答五　二箇以上の巡回區若くば駐在所を合併するとき

可し。

第十七節　委托人、

問一　委托人を選任する方法は如何。

第百九十八條　答一　府縣の法律に於て特別の規定なき限りは主任傳道者若くば主任傳道者不在のときは主部長老委托人を指名し四季會の裁定に任ずるものとす。

第百九十九條　答二　地方部財産の委托人は其部會之を選任すべし。主部長老之を指名し部會の裁定に任ずるものとす。

問二　委托人に關する規則は如何。

第貳百條　答一　本教會の牧師館會堂各種學校の建物の委托人は其年齡滿二十一年以上にして成る可く本教會の會員たるべし若し之を得ざれば委托人局の三分の一は本教會以外より選擧するも妨なし。

救はれんとする希望あり、且つ其信仰の眞正にして教會の規則を守る志の十分なる確証を與へたる時は之を教會に受け入る可し。

第貳百七條　答二　此等の点に於て滿足なりと思ふ時は、教師は便宜の時を選び志願者を會衆の面前に來らしめ、指定せられたる法式に從ひて之を受け入る可し。

第貳百八條　答三　若し品行善良なる他教會員にして本教會に加はらんことを願ふ時は、以上の式に由らず唯だ通常の問に滿足なる答を與ふるのみにて入會せしむることを得。

第二節　教會の小兒、

牧會上小兒の教訓に付き四季會に提出する主任傳道者の報告書中に特に注意す可き事項、

問　教會の小兒に關する規定は如何。

は其委托人局は之と同時に解任したるものと見做すべく新設の「巡回區若くば駐在所の四季會は本節問一に對する答一の規定に從ひ新に委托人局を選任すべし。

第貳百五條　答六　委托人たるものは何人をも他の委托人と共に金錢に關する証人たる間は其職務を免ぜらるゝを得ず。但し敎會其委托人の擔當したる部分を辨償して債主の承認を受くるときは之を免職せしむることを得べし。

第四章　敎會員、

第一節　敎會員を受け入るゝこと、

問、敎會員を敎會に受け入るゝ法如何。

第貳百六條　答一　人敎會員たらんことを申し出づる時は、主任傳道者其精神上の情態を尋ね、其果して來らんとする怒を避け己が罪より

第二百十三條　答五　稍長じたる小兒及び少年教訓の爲に便宜を計り聖書組を起し、又自已に於て之を管理する能はざる塲合には、其れが爲に適當なる組長を置くは傳道者の特別の本務となす。

第五章　禁酒、

問　飮酒の大害を撲滅するの法如何。

第二百十四條　答一　凡て我か傳道者及び會員は、我敎會の總則中「酒に醉ふと、止むを得ざる時の外に酒を飮む事」を禁ずる箇條を忠實に守る可し。

第二百十五條　答二　酩酊は明かに聖書に禁ぜられたる罪惡なるに由り凡て酩酊せし塲合には不品行の廉を以て條例を執行す可し。已を得ざる時の外に飮酒したる塲合には不妥の行爲として條例を執行す可し。

第二百九條　答一　教師は勉めて両親を勸誘し、成る可き丈け早く其小兒に洗禮を施して之を主に捧げしむ可し。

第二百十條　答二　訪問の時牧師は特に小兒に注意し親しく且つ懇ろに其才智に應じて經驗上及び實際上の敬神の事を語り、之が爲め切に祈り洗禮の性質、目的及び之に由て來る特權義務を忠實に教へらるゝに至らしむ可し。

第二百十一條　答三　小兒已に基督に於ける信仰の告白中に含まれたる責任を覺り、且つ之を行はんとする眞實熱心の決意を證明する時は、條例の規定に從ひ教會員として公認す可し。

第二百十二條　答四　我教會問答を日曜學校幷に家庭に可成だけ廣く用ゐしめ、且つ傳道者は忠實に我聖教の教理と義務とを、小兒に教ふるの緊要なる事を父母及び日曜學校教員に深く感せしむ可し。

第二百十七條　答一　朝の禮拜式は左の順序に從ひ行ふべし。

(一)唱歌――會衆起立。
(二)祈禱――會衆皆跪。
(三)聖書朗讀――舊約書一段及新約書一段。
(四)唱歌――會衆着坐のまゝ。
(五)說教。
(六)唱歌――會衆起立。
(七)祈禱――會衆皆跪。
(八)祝禱。

第二百十八條　答二　午後及び夕刻禮拜式は朝の禮拜式と異なるなし。但し聖書朗讀は敎師の意見に依り舊新約書二段の內一段若くは兩段とも省くも妨げなし。

第二百十六條　答三　凡て我傳道者及び會員は飲料に用ふる酒類の製造、若くば販賣を爲す可らず。又此販賣願書に署名し、又酒類販賣免許のため他人の保証人となり、若くは酒類販賣人に地所家屋を貸與すること等をなす可らず。若し會員にして此禁の一にても犯すものあるときは不品行の廉を以て條例を執行す可し。但し會員よして販賣願書に署名し販賣者の保証人となり、又地所家屋を貸與せる場合には、第七章第五節第二百九十六條に規定せる所を以て之を處することは、牧師の職務たる可きものとす。尤も此條項は裁判所の命令により、若くば官吏として之を爲す所の人には適用せざるものとす。

第六章　受恩の方法

第一節　公拜、

問一、公拜の式を一定にする規定は如何。

上を唱ふるも可なり。

第二百廿四條 答三、調子を歌意に適應せしむべし。

第二百廿五條 答四、唱歌中時々之を中止し屢讃美歌を中止し會衆に向ひ「今ま歌ひし詞意を知るや」又「其歌より能く自巳の感情を表はせしや」とを問べし。

第二百廿六條 答五、凡て集會に於て會衆をして唱歌を學び又我教會の譜付聖歌集を用ゐしむべし。

第二百廿七條 答六、各人を勸導して唱歌せしむべし、十人中唯だ一人唱歌する者あるを以て足れりとすべからず。

第二節　祈禱會、

問　祈禱會に就き如何なる規定ありや。

第二百廿八條 答一、牧師は成る可く各教會に於て毎週祈禱會を開

第二百十九條　答三、晩餐式は各會衆共毎月一回執行すべく、斯の如く爲し得ざる所には四季會毎に之を執行すべし。而して晩餐式前の禮拜式は、適宜之を省略し以て相當の時間を此嚴肅なる禮式に與ふる樣すべし。

第二百二十條　答四、凡て公拜の際朝の第一祈禱は主の祈を以て終はり、會衆は教師に從ひ之を誦すべし又散會の時は使徒の祝禱(哥林多后十三。十四)を用ゆべし。

第二百廿一條　答五、禮文によりて總て執行すべき諸禮式の執行には必ず禮文を用ゆべし。

問二、唱歌の儀式に流るゝを防ぐ方法は如何。

第二百廿二條　答一、時に適應する聖歌を選ぶべし。

第二百廿三條　答二、一時に餘り多く唱ふべからず稀には五六節以

單に自巳の宗教上の經驗を語り終りて唱歌祈禱を以て閉會す。

第四節　組會、

問一、組會に就き如何なる規定ありや。

第貳百三十二條　答一、各教會に於て成る可く會員を其住居の便利に從ひ小分して組となし各會員を勸奬して其集會に出席せしむべし。

第貳百三十三條　答二、二個若くは二個以上の組は隨意同時同所に集會し組長は交番に其集會を司るも妨なし。

第貳百三十四條　答三、牧師は每季一回各組を巡回し其狀況を四季會に報ずべし、又便宜の節は總組會を開くべし。

問二、如何なるヿを爲せば組會を一層有益ならしむるヿを得るや。

第貳百三十五條　答一、不適當なる組長を改換すべし。

第貳百三十六條　答二、組長を屢交替司會せしむべし。

くべし若し牧師出席することを得ざるときは地方傳道者勸士組長等をして代理せしむべし。

第二百廿九條　答二、祈禱會は其益ありと認むる所には他の場所に於て開くべし。

第三節　愛餐式、

問　愛餐式に就き如何なる規定ありや。

第二百三十條　答一、愛餐式は每季一回若くは其他主任傳道者の適當と認むる時に開くべし、此時は戶を閉じ主任傳道者は唯だ教會員及び其他篤志の人々のみ入場を許すべし。

第二百三十一條　答二、愛餐式を司るに當り唱歌祈禱の後傳道者は先づ簡單なる談話をなし、此禮式の性質及び目的を知らしむべし。次に列席者は兄弟の愛を表せん爲め各々少量のパンと水を分ち會員は簡

り選擧すべし。但し四季會々期外に於て校長に欠員を生ずるときは、主任傳道者は次回四季會々期まで臨時校長を選任すべし、又四季會々期外に於て新に日曜學校の組織あるときは主任傳道者は其校長を選任すべし。

第二百四十一條　答四、各巡回區駐在所の主任傳道者は成る可く屢其任地の各日曜學校に臨席し問答法を以て小兒を教訓し時宜により彼等の爲ゝ説教をなし、彼等を奬勵して斷へず公拜式に出席せしめ、彼等が本教會の教理と慣例に付て教訓を受くるや否を監察し、又牧會常務の一部として彼等の精神上の安寧を保護する等を以て其本務とすべし。又各主任傳道者は其任地の日曜學校の數及狀況幷に小兒牧會上の教訓に關する報告書を毎會四季會に提出し(此報告は四季會の記錄に登載するものとす)又年會にも同一の報告をなすべし。

第二百三十七條　答三、最も有用なる組長を選拔して屡他の組の集會を司らしむべし。

第五節　日曜學校、

問　日曜學校に關する規定は如何。

第二百三十八條　答一、凡そ日曜學校の爲め十人の集會者を得る會衆には一校を組織すべし、又適當の場所には宣教日曜學校を組織すべし。

第二百三十九條　答二、各會衆附屬の日曜學校は本教會の管理に屬すべく、且本教會の問答書及び日課書雜誌を用ふべし。

第二百四十條　答三、各巡回區及駐在所の四季會は日曜學校理事局よして其部內の諸日曜學校を管理するものとす。本會は每年第四四季會に於て其管理よ屬する各日曜學校の校長を主任傳道者の指名よ因

日曜學校部に屬する諸般の出版物編輯上の監督をなさしむべし。編輯人はテ子シー州ナシヴヰル府に在住すべし。日曜學校委員は必要の場合に教職上及編輯上の補助を編輯人に與ふべし。

第二百四十六條　答九、總會は五人の委員を選擧し日曜學校編輯人を委員長となし、出版會社主幹及書籍委員と共同して日曜學校用書籍雜誌出版の備をなさしめ、又本教會內日曜學校全般の事項に關し監督をなさしむべし。

第二百四十七條　答十、各日曜學校は成る可く傳道會社の組織となし宣敎本局の支部たらしむべし。

第二百四十八條　答十一、每年五月第三日曜日若くば成る可く之に接近せる日を以て小兒の日と稱し本教會各所に於て相應の禮拜式を執行し當日は集金をなして資力に乏しき日曜學校の補助費として又

第二百四十二條　答五、各年會は日曜學校局を設け各主部長老管轄部より一名の信徒及同數の教師を以て之を組織し年會所管内の日曜學校に關する諸般の事項に特に注意せしむべし。日曜學校局は毎年年會と同時同所に會合し日曜學校委員として事務を處理すべし。

第二百四十三條　答六、部會開會中若くば年會年度中其他の時を選び各主部長老管轄部に於て日曜學校會を開くを可とす而して主部長老は該日曜學校會の爲に相應の式順を豫め備へ置くべし。

第二百四十四條　答七、又年會日曜學校局所定の時日と場所に於て其所設の規則及び順序により毎年一回年會日曜學校大會を年會所管内に開くを可とす。

第二百四十五條　答八、總會は日曜學校用書籍雜誌編輯人を選擧し

第二百四十九條 答 左の憲法欵條に遵ひ青年信徒間ょ我教會に敬虔にして忠實なる志向を進捗し聖書及基督教文學の教養を奬勵し慈善事業を振作せしめんが爲めにエプウオルス同盟會を我會衆中ょ組織す可し。

第二百五十條 第一欵 本會を名けて南メソヂスト監督教會エプウオルス同盟會と稱す可し。

第二百五十一條 第二欵 エプウオルス同盟會は南メソヂスト監督教會エプウオルス同盟會局と稱せらるべき十三人の委員の管理ょ屬すべき者とす。該局は監督一名巡回傳道者六名平信徒六名を以て組織し凡て四年毎にエプウオルス同盟會常置委員の指名により總會に於て選擧せらるべき者とす。而して書記長は該會機關雜誌を發行し又其職務を以て同盟會局の一員たるべし、同盟會局は其選定したる時日と

年會日曜學校委員の監督の下にある日曜學校事業及基督教主義教育事業奬勵費ニ充つべし。集金の內一割はテ子シー州ナシヴヰル府總會日曜學校局員に送附して「百年期日曜學校補助金」利子と同樣の方法規則により配當せしむべし。而して其一割は南メソヂスト監督教會教育局に送附す可し。年會管內の資力乏き日曜學校補助の爲め之を準備したる後ち年會年度の終りに於て年會日曜學校局の手に存したる殘額は總會日曜學校局と年會教育局とに等分すべし。

日曜學校編輯人及南メソヂスト教會教育局の書記は小兒の日の爲め相當の式順を編成す可し、尤も該式順は特に其日の性質と目的とに適ふを要す。

第六節　エプウヲルス同盟會、

問　エプウオルス同盟會に關する規定は如何。

同盟會局の議事を記錄に登載して之を永遠に保存し其通信を掌り其法律上の事務を執り、又其機關雜誌を發行すべし、又同盟會事業進捗の爲め、各地を巡回し各年會に報告を爲し幷に同盟會局の要求する他の事務を盡くすべし。

第二百五十四條　第五欵　地方の同盟會は牧師及四季會の指圖に從ふ可し。而して一層有効ならしめん爲めに聯合同盟會を組織し一市内一部會、一年會、一州内の各同盟會を聯合せしむべし。

第二百五十五條　第六欵　同盟會本部テ子シー州ナシビル府に設置すべし。同盟會機關雜誌及び同盟會出版物は我出版舍にて刊行すべきものとす。

第二百五十六條　第七欵　同盟會局の役員は其機關雜誌編輯人と共に理事委員たるべし。而して同盟會年會の閉會中局務を執り又其欠員

場所に於て每年一回集會すべし。但し出席員數九名に達せざれば議事を開くことを得ず。

同盟會局年會は地方の同盟會の爲め憲法及該會組織の細目を製定す可し。

同年會は讀書課程を整齊し出版舍の代理人と共に其出版を準備し幷に其認めて必要と爲せし他の書籍の出版をも準備すべし。

同年會は又少年同盟會組織の準備をなす可し。

同年會は其議事を整理し及雜費支拂の權を有するものとす。

第二百五十二條　第三款　同盟會局の役員は局長一名次長三名書記長會計各一名にして四年每に同盟會局にて選擧するものとす。

但し書記長は總會に於て投票を以て選擧す。

第二百五十三條　第四款　書記長は年會の正員たるべし。

審判するに如何なる方法ありや。

第二百六十條　答　監督不品行の通知を受け若くは之が告發を受くる時は、三人の巡回長老之を該監督に報じたる後詳細に其狀情を探究し其調査を必要と認めば之を他の監督に通知すべし。監督は便宜の地に於て十二人より少からざる巡回長老及び之によりて該告發の成立を期する數人の證人を召集すべきものとす。該長老は之が調査委員たるべし。調査委員の三分の二審判を必要と信ぜば次の總會まで停職せしむべし。議長たる監督は詳細なる調査記錄を作り議長及び書記の記名捺印を經て總會に交付すべし。此記錄及び其他得らるべき證據により總會は他委員の干渉なく之を判決裁可すべし。

問三　總會開期中監督告發せらるゝ時は之を審判するに如何なる方法ありや。

を補し該局の認可を得べきものとす。

第二百五十七條　第八欵　同盟會機關雜誌編輯人の給料は書籍委員之を定め、出版舍の代理人之を支拂ふべき者とす。又同盟會局は必要と認めたる書記の助手を編輯人に給付す可し。

第貳百五十八條　第九欵　同盟會局の收入は地方各同盟會々員の會費及同盟會局の他の方法により得たる所の者とす。

第七章　條例の執行、

第一節　監督の審判、

問一　監督の行爲を管理すべき者は誰なりや。

第二百五十九條　答、總會なり、總會は監督の不都合なる行爲を審查し之を放免し停職を命じ若くは放逐するの權を有するものとす。

問二　總會閉會中監督其不品行の廉によりて告發せらるゝ時は之を

最後の判決を與ふる總會開期中之に對して控訴するの權を有す。

第二百六十三條 答三、凡て監督に對する告訴は告發者の記名捺印しさる明細書の添付さるゝにあらずは審判すべからず。又之を審判に付する前充分なる時日を計り辯護に必要なる準備に供へしむるため明細書を添へさる告訴狀の謄本を被告に交付すべし。

第二節　巡回傳道者の審判、

第二百六十四條 答　年會なり。年會は之を審査し又放免し停職を命じ若くは放逐するれ權あるもれとす。

問一　巡回傳道者の行爲を管理すべき者は誰なりや。

問二　巡回傳道者其不品行によりて告發せられたる時ハ如何ょ爲すべきや。

第二百六十五條 答一、年會閉會中巡回傳道者不品行の通牒を受け

第二百六十一條　答一、總會開期中提起されたる告發は總會員にして議長によりて選定されたる二十五名の委員よ之が調査を委任すべし而して委員は之が審判の必要あるや否を總會に報告すべし。調査委員審判の必要ありと爲さば告發されたる罪科の品質に從ひ告訴狀及び明細書を製し委員の内一名以上の代表者を選び之を起訴すべし。この告訴狀及び明細書は該委員の總會に差出すべき報告書の一部たるべし此順序によりて審判さるべき各場合には、告訴狀の發せられたる後は之を總會監督委員に委任すべし。總會監督委員は之を審判するの全權を有し其判決は控訴權を除くれ外最后のものたるべし。該委員は報告書を作りて總會に差出し又之に關する十全なる記錄に判決書を添へ書記に交付すべし。

第二百六十二條　答二、總會監督委員に有罪と認められたる監督は

委員の判決を悉く包有する詳細なる調査記錄を製し議長及書記の記名捺印を經て之を年會に交付すべし。この記錄及び其他得らるべき証據により年會は他の調査委員の干渉なく十分に之を判決裁可すべしされど調査委員或る場合に於て審判を不必要と爲し年會之を不當れ判決となす時は更らに他の委員を選定し其事實を探究せしめ之を年會に通牒するを得。

第二百六十八條 答四、証據人審判の席に侍する能はざる場合には主部長老は証據人の証書を徴發すべき或る傳道者を選び相方に通知して之に對審權を許可すべし斯くして獲られたるものをその証據として審判委員に差出すべし。

第二百六十九條 答五、被告主部長老ならは其管轄部内の或る三名の巡回長老若くは巡回執事之を探究し必要と思考せば之を監督よ通

若くば之が爲めに我教會の教師又は會員の記名捺印したる書面により告發されたる時は監督不在の節は主部長老三人より小からざる巡回傳道者を召集し之が通牒若くは告發を調査すべし。主部長老は可成的被告及び告發者を委員の前に對面せしむべし。被告長老ならば該委員は長老なるべく執事ならば該委員は長老若くは執事たるべし。

第二百六十六條　答二、該委員審判を必要となさば被告を其所屬年會次回開期の時まで停職せしむべし。該委員は被告に對する告訴狀及び明細書を調製し其謄本を年會開期前充分なる時日を計り審判に就きて準備を爲さしむる爲め被告に交付すべし。該委員は又或年會員を選定し年會開期の節審判委員の前に之を起訴すべし。

第二百六十七條　答三、監督不在の節は主部長老調査委員會の議長たるべし議長たるものは如何なる場合に於ても其告訴狀証據及び該

而して其通牒は最后のものたるべし。

第二百七十二條　答八、調査委員審判に付すべき通牒を爲したる時は告訴狀を調製し年會員の内或代表者を選んで之を起訴すべし。

第二百七十三條　答九、審判の際は九名以上十三名以下の委員に委任すべし、該委員は年會議長の指定する監督若くは委員長及び一名若くは一名以上の年會書記の面前に於て之を審判するの全權を有するものとす。而て其判決は控訴權を除くの外は最終の判決たるべし。被告は十三名の委員のうちより五名を拒否し九名のうちより三名を拒否する權を有し且又正當の理由あらば悉く之を拒否するの權を有するものとす、而してその理由の適不適は該委員長之を判決すべし該委員は報告書を作りて年會に差出し之に關する十全なる記錄に判決書を添へて之を書記に交付すべし。

牒するを得。該監督は被告所屬年會の會員のうちより三名より小からざる長老を委員に選定し其通牒若くは告發を調査せしむべし。監督若くは之によりて選定されたる巡回長老は又該委員會の議長たるべし而して該委員審判を必要とせば被告を次回年會開期迄停職せしむべし。

第二百七十條　答六、被告若し調査を逃れんとせば之を其罪科の間接證據と見做し停職せしむるを得。年會は又この場合に於ても全事件を判決裁可すべきものとす。

第二百七十一條　答七、告發、年會開期中に提起せらるゝ時は先づ議長は三名の巡回長老を委員として選定し之に其調査を委任し該委員は其審判を必要と考ふるや否を年會に通牒すべし年會該委員の判決を不當となさば更らに第二の委員を選定し事實を探究せしむべし。

委員の判決を悉く包有する詳細なる調査記録を製し議長及書記の記名捺印を經て之を年會に交付すべし。この記錄及び其他得らるべき證據により年會は他の調査委員の干渉なく十分に之を判決裁可すべしされど調査委員或る場合に於て審判を不必要と爲し年會之を不當れ判決となす時は更らに他の委員を選定し其事實を探究せしめ之を年會に通牒するを得。

第二百六十八條 答四、證據人審判の席に侍する能はざる場合には主部長老は證據人の證書を徵發すべき或る傳道者を選び相方に通知して之に對審權を許可すべし斯くして獲られたるものをその證據として審判委員に差出すべし。

第二百六十九條 答五、被告主部長老ならは其管轄部内の或る三名の巡回長老若くは巡回執事之を探究し必要と思考せば之を監督よ通

問三　巡回傳道者の不都合なる性狀言語若くは行爲に就きては如何に爲すべきや。

第二百七十四條　答　斯る巡回傳道者は其上職の者によりて譴責さるべきものとす。若し二回目の過失たらば一二名若くは三名の傳道者之が証人たるべし。斯くするも尚は改めざるに於ては次回年會開期の節之を告發すべし、而して被告は不品行の場合に於けると一樣に扱はるべし。

問四　我敎會の敎法箇條に反する敎理を公私に關はらず宣布する巡回傳道者に就きては如何に爲すべきや。

第二百七十五條　答　不品行の場合に於けると同一なる方法を以てすべし。されど該傳道者にして斷じて斯る背反せる敎理を公けに於ても私に於ても宣布せしことなしとせば次回年會開期に呈出せらるゝ

迄寛過すべし而して年會は凡て之を處決すべし。

問五　巡回傳道者其職務に不適當無能力若くは俗人となりて最早其職務に堪ざるものと訴へらるゝ時は如何に爲すべきや。

第二百七十六條　答一　該傳道者所屬年會之を調査すべし。而して此訴の適切なることを明にし又該傳道者年會に對して其過失を更むるに充分なる確めを爲すなく若くは自から其職を退くなくんば年會は該傳道者の同意なきも地方傳道者たらしむるを得。

第二百七十七條　答二　該傳道者は自己若くは代人によりて年會に於て辯護するを得。而して該傳道者自己に對して生ぜし訴への趣意を前以て通知せらるゝとなく其不在中地方傳道者となされたる時は該傳道者は年會に向つて次回開期の節辯護を要求するを得。而して年會は之を再考すべし。

問六　巡回傳道者其定められたる職務に從事するを拒む時は如何に爲すべきや。

第二百七十八條　答　該傳道者を任定したる監督若くは其職務を管理したる監督の同意あるにあらずんば該傳道者を教職より停止若くは免職すべきものとす。凡て斯る場合に於ける最后判決は年會之を爲すべし。

第二百七十九條　以上記載せられたる審判有罪、判決の各場合に於て被告若しこの宣告を受くる時若くは之に就き職務上の通知を受くる時直に其旨を年會議長若くは書記に告知せば次回總會に向つて控訴するを得べし。

第三節　巡回傳道者試補の審判

問　傳道者試補其不品行のかどにより告發せらるゝ時は如何に爲す

べきや。

第二百八十條　答　該傳道者試補所屬任地の四季會之を處理すべきものとす。主部長老は調査委員を選定し而して地方傳道者が同じ告發を受けたる時と同一なる條例の條項に遵ふべし。

第四節　地方傳道者の審判。

問一　地方傳道者の行爲を管理する者は誰れなるや。

第二百八十一條　答　四季會なり、四季會は之を審査し又は放免し停職を命じ若くは放逐するの權あるものとす。

問二　地方傳道者其不品行の廉により告發せらるゝときは如何に爲すべきや。

第二百八十二條　答一　地方傳道者不品行の通牒を受け若くは之が爲め我教會會員の記名捺印したる書面により告發せられたる時は主

任傳道者三名の地方傳道者を委員に撰定すべし、若し選定すべき地方傳道者なくんば同數の敎會員を選び之が通牒若くは告發を調査せしむべし、該委員調査の上審判を必要と爲さば告訴狀及び明細書を調製し一名の地方傳道者若くは敎會員を選び次回四季會に於て之を起訴せしむべし。告訴狀及び明細書の謄本を審判前充分なる時日をはかり其辯護に付き必要なる準備を爲さしめん爲め被告に交付すべし。

第二百八十三條　答二　該調査委員は如何なる場合に於ても之を四季會に通牒すべし。而して四季會は之を不當の判決となさば更に第二の委員を選定し其事實を探究せしむべし、而して其通牒は最后のものたるべし。

第二百八十四條　答三　地方傳道者主部長老若くは主任傳道者によりて己に對して提起せられたる告訴狀及び明細書に就きて通知せら

れたる時は該傳道者は其通知の到着せし日より四季會より判決せらるゝ迄其職務に從事することを得ず。

第二百八十五條　答四　證據人を審判の席に陪席せしむる能はざる時は主任傳道者は或る謹愼なる教會員を選び第二百六十八條に定めたるが如く證據人の證狀を徵發せしむべし。

第二百八十六條　答五　四季會議長は審判の始に當り一名の書記を選定すべし、該書記は其證據及び議決に就き正確なる記錄を製すべし該記錄朗讀受納せられたる時は議長及び出席會員若くは出席會員の過半數之に記名捺印すべし。而して四季會の宣告は議長によりて申渡さるべし。

問三　不適當なる性狀、言語若くは行爲に就きては如何なすべきや。

第二百八十七條　答　斯る地方傳道者は主任傳道者によりて譴責さ

るべし若し二回目の罪科たらば一二名若くは三名の親密なる朋友之が証人たるべきものとす、斯くするも尚更めざるに於ては不品行の場合に於けると同一なる方法を以て扱はるべし而して其罪科及び强情なるとを發見せば之を敎會より放逐すべし。

問四　我敎會の敎法箇條に反する敎理を公私に關はらず、宣布する地方傳道者に就きては如何に爲すべきや。

第二百八十八條　答　不品行の場合に於けると同一方法を以て扱ふべし。

問五　地方傳道者若くは地方執事不適當無能力の故によりて最早其職務に堪へずと訴へられ又四季會この理由によりて該地方傳道者若くは地方執事の性行通過を拒否せんとする時は如何に爲すべきや。

第二百八十九條　答　次回の四季會之を調査すべし、而して其訴へれ

適切なることを明白にし又該傳道者四季會に對して悔改若くは自から其の免狀を還付することを充分に確むるなくんば四季會は之を其敎職より免するを得。該傳道者は自己若くは代人を出し四季會に於て辯護するを得。四季會議長は此場合に於て第二百八十六條の規定を遵守すべし

第二百九十條　以上審判及び有罪判決の各場合ゝ於て被告其宣告を受くるれ時若くは其職務上の通知を受けし時直ちに其旨を告知せば次回年會に控訴するを得。

第五節　敎會員の審判、

問一　敎會員不品行の廉によりて告發せられたる時ハ如何に爲すべきや。

第二百九十一條　答一　敎會員不品行の通牒を受け若くは之が爲め

に我教會員の記名捺印したる書面により告發せらるゝ時は主任傳道者は三名の謹愼なる教會員を委員に選定し之が通牒若しくは告發を調査せしむべし該委員調査の上審判を必要とせば告訴狀及明細書を調製し又或る教會員を選定して之を起訴せしむべし。

第二百九十二條　答二　該告訴狀及明細書を受取りたる後主任傳道者は該被告所屬の教會員五名以上十三名以下を委員に選定すべし。被告は該委員の前に適宜に呼出さるべし。又該委員は之を審判するの全權を有するものとす。而して該委員の過半數之を有罪と認めば主任傳道者は該委員の判決により被告を停止若くは放逐すべし。

第二百九十三條　答三　告訴狀及明細書の謄本を審判に付する前充分なる時日を計り辨護に必要なる準備に供へしむる爲め被告に交付すべし。被告は相當の理由あらば該委員を悉く拒否するの權及び其理

由を辨明する爲め該委員に質問するの權を有す、其理由の適不適は該委員長之を判決すべし、又被告は五名の委員のうちより二名を拒否し其他此割合に準じて之を拒否するの權を有す。

第二百九十四條 答四 主任傳道者はこの審判の議長となり、又之に關する凡ての條例問題を判決すべし、主任傳道者は審判の始に當り一名の書記を選定し証據及議決に就き正確なる記錄を作らしむべし。該記錄朗讀受納せられたる時は議長及書記之に記名捺印すべし。

第二百九十五條 答五 充分なる通知を受けたる後は被告不在により審判より逃れんとするも出席と見做して議事を進行すべし。証據人は本敎會外のものたりとも拒むべきにあらず、証據人を審判の席に侍せしむる能はざる時は主任傳道者は或る謹愼なる敎會員を選定し第二百六十八條の規定に遵ひ証據人の証狀を徵發せしむべし。

問二　教會員の不都合なる性狀言語若くは行爲、又は教會の規定及び條例に不從順なることに就きては如何に爲すべきや。

第二百九十六條　答　主任傳道者若くは組長により私かに譴責せしむべし。而して其過失を認め之を悔改するの約束を爲さば該會員は寛恕せらるゝを得、然らずんば主任傳道者は二名若くは三名の親實なる朋友を選び之と共に該會員を適當の悔改に導かんことを勉めざる可からず、されど該會員尚ほ之を聞かず悔改の證跡を表はすなくんば該會員は不品行の場合と一樣に扱はるべきものとす。

問三　教會員我教會の教法箇條に反する教理を宣布せる時は如何に爲すべきや。

第二百九十七條　答　我教會員にして我教會の教理若くは條例に反して之を誹謗し我組合の何處に於ても之が反論を宣布せんと勉むる

ものあるときは、主任傳道者は先づ之を譴責すべし、斯くするも尚ほ更むるなくんば該會員は不品行の場合と一樣に扱はるべし。

問四　教會員間の爭論に就きては如何に爲すべきや。

第二百九十八條　答一　負債返却若くは其他の事件に關し二名若くは二名以上の我教會員間に或る爭論起り、相方之を決定する能はざる時は主任傳道者其事情を探究し相方に我教會員によりて成立する仲裁委員に委任すべきことを薦むべし。該委員のうち一名は原告よりて選ばれ他は被告によりて選ばれ今一名はこの両者の委員よりて選ばるべし。

第二百九十九條　答二　一方若し斯くして定められざる判決を以て不當とせば更らに四季會に對して第二の仲裁を要求するを得。而して四季會之に第二の仲裁を許すべき充分なる理由ありとなさば相方よ

り各二名の仲裁委員を選定し此両者ハ亦更らに一名を選定すべし該委員過半數の判決は最后のものたるべし而かも尚は相方孰か此判決に從ふを拒まば不品行の場合に於けると一樣に扱はるべし。

第三百條　答三　我教會員にして負債若くは其他爭論の場合に於て主任傳道者より薦められたる時該事件を仲裁委員に委任するを拒み若くは是等の方法の施行せらるゝ前他の會員等と共に訴訟することあらば該會員は其事情の法律に照らして探究審査すべき性質のものにあらざる以上は不品行の場合に於けると一樣に扱はるべし。

第三百一條　停止若くは放逐の各場合に於て被告次期四季會に控訴するを得可し、但し其宣告を受くるとき若くはその職務上宣告の通知を受けし時直ちに其旨を牧師に告知すべし。

第八章 控訴、

第一節 巡回傳道者の控訴、

第三百二條 控訴總會に對して提起せられたる時は各年會總代中より各一名の委員を選定すべし、該委員ハ監督及一名若くは一名以上の總會書記の面前に於て之を審判するの全權を有するものとす。該委員は條例及事實の單獨なる審判者たるべく又其判決ば最后のものたるべし。該委員は總會に報告書を差出し又之が十全なる記録に判決書を添へ書記に交付すべし。

第三百三條 該事件を審判せし年會委員は控訴委員ょ選定せらるゝを得ず。

第三百四條 控訴人は自己若くは代人(總會員たるべし)たるを問はず其控訴の理由を具申すべし、又他の干渉なく其辯護を爲すを得、其判決

よりして控訴を生ぜしめたる年會の代表者は控訴人の面前に於て應答するを得、控訴人は之れに對して回答權を有するものとす、而して是れ相方辯論の終局たるべし、斯して後控訴人及び年會代表者は退場し該委員之を判決すべし、若し相方孰れか代表者なくんば該委員は一名を選定すべし。

第三百五條 如何なる場合に於ても敎會員の審判に關する記錄及び證書を保存するは年會書記の義務たるべし、又年會の判決よりして生じたる控訴に就きては其記錄及證書は此場合に於ける證據として總會に差出さるべし。

第三百六條 斯る審判及び放逐の方法に處分せられたる巡回傳道者は其放逐せられたる罪科の悔改に就き充分なる證據を擧るなく年會其無罪たりしことを確認せるにあらずんば敎會の交通を徊復するを得ず

年會其無罪たりしことを確知せる場合には總會は該傳道者を從前の地位に徊復せしむるを得。

第二節　地方傳道者の控訴、

第三百七條　地方傳道者の控訴提起せられたる時は年會議長は九名以上十三名以下の委員を選定すべし、該委員は之を審判するの全權を有するものとす而して其判決は最后のものたる可し。

第三百八條　該事件を審判したる四季會委員は該委員に選定せらるゝを得ず。

第三百九條　四季會に於ける審判記録は該委員に差出さるべし、該記録は之が唯一の証據たるべし、該委員は報告書を作りて年會に差出し又其十全なる記録に判決書を添へて書記に交付すべし。

第三百十條　控訴人は自己たると代人(年會員たるべし)たるとを問は

ず其控訴の理由を具申すべし、又他の干渉なく其辯護を爲すを得、其判決よりして控訴を生ぜしめたる四季會の代表者は控訴人の面前に於て應答するを得、控訴人へ回答權を有するものとす、而して是れ相方辯論の終局たるべし斯くして後控訴人及び四季會代表者は退場し該委員之を判決すべし。

第三百十一條　斯かる審判及び放逐の方法に處分せられたる地方傳道者は其放逐せられざる罪科の悔改に就き充分なる證據を擧るなく四季會其無罪たりしことを確認せしにあらずんば再び敎會の交通を徊復するを得ず、四季會其無罪たりしことを確認せる場合には年會は該傳道者を從前の地位に徊復せしむるを得。

第三節　敎會員の控訴、

第三百十二條　停止若くは放逐の處分を受けたる敎會員は何人にて

も次期四季會に控訴するを得べし。該控訴の提起せられたる時は主任傳道者は審判の記錄を四季會に差出すべし、該記錄よりして最后の判決を爲すべきものとす。

第三百十三條　審判の際委員たりし者は該控訴に關して投票するを得ず。

第三百十四條　控訴人は自己たると代人(敎會員たるべし)たるとを問はず、其控訴の理由を具申すべし、又他の干渉なくして其辯護を爲すを得べし。其判決よりして控訴を生ぜしめたる委員の代表者は控訴人の面前に於て應答するを得、控訴人は之に對して回答權を有す。而して是れ相方辯論の終局たるべし。斯して後控訴人及委員代表者は退場し四季會員の過半數之が最后の判決を爲すべし。

第三百十五條　斯る審判及放逐の方法よりて處分せられたる會員

は其放逐せられたる罪科の悔改に就き充分なる證據を擧ぐるなく四季會其無罪たりしことを確認せるにあらずんば再び教會との交通を徊復するを得ず、四季會其無罪たりしことを確認せる塲合に於ては該會員を從前の如くに徊復せしむるを得。

第九章　免狀の褫奪及び再付、

第一節　巡回長老若くは巡回執事の免狀、

第三百十六條　巡回長老若くは巡回執事放逐若くは其他の故により按手禮の免狀を褫奪せらるゝ時は該免狀は其所屬年會の記錄と共に保存せらるべし。

第三百十七條　免狀褫奪せられたるのち何時たりとも該年會に其悔改若くは無罪たる充分なる證據を擧げ又は其住する巡回區若くは駐在所の四季會或は之を試補に登用せる年會より其の從前所屬せし年

會に對して免狀再付の保擧狀を得るときは該年會は之を回付するを得。

第二節

地方長老若くは地方執事の免狀、

第三百十八條 地方長老若くは地方執事放逐若くは其他の故により て按手禮の免狀を褫奪せられたる時は主部長老は其免狀を要求すべき義務あるものとす、而して之を該地方傳道者居住管内年會の記錄と共に保存すべし。

第三百十九條 免狀褫奪せられたるのち何時たりとも四季會によりてその免狀再付の議を推薦せられ該議長及び書記の記名捺印ある保擧狀を年會に差出さば該免狀を再付するを得べし。

第十章 敎役者の供給、

第一節 巡回區及駐在所傳道者れ供給、

第三百二十條 我教會の規定及び慣例に從ひ其傳道費の要求者たる各教役者は可成的之を支辨する人々若くは之に代りて爲すべき權利ある代表者によりて之か金額を豫算せらる可し。

第三百廿一條 巡回區及び駐在所傳道者の給料及旅費は主任傳道者と協議の後該傳道者所屬の會吏局之が豫算額を定むべし。

第三百二十二條 會吏は釀集せらるべき全金額を各教會集會に報告すべし而して其各部分は其金額の支拂はるべき各組合に報告すべし教會議會は其金員を釀集するに自から方法を定むるを得。教會議會より別に定めたる方法なくんば會吏は相協議して下條に定めたる如く釀集方法を適用すべし。

第三百二十三條 各教會員は男女に關はらず教役者供給の爲め應分の出金を爲すべき者と見做さるべし。而して各駐在所若くは巡回區の

會吏は其年中の支拂を毎週毎月若くは毎期に爲すべきかを決定すべし斯くして會吏は各會員が如何程其賦課金額を支辨するを得べきやを明かにすべし而して各會員は男女に關はらず其約束せる金額を支辨するを嚴なる義務となすべし、但し會吏の見込により若くは正當の理由ありて敎會議會より此義務を赦されたる者は此限りに非らず。

第二節　主部長老の供給、

第三百廿四條　主部長老の給料及旅費は部會々吏によりて豫算せられたるべきものとす。

第三節　監督の供給、

監督は左の方法によりて供給せらるべきものとす。

第三百廿五條　監督給料及旅費の定額又死亡せる監督の寡婦及孤兒の救助金額は總會に於て監督總會委員によりて豫算せらるべし斯く

して定められたる豫算額は教役者供給の爲めに各年會の寄捨せる金額を標準とし毎年書籍委員によりて各年會に分課せらるべし。

第三百廿六條　年會は該賦課金額を醵集するに自から其方法を定むるを得而して該賦課金は監督資金と稱すべし。

第三百廿七條　此資金を醵集し各年會聯合會計局の會計に之を支拂ふべし。該會計は之を監督資金の會計たるべき書籍主事に猶豫なく送付すべきものとす。而して該書籍主事は各監督供給の爲めに豫定せられたる金額の割合により毎月定額を監督に支拂ふべし而して書籍主事は該金額の領收證を受くべし給料として監督の手に渡りたる金員は直に其資金の會計たる書籍主事に渡さるべし、非職監督又は監督の寡婦及び孤兒の救助金又以上の手續よりて支辨せらるべし。

第三百廿八條　監督年會に於て書籍主事は各年會によりて支出せら

れたる監督資金及び其支拂につき決算報告書を差出すべし。

第四節　其他役者の供給、

第三百廿九條　凡て総會によりて選任せられたる役者にして條例の規定によりて供給せられざる者の給料は其付屬年會々計聯合局若くは其任地の年會によりて定めらるべし。而して其職務によりて得られたる收入若くは總會の定め得る其他の方法によりて支拂はるべし。

第五節　會計聯合局、

第三百三十條　各年會は其閉會の節、年會議長（他法によりて指定せらるゝにあらずば）によりて選定せられたる聯合會計局を設け次回年會開期の節まで其職責を盡すべきものとす。

第三百三十一條　該會計聯合局は年會員たる一名の教師及び各主部長老管轄部會の各一名の會友より組織するものとす。該局員は其議長

會計及び書記を選定すべし。而して該聯合局其欠員を生じたる時は凡て之を補充すべし。但し該敎師及び會友の數は常に同數たるべきものとす。

第三百三十二條　左に掲ぐるは聯合會計局の義務たるべきものとす

（一）年會醵集金若くは其他れ醵集金として醵集せられたる凡ての金額を領收し又該金額を其の見込により老衰傳道者及死去したる年會員の寡婦孤兒に其必要に應じて配當すると。但し孰れの場合も一樣に必要ある時に會計局は該要求者の盡しさる職責年月の長短によりて判定すべし。

第三百三十三條（二）該會計聯合局は老衰傳道者及び死去せし年會員の寡婦孤兒れ要求額ょ供ふるに必要なる金額を豫じめ概算し又明年度醵集の爲め他の主部長老管轄部會ょ該豫算額を分課すべし。

第三百三十四條（三）凡て年會の財政に關する事務は此聯合會計局に委任すべきものとす而して之を精細に思考し報告すべし。

第三百三十五條（四）聯合會計局は其事務の進行に就き充分なる報告を年會に爲すべし。年會は之を受納し回付若くは改正せしむべし。

第三百三十六條（五）該會計局員殊に其議長たるものは精細に年中の財政事務を熟考し年會資金上通常要求者の財務上の狀態に關しては該會計局年會開期の際其事務を輕減するに足る確實なる事實を蒐集すべし。

第三百三十七條（六）各巡回區の記錄會吏は會吏局昨年度れ事務に就き聯合會計局に充分なる報告を爲すべし、聯合局は會吏と主部長老若くは其の他の傳道者間に成立する給料に關する凡ての事件を判決すべし、而して其判決は最后のものとさるべしされど何如なる傳道者も

其教職を停止せられたる後は其の服役せし教會に對し其負債として金員を要求するを得ず。

第三百三十八條（七）各年會は教會の規定及慣例によりて要求を有する人々に支拂ふ金額を醵集するに自から方法を定るむを得。但し之によりて教會議會が其付屬年會に支拂ふ金額を醵集する方法を定むる權利を侵害すべからず。

第十一章　宣教事業の維持、

第一節　宣教總局、

第三百三十九條　南メッジスト監督教會の傳道事業は左の條欵及規定の下に管理せらるべきものとす。

第三百四十條　第一欵　宣教總局を設立すべきものとす、該局は外國傳道及年會供給外にわる凡ての傳道事業に就き責任を有するものと

す。

第三百四十一條　第二欵　該總局は議長、副議長、書記二名及び局員廿五名を以て組織す可し。此等の人々は四ヶ年毎に次の如く(後任者の還定せらるゝ迄は其職責を繼續すること)總會によりて選定せらるへきものとす、即ち議長、副議長及局員は宣敎委員の指名により書記は投票により他の聯合役員選定の際選任せらるべし、會計は該總局によりて選定せらるべし。諸監督及び該總局の會計又會堂建築局の書記は之が職務上の委員たるへきものとす。

第三百四十二條　第三欵　該本局は左の權理を有す。

一、其事務を處理すること。

一、臨時費を支辨すること。

一、凡の年會により供給せらるゝとなき老衰宣敎師及び宣敎師の

寡婦孤兒供給の爲め準備すること。

一、印度日耳曼墨哥其其他外國傳道の爲め書籍を編輯出版すること

一、禮拜堂、病院、學校及宣敎師の爲め家屋を建築すること。

一、其管轄內に在る事業に就き必要なる費金を支拂ふこと。

一、土着改信者及傳道者を敎養するに學校の建設を促し之が供給を爲すこと。

一、外國宣敎地に於て何處にても出來得べくんば斯る種類の學校を建設供給することに就き他のメソジスト敎會と共に協力すること

其他每年其事業の狀態を記したる冊子を出版し之に其管轄內に在る宣敎地の名及び之に支拂ひたる金額を記載し又其事業の報告を年會に差出すへし。

第三百四十三條　第四欵　該總局は毎年一回集合し宣教地として如何なる場所を定むへきか之に使用すべき役者の數は幾人なるべきか之に要する供給金額は幾何なるべきか又該金額を各年會に賦課することを決定すべし、該賦課額の多小は各年會に於ける內國傳道の擴張及必要又其管下の人民の能力及意向如何によるべし。

第三百四十四條　第五欵　該總局は當其傳道に適切なる人物を任用すべし。而して一期毎に其事業及び其任地傳道の狀態將來の希望を該局書記に報告せしむべし。

第三百四十五條　第六欵　該總局の歲入金額は各組合及び日曜學校釀集金中より、又教會及び組合により定めらるゝ方法日曜學校及び此目的の爲めに金員を釀集する組合より、又該局書記及監督の特別の釀集より又寄附金及び遺產金等より得るものとす。

第三百四十六條 第七欵 該總局書記は福音傳道者たる可し、又孰れの年會々員たるも妨げなし、該總局の指定する處に住すべき者とす。其職務は左の如し。

該總局の議事を記錄に登載し之を保存し又教會新聞紙上に之が摘要を記載すること。其通信を掌り法律上の事務を執ること。年報を用意し又每月(宣教新聞若くは敎會新聞のうち孰れにとも該總局の指定するものに於て)其狀態、必要、及び各宣敎地將來の希望等を記載し又其他該總局の指定し得べき義務を盡すこと。

該書記の給料は該總局によりて定めらるべきものとす。又其必要なる旅費は支給せらるべし。

第三百四十七條 第八欵 該總局會計は安全なる銀行に於て預金となし該局の財產を保管すべし。該預金は會計たる人宣敎總局會計とし

て預込み同人若くは同人後任者同じく會計として之を引出すべきものとす、會計は又該局書記出版の資に備ふる爲め其年報を準備すべし又其他該總局の指定し得べき業務を執るべし。會計の給料は該總局によりて定めらるべきものとす。

第三百四十八條　第九款　該總局は欠員を生したる時は凡て之を補充すべし。

第三百四十九條　第十款　該總局年會に於て議事を開くべき定員を九名とし又其臨時會定員を七名となす。

第三百五十條　第十一款　該總局所在地はテ子シー洲ナシビル府に置くべきものとす。其年會は該總局指定の地に於て開くを得。

第三百五十一條　第十二款　各年會は宣教局を組織し宣教總局を補助すべきものとす。該宣教局は各自其役員と選定し其事務を處理すべ

し、又年會議長の同意を以て其處轄地內に設くる宣敎地を管理するの全權を有す而して又該局はその供給の爲めに醵集せし資金を管理する全權を有す。

第三百五十二條　第十三欵　該宣敎局は宣敎のことに關し該年會內數個れ主部長老所管部內に於て一定の集會を開き又其他の方法により人民間に傳道上の消息を弘布すべし。該局は各年會開期の節一定の集會を開くべし。其醵集金は宣敎總局及び年會宣敎局に等分せらるべきものとす。又年會記錄に記載すべき爲め每年其事務に付き充分なる報告書を出版すべし、又每年其宣敎事業供給の爲め必要なる金額醵集高を定め而して之を主部長老所轄部會に賦課すべし。

第三百五十三條　第十四欵　一般の事業の爲めに年會に賦課せられたる金額は該局之を各部會に分課すべきものとす。而して主任傳道者

は該金額を各組合より醵集すべし。

第三百五十四條 第十五欵 各個若くは各日曜學校若くは教會若くば年會は全般たると一部分たるとに係はらず該總局によりて設立せられたる宣教地若くは宣教學校の供給を爲し又直接に其宣教地若くは宣教學校に其寄附金を送附することを得。直接寄附金を送付する場合には直ちに之を該総局會計に通知すべきものとす。但し其所轄内に於て斯る金員を寄附し得べき年會は同供給金の爲め総局れ賦課金を輕減せらるべき者とす。

第三百五十五條 第十六欵 宣教局の會計は一般の目的の爲めに受取りたる凡ての金額を総局會計に交付すべし。

第三百五十六條 第十七欵 各巡回區及駐在所の四季會に於て隆んに宣教上の事件を提起し又宣教総局及年會宣教局の爲め宣教師資金

醵集に付き有益適切なる方法計畫の適用せられ有るや否を注意する
は主部長老の義務なりとす。

第三百五十七條 第十八欵 主任傳道者は每年其任地各教會内に於
て宣教演説會を開き宣教文學を傳播し又異教徒救濟に關し諸般の方
法を用ひて其部下の人民を教養刺激すべき義務あるものとす。

第三百五十八條 第十九欵 就れの年會宣教局も其年會議長れ同意
を得ば書記を使用し其所轄宣教地及び宣教總局事業の利益に就き其
所轄區内を巡視せしむるを得。但し適宜の場合には何時たりとも二個
若くば二個以上の宣教局相團結して一名れ書記を使用し而して又同
人は其團結したる年會の書記さるを得。

第二節 婦人外國宣教會、

第三百五十九條 南メソジスト監督教會の婦人は下條規定の下に特

別なる宣教事業組織体を設立するの權利あるものとす。

第三百六十條　第一款　此會は「南メソジスト」監督教會婦人外國宣教會と稱すべし。

第三百六十一條　第二款　該會は婦人宣教師教師、醫師、及び聖經朗讀者を派遣し外國宣教地米國境界地及び米印度人間の婦人小兒に福音を宣傳する爲め婦人及小兒の事業を集合團結するを以て目的とす。該會に使用せらるゝ宣教師、教師、醫士、及び聖書朗讀者は其奉職する宣教地の責任を有する監督の權内に屬するものとす。

第三百六十二條　第三款　該會の事業は各任地に於て宣教會を組織し又各年會に於て年會會を組織するを以て成就するものとす。而して此等の會合は所謂「婦人外國宣教局」と稱する理事者によりて管理せらるゝものとす。

第三百六十三條　第四款　該婦人局は議長副議長書記二名(一は外國事務を執り他は内國事務を司る)會計記錄書記及局員六名(總會開期後の會合に於て該婦人局により四年毎に選定せらる)又各年會會の通信書記若くは其代表者を以て組織すべし。宣教總局の書記は該婦人局の名譽會員たるべきものとす。

第三百六十四條　第五款　該婦人局の事務は宣教總局と相協力して管理すべく又其忠告及承諾に從ふべきものとす。賦課金額れ醵集せられたる時は該資金は該婦人局の指定する目的に應じ其指定する方法を以て之を使用すべきものとす。

第三百六十五條　第六款　該婦人局は新に着手すべき宣教地之に使用すへき宣教者の數及ひ其所轄内に在る宣教地供給の爲め必要なる金額を豫算賦課すること等を議決する爲め每年一回集合すべし。此年會

に於て議事を處決すべき定員を過半數とす月次會若くは臨時會ならば五名たるべし。月次會若くば臨時會の議決は其次回年會の取捨に從ふべきものとす、該婦人局は其年會後三十日の内に其事業及計畫に就き充分なる報告を宣敎総局に差出し総局をして其必要ょ應じて熟考せしむ可し、而して該報告の充分なる摘要は宣敎に就て我儕は何を爲しつゝありやとの十全なる狀態を敎會に知らしむる爲め総局年報中の一部として出版せらるべきものとす。

第三百六十六條 第七欵 該婦人局は其保護制馭管理れ下に聖書及敎養學校を設立維持し以て宣敎師其他基督敎役者の敎育に供ふべき權理あるものとす。但し此目的の爲めに特別に寄附せられたる金員を除くの外該會の醵集金を此等の學校に使用するを得ず。

第三百六十七條 第八欵 該局の資金は各自の盡力通常會員又は永

久及び名譽會員の會費遺産又該會の爲めに特に定められたる集會に於て公けに醵集すると等より得べきものとす。

第三百六十八條　第九欵　議長は凡ての集會を處理し會計局に對する凡ての請求書に記名捺印すべし議長不在の節は副議長之を處理し両者就れも不在なる時は臨時議長を選定すべきものとす。

第三百六十九條　第十欵　外務書記は通信を掌り外國宣教地に關する法律上の事務を執り年報を編制し毎期傳道事業の狀態報告書を出版し、又凡ての請求狀を會計に致すべし、外務書記は宣教總局所在地に於て住居すべし。

第三百七十條　第十一欵　内務書記は各宣教會の通信を掌り同じく法律上の事務を執り、其任地内傳道事業に付き毎期及毎年の報告書を編制すべし。

第三百七十一條　第十二款　會計は該局の資金を安全なる銀行に預金となして保管すべし。該預金は該會計之を該局會計として預込み規定に從ひて抽出すべきものとす。會計は外務書記の報告書と共に出版せらるべき爲め每期及每年の報告書を編製すべし。而して其報告書は宣教局會計によりて審査さるべきものとす。會計は宣教總局所在地に於て住居すべし。

第三百七十二條　第十三款　記錄書記は各集會の議事を記錄に登載し之を永遠に保存し又其受納せられたる記錄に議長の記名捺印を得べし。

第三百七十三條　第十四款　審査員一名を選び該宣教會の計算を審査せしむべし。

第三百七十四條　第十五款　該局年會閉會中欠員を生じたる時は該

局は次回年會開期の時までに之を補充すべし。

第三百七十五條　第十六欵　六名の局員のうち三名は宣教総局所在地にある補助宣教會のうち就れかの會員たるべきものとす。而して殘員三名は各自教會の東部南部及び西部を代表すべし。

第三百七十六條　第十七欵　婦人外國宣教局によりて設立せられたる學校及び病院は其所在地の部會及び年會に對して報告書(婦人局に差出すものと等しき)を送付すべし。補助宣教會は其關係を有する四季會に對して報告書を送付するを得。

第三節　會堂建築局、

第三百七十七條　會堂建築事業は爾後左の規定及び條欵の下に管理せらるべきものとす。

第三百七十八條　第一欵　會堂建築局を設け、議長、副議長、通信書記、會

計及び局員十三名を以て組織すべきものとす。此等凡ての局員は四ケ年毎に總會によりて選定せられ、其繼續者の選定採納せらるゝ迄職責を盡すべきものとす。諸監督及宣敎總局一等書記は該建築局の職務上の局員たるべきものとす。總會閉會中欠員を生じたる時は該局之を補充すべし。

第三百七十九條　第二款　該局は「南メソヂスト監督敎會々堂建築局」といふ名稱の下に會合する一團体として管理せられ又千八百八十四年二月廿日に採可せられ千八百八十六年三月十日に改修せられジヨージ、エフ、ピアス、エチ、エチ、カバナウ其他の人々に對してケンタツキー洲會によりて承認せられたる特別法規の條欵及び時々總會批准の下に適用するを得る追加條欵に從ふべきものとす。されど又特別法規よ反するなく其權限を越ゆるなく能之を守りて總會れ指定するを得べ

き規則及條例に從ふべきものとす。

第三百八十條　第三欵　通信書記は其指定の下に該局の通信を掌るべし又該局の權利及管理に從ふべきものとす。其給料は該局之を豫算し且つ支拂べきものとす。該書記は孰れの年會員たるも妨げなし只該局所在地に住居すへし。

第三百八十一條　第四欵　該局所在地はケンタッキー洲ルイビル府たるべきものとす。該局所定の時ゝ於て毎年少くとも一回集合し又該議長及通信書記の選定する時に於て集會すべし。其年會を開くべき定員を九名とし其他を五名とす。

第三百八十二條　第五欵　該局の歳入は各組合に於ける毎年の醵集金より又通信書記、婦人牧師舘内國傳道會諸監督等により特別醵集せへられざる金額より將又寄附金遺産金等より得らるべきものとす。

第三百八十三條　第六欵　該局は其資金として出金し得べき人々の義捐を受け而して之を寄附せる人々の請求により年賦として返濟すべきものとす、されど斯くして受取りたる凡ての金額は該局之を適當安全なる保証を得て貸與すべきものとす。而して該局の返濟すべき年賦金總額は其貸付金一年の利息の二分の一以上を超ゆべからず。

第三百八十四條　第七欵　該局は左の權利を有す。其事務を處理するこど。該局來年度使用金醵集の爲め各年會に賦課せらるべき金額を定むるこど。臨時費を支辨するこど。各請求者に寄與若くは貸與すべき金額幾何なるやを定むるこど。又其外適當なる事務を執るこど。

但し會堂地所ㇵ購買、若くは保護又は會堂及牧師館ㇵ建築若くは保護の爲めに使用する外他の一般の目的の爲めには一切金錢を使用するを得ざるものとす。尚又該局は第六欵に定めたるものを除くの外、一切

負債を爲すべからず。

第三百八十五條　第八款　該局は貸付資金を醵集し之を處理するの權を有す該貸付金は一般の分配の爲めに醵集せられたる資金より判然區別すべきものとす。該貸付金は該局によりて定められたる適當安全なる保證を得て只貸付の爲めにのみ使用せらるべきものとす。又南メソヂスト監督敎會の委托人は孰れの動產若くは不動產たるを問はず之を保管し又茲に擧げたる使用法及目的の爲めに之を賣買運送するを得。

第三百八十六條　第九款　凡て補助金の出願に就きては左の項目を明記すべし。

一、補助金を要する建築物の性質。

二、工事費豫算及び槪算額。

三、現金寄附額及び確實なる申込寄附金額。

四、登記の性質、其確實、及び南メソヂスト監督敎會に委託せられたるや否や。

五、委託人局員の姓名。

六、敎會員小兒日曜學校生徒の數及び市町内にあらば其場所の人口

七、該建築局の要求する各事實若くは該局の判決を爲すに必要と考ふる各事實。

第三百八十七條 第十款 各年會は會堂建築年會局を設置すべし。該局は其本局を補助すべきものにして、又年會所轄内凡ての會堂建築事業に就きて職責を有するものとす。其書記及び會計は各自該本局所定の規則及條款に從ひ同所定の時日に該本局に對して報告書を差出す

而して每年該局に報告書を差出すべし。該年會局は其所轄內敎育事業に就き特別の職責を有すべきものとす。

第四百十條　第八欵　各年會は敎育事業の爲め賦課金額を定め他の賦課金徵收と同一方法を以て其所轄區內に分課すべきものとす。而して金員を寄附したる年會は其補助せんと欲する事業の爲めに之を使用すべし。寄附者は其寄附金使用に關し特に指揮を與ふるを得。

第四百十一條　第九欵　敎育局は左の權利を有す。其議事を處理すること。每年費用として一万弗以下の金員を賦課すること。又該賦課金を一局使用の標準に從ひ各年會に分課すること。

通信書記の給料を定め之を支拂ひ、其金額は二千五百弗以下たるべきこと。臨時費を支辨すること。如何なる學校敎育事業及び如何なる人々が補助金を受くべきや、又其金額年限要件如何を決定すること。

に就きて四季會に注意を與ふると、又其建物の爲めに賦課金額の定められたる市街に於て義捐金及び資金を徵收するの權利を有す、又該局の各建物は條例の規定に從ひ教會の爲めに委托を受け し登記により之を保管せしむべし。

（三）該市街局は其義捐者によりて指揮せられ若くは關係せる市街局によりて要求せられたる時は其金額の收納せられたる市街の利益の爲めに建築本局か其規定により處理すべき特別貸付資金を得ることに付き本局と相協力すべし。

（四）該市街局は其增設したる會堂及び牧師館の數及び價額收支決算額其他一般利益たるべき個條等に就き報告書を本局年會に差出すべし。該市街局の事業は毫も該本局及年會局の醵金及事業と抵觸すべからず。

べし。各傳道者は會堂建築費として年々各組合より金額を醵集すべし斯くして醵集せられたる資金若くは其他の方法によりて各年會局に蒐集せられたる金員は其五割を本局に交付し其指定の下に使用せしむべきものとす。されど又寄附者は其義捐金使用に對し特別の指揮を與ふるを得。

第三百八十八條　第十一款　南メソヂスト監督教會所轄の教師任地三個若くば三個以上を有する各市街には左の一般條款の下に市街會堂建築局を設立するを得。

（一）該市街局々員は四季會に於て主任傳道者の指名によりて選定せらるべきものとす。主任傳道者は該市街所轄部會の主部長老と共に其職務上の役員たるべきものとす。

（二）該市街局は會堂及び牧師館の所在地を定むると、其廣袤、結構、價格

て選任せらるべきものとす、而して此等の役員は婦人部の爲め中央委員局を設置すべし。此等役員のうち欠員を生じたる時は該局委員之を補充すべきものとす。其事務處辨の定員を六名とす。

第三百九十一條 右の外所轄年會により各年會の爲めに書記及び會計各主部長老管轄部會の爲めに部會書記各一名選任せらるべきものとす。但し該會の組織なき時は年會々堂建築局之を選任すべし。此内欠員を生じたる時は該年會局之を補充すべきものとす。

第三百九十二條 第十四款 中央委員局はケンタッキー洲ルイビル府に所設せらるべきものとす。其集會は其内規の指定する場所に於て開會するを得。

第三百九十三條 婦人部通常書記は該部事務に關する通信を掌り必要に應じて總局書記に報告書を差出すべし。

第三百八十九條　第十二款　會堂建築總局は所謂婦人牧師舘及内國傳道會と稱する一支部を設置すべし。該會の目的は各組の事業、各自の誘致、會員の會費、遺産金等よりり資金醵集のことに關して婦人基督教徒及び小兒の働きを集合團結し以て巡回傳道者の家屋を供へ又其外基督の事業を助くるものとす。

該婦人部によりて醵集せられたる資金は其中央委員之を使用すべきものとす、婦人部其目的を特定し其場所を定めたる牧師舘の爲めに使用する資金は該建築總局及び年會局之を支辨すべきものとすされども斯る使用金に就きて之を支辨する年會局若くは總局の採可に從ふべきものとす。

第三百九十條　第十三款　婦人牧師舘及内國傳道會の役員は議長副議長通常書記、通常會計及び事務員九名と爲し四ヶ年毎に總局により

第三百九十七條　中央委員局は總局の採可に從ひ其事務處辨に必要なる方法及び規約を適用するを得。

第三百九十八條　第十五款　主部長老は所轄部會及び四季會に對して隆んに會堂建築に關する事件を提起し又各任地に使用せられたる金額醵集につき最も適切なる方法を考察せしむべき義務あるものとす又監督は年會議事の順序により年會局の報告を要求し又會堂建築事業に關して直接注意を爲さしむべし。

第四節　書籍行商局

問　我教徒間に一層盛大に福音を傳播し、宣教文學を波及せしむる爲め如何なる方法規定せらるべきや。

第三百九十九條　答一　各年會をして書籍行商局を設置せしむ可し該局は該年會所轄內書籍行商事業に關する職責を有すものとす。

第三百九十四條　各年會の爲めに選ばれたる婦人部書記は各任地に於て補助會を組織し又年會の執りたる事務に就き毎期報告書を編し該部通常書記及年會に送付すべし。

第三百九十五條　各年會の爲めに選ばれたる婦人部會計は年會所轄內にある補助會の資金を收納し其內ち五割を該婦人部通常會計に納め殘額五割は年會會の賦課金に供ふる爲め貯ふべきものとす。部會書記は該婦人部の年會書記を助け補助會を組織し又其所轄部內の事業及切要なる事件に就き該部年會書記に通牒すべし。

第三百九十六條　該婦人部の爲めに資金を投じたる寄附者は其寄附金費途に就きて指揮するを得。されど其會員としての會費を左右するを得ず。凡て補助金を要する牧師館出願の件は會堂建築總局及年會局によりて定められたる規定に從ふべきものとす。

又出版舍ハ其年會の管轄區內若くはこの事業を爲す各年會管轄區內に於て斯る販賣所若くは行商人主事に對し書籍賣買上の競爭者たるべからず○但し此解答は商人にあらざる一個人が正規の割引を以て直接出版舍より購入するの權を拘束するものにあらず○

第十二章　教育、

第四百三條　第一款　南メソヂスト監督教會教育局を設置すべし○該局は教育委員の指名により總會に於て四ヶ年毎に選任せられたる局員十五名を以て組織すべきものとす各年の集會に於ては九名各臨時會に於ては七名の出席を以て議事を開くべき定員と爲す總會閉會中欠員を生じたる時は該局之を補充し凡て次回總會開期の節迄で職責を盡さしむべし何人たりとも南メソヂスト監督教會員たることを停止せられたる時は之を同時に該局々員たることも廢るべし、

第四百條　答二　各年會は該行商局の指名により適當確實なる一名の局員を選定すべし、該局員は行商局の指揮管理の下に行商人主事として働くべきものにして其所轄内に在る凡ての行商人に對して責任を有するものとす○但し二個若くは二個以上れ年會適當と爲さば相團結して一名の行商人主事を選び兼務せしむるを得○

第四百一條　答三　孰れの年會員前條の規定に從ひ相團結したる諸年會の團体たるとを問はず、其年會若くは團体之を適當と爲す時は何時なりとも行商人主事の管理制馭の下に書籍委托販賣所を設立すべし。

第四百二條　答四　一年會若くは一個以上の年會の行商人主事を選定し若くは書籍委托販賣所を設立する時は何時なりとも出版舍れ該主事若くは該販賣所に對し最高の割引を以て其出版物を賣捌くべし

第四百六條　第四款　該局は凡ての局員選任後可成速かに最初に選任せられたる局員の召集に應じ集合すべし。而して議長、副議長、記録書記、會計を選定すべし。此等の人々は各其職に從ひ常に責を負ふべきものとす。

第四百七條　第五款　又教育書記と稱する一名の通信書記を置くべきものとす。該書記は四ケ年毎に總會に於て投票を以て選定せらるべきものとす。死去其他の理由によりて空職になりたる時は該局は後任者を選び次回總會開期の節まで其職務を執らしむ可し。

第四百八條　第六款　通信書記は該局の通信を掌り其事業に關する諸團体及び諸學院を訪問し、又該局指揮の下に該局主事として諸事を處辨すべし。

第四百九條　第七款　年會教育局は該局の補助たるべきものとす。

第四百四條　總會によりて選定せられたる該局員は可成速に關係ある一洲の法律に從ひ此條例に記載せられたる目的及權利の爲に該局設立認可証を得べし、之に依り該局員及び其後任者は互に一團体となり而して約定し約定せられ告訴し、告訴せられ又寄附金、遺產金の出納動產の所有賣買購入の權を有し其他該局事業執行上必要なる凡べての事務を執るべきものとす。斯くして設置せられたる教育局は本條及び下條に於ける空所(一線のある所)に都市及洲の名を記入すべし。

第四百五條　第三欵　該局は一洲一府に設置せらるべきものとす。而して該局は定むる時と場所に於て毎年少くとも一回集合すべし議長自からの動議により若くは五名の局員相同意せる書面を以て要求せられたる時は議長は臨時會を召集するを得。但し臨時會議案外のものは何事も議決するを得ず。

但し家屋建築の爲めに特別寄附せられたる資金を除くの外該目的の爲めに金員を賦課するを得ず。又該局の補助金を受けんと欲する者は年會教育局によりて推薦せらるべきものとす。宣教事業準備の爲めならば宣教總局の推薦を受くべきものとす。而して先づ左の二件の下にある者に補助せらるべし。

一、外國若くは内國傳道者たるべき學生。

二、其他有爲無資なる學生、特に我教會内巡回傳道者の未定年者。

第四百十二條　第十款　教育局は洽く統計を蒐集し基督教徒の教育を增進せしむるに足べき書類を編輯し發行し傳播すべし又米國メソヂスト監督黑人教會の爲めに爲す我教會の凡ての事業を管理すべし該局の役員及び局員若くは他の主事者を通じ現時成立する諸學院の資金を增し又他の方法により我教會一般の教育方策に準じ之を一層

盛大ならしむると。現時着手せられざる事業を相連結し組織すると。又將來確に設立維持せらるべき見込ある新學院を起すこと等に就きて要求するを得べしされど之によりて現に此等の目的の爲めに供へられたる金員の外新たに負債を作すべからず。

第四百十三條 第十一款 該局は其他我教會諸學院の卒業生及び其外適當なる人々の教師として諸學院に奉職せんとを願へる者の爲めに通信局を設置すべし。

第十三章 會堂及教會財産、

第一節 會堂建築、

問 會堂建築に關する規定ありや。

第四百十四條 答一 各會堂をして可成的質素、適應ならしめ又隨意の坐席を供へしむべし。

第四百十五條　答二　家屋若くは禮拜堂を建築せんと企る各巡回區及び駐在所れ四季會は我教會員の不適當なる負債を爲すことを首尾よく防遏せんが爲め本教會の登記書に從ひ其地所の保証を爲すべし該登記書は法律に照らして執行せらるべきものとす。又該四季會は教會員れ內より三名より少からざる適當なる委員を選定すべし。該委員は建築費豫算額を定むべし該豫算額の四分の三は其家屋建築着手前に得らるべきものとす。但し孰れの禮拜堂も先づ四季會の權利を得るにあらずは建築するを得ず。

第四百十六條　答三　禮拜堂建築の際前條れ勸告を輕忽よし若くは之に反して負債を爲したる各場合に於て各當局者其負債辨償の爲め其所屬巡回區若くは部會區外を巡歷し金錢上の補助を願出でたる時は我教會員及び教友は年會の承諾せる特別なる場合を除くの外斷然

之を謝絶せられたし。

第四百十七條　答四　將來吾人の使用するを得べき禮拜堂の爲め、該家屋委托人何時たりとも南メソヂスト監督敎會に屬し時々其總會若くは年會によりて我敎會登記書の眞意義眞、主旨に從ひ神の御辭を說敎解明し我敎會條例を執行し又其諸禮式を施行する權利を與へられたる敎師及傳道者をして以上の三件を爲すを得る總規、登記書若くは讓與狀の定欵あるにあらずんば法規登記書若くは讓與狀を受くべからず。

第二節　牧師館建築。

問　結婚せる巡回傳道者の住居に使用する家屋建築に關して如何なる勸告若くば指定ありや。

第四百十八條　答一　一般に敎會々友に對し各任地の地所を購入す

ること之に牧師舘を建設すること少くとも主要なる付屬具を備ふることヽ又は教會の登記書に從ひ四季會によりて選定せられたる委托人に之を保管せしむることを推薦すべし。

第四百十九條　答二　各主部長老及び教師は各傳道者及び其家族等の便宜の爲め家屋建築に關する前條の規定を首尾よく成動せしむる様盡力すべきものとす斯くする爲め各四季會は委員(他法によりて選定せらるゝにあらずんば)を選定すべし該委員は各教師及主部長老に與ふるに勸告補助を以て該目的の爲めに金員を醵集するに適當なる方法を目論むべし、而して之に關して義務を有する會員に付き特別の調査を爲されんことを年會に推薦すべし。

第三節　會堂及牧師舘の保管、

問　我教會々堂牧師舘其他の教會財産及び之ゝ屬する地所の保管に

就きては如何に爲すべきや。

第四百二十條　答一　各年會は南メソヂスト監督教會の財産を常に無條件にて登記によりて安全に保管する爲め各府縣の法律規定に從ひ其登記を變更するを得されど禮拜堂建築の地所若くは既に該家屋の建設せられたる地所に關する凡ての讓與狀に於ては適宜の場所に左の個條を記入すべし。

該地所は委托により禮拜の場所として南メソヂスト監督教會の教師及び會員の使用する爲め該地所所屬の年會によりて常に權利を與へられ布告せられたる該教會の條例慣習及び傳道者の任定に從ひ之を使用し保管し支持し處分すべきものとす。

第四百二十一條　答二　同じく牧師舘建築の地所若くは既に該家屋の建設せられたる地所に關する凡ての讓與狀に於ては適宜の場所に

左の條款を記入せしむべし。

該地所は委托により常に該處に任定せらるゝ南メソヂスト監督教會傳道者の使用所有する住居地として常に該教會總會及ひ該地所所屬の年會により權利を與へられ布告せられたる該教會ノ條例及ひ慣習に從ひ之を保管維持處分すべきものとす。

第四百廿二條　答三　各府縣に於て其法律の許容する所には組合として團体組織の認可を得せしむべし、而して教會牧師舘其他の目的の爲めに現時所有し又爾後收得せらるべき凡ての動產及ひ其他の財產は直接に該組合團体の名稱の下に登記せしむべし該團体の世俗上の事務は委托局によりて取扱管理せらるゝものとす。該局は條例の指定に從ひ選定組織せらるべきものにして該團体に於て動產及不動產を購入保管賣却運搬する權を有す。凡て斯の如き場合及ひ委托人(團体に

よりて保管するを許さずによりて教會財産を保管すべきことを求むる各府縣に於ては、凡ての登記書若くは他の讓與狀―其下に教會は諸種の目的の爲め財産を收納する―に第四百二十條若くは第四百廿一條に定められたる特別なる委託箇條を記入せしむべし。斯る場合あらば會堂建築局は各府縣に適應なる登記書の書式を豫定し之を無代價にてナシビル出版舍に於て印刷に付し該委託局に分配すべきものとす。

第四節　教會財産の分割讓與若くは賣却、

第四百二十三條　孰れの巡回區駐在所若くは宣教地たるを問はず、其任地を二個若くは二個以上に分割したる時は各自新たに委託人局を組織すべきものとす而して舊任地の委託人局によりて保管せられたる會堂財産は斯く新設せられたる委託人局に讓與せらるべきものとす、又舊委託人局斯く新委託人局に讓與して責任を歸せしめたる上は

凡て會計上の責任を免すべきものとす。而して牧師舘財産を所有する巡回區駐在所若くは部會に於て分割の行はれたる時は斯る牧師舘財産分割上各任地の權限を定め公平を保たしめんが爲め其所轄四季會若くは部會(部會分割の場合には)は。各自交渉人を選び而して其内より判者を選定し以て交渉局を組織し斯る牧師舘財産に關する相方の權利問題を委任すべきものとす。該交渉局の判決は如何なる場合と雖も之に從ひ之を爲すべきものとす。若し就れの四季會若くは部會たりとも該分割後一ケ年の間に該交渉人を選定するなくんば該四季會若くは部會は該財産に關し要求權を放棄せしものと見做さるべし。

第四百二十四條　委托人は主任傳道者及び四季會の同意を得ば不用に歸し若くは他に移動せらるべき會堂財産若くは牧師舘財産を賣却するの權を有す、其賣上金額は四季會指定の下に他の教會財産を購入

すべきものとす。

第五節　教會財産を抵當と爲すこと、

第四百二十五條　如何なる人々も委托人局も教會財産を證文に記入し若くは之を抵當に入るゝの權を有せず○但し若し該委托人局若くは委托人若くは其繼續者にして或る金額を立換へ若くは立換ゆべきことあらば又は教會財産計算上或る金額を負擔し若くは負擔すべきことあらば、而して又該金額を是非とも支拂はざるべからざることあらば該委托人若くは其過半數れ人々は該財産を抵當として其金額を集むるの權を有す若くは之を主任傳道者若くは主部長老に通知したる後一ヶ年を經るも尚ほ該金額に就き該委托人若くは其繼續者に支拂はゝことなくんば、該財産を賣却するの權を有す斯る場合には該委托人及繼續者は斯くして集めたる金額より其負債及び其他の費用を辨

じたる後其殘額は之を巡回區駐在所若くは宣教地の會吏に交付すべし、該剩餘金は更らに該會吏によりて次回會期の節其所轄四季會に交付せらるべきものとす。該四季會は其巡回區駐在所若くは宣教地に使用する爲め投票による過半數の賛成を得て之を處分すべし。

第四百二十六條　但又就れの教會の委託人局も四季會の同意及權利によりて會堂若くは牧師館地所の買收若くは保管或は會堂若くは牧師館の建築若くは保管の爲め會堂建築總局より金錢を借用するを得而して該委託人若くは其過半數は斯る財產を抵當となして其借用したる金額を保証するの權を有す。其抵當の下に賣却することあらば之に依りて得たる金員剩餘額は第四百廿五條の規定によりて處分せらるべきものとす。

第四百二十七條　但又就れの會堂若くは牧師館の委託人も四季會の

同意及び權利により、若し該財産にして將來何時たりとも南メソヂスト監督敎會の管轄をはなれ若くば條例規定せる我敎會登記書中の委托文言によりて權利を與へられたる目的の爲めに使用せらるゝことなく若くは他の目的の爲めに使用せられしことあるときは、該會堂若くば牧師館補助として會堂建築總局より寄附せられたる金額返濟の爲め總會年會若くハ市街會堂建築局に對し該財産を抵當に入るゝことを得

第十五章　禮文

第一節

第四百三十八條　主の晩餐を執行する禮文

長老左の聖語一節若くば數節を讀み其間に
其會吏施濟金を集むべし

人々の前に爾曹の光を耀かせ然れば人々なんぢらの善行を見て天に在す爾曹の父を榮むべし　太五、十六

蠹くひ銹くさり盗うがちて竊む所の地に財を蓄ふること勿れ蠹くい銹くさり盗穿ちて竊ざる所の天に財を蓄ふべし　太六、十九、二十

凡て人よ爲られんと欲ことは爾曹また人にも其ごとく爲よ是律法と預言者たる也　太七、十二

我を召て主よ主よと曰ものの盡く天國に入るに非ず唯これに入者は我

天に在す父の旨に遵ふ者のみ也　太七、二十

――ザアカイ起て主よ、我所有の半を貧者に施さん若われ誣訟て人より收りたる所あらば四倍まして之を償ふべし　路十九、八

夫少く播者は少く穫かほく播者は多く穫べし各人その心の中に欲ふ所に隨ひて施すべし、憂て爲すべからず亦强て爲すべからず、葢神は喜びて施をするものを愛し給へばなり　多後九、六、七

是故に若し機會あらば衆の人に善を行べし、信仰の徒には別て之を行べし　加六、十

神を敬ひて足ことを知は大なる利なりわれら何をも携へて世に來らず亦何をも携へて往こと能ざるは明なり　提前六、六、七

爾この世の富る者に命せよ驕ることなく定めなき財を恃むことなく唯われらを樂ませんとて諸物を豐に賜ふ神を恃みまた善を行ひ善事

に富みれしみなく施濟をなして人と共にし斯て已の爲めに善基を蓄へ未來の備をなすべし是眞の生を得ん爲なりと。提前六・十七―十九

善を行と施濟を行ことを忘ゝ勿れ此の如き祭は神これを悦ばなり。來十三・十六

世の資財をもち兄弟の窮乏を見て反て惠施の心を閉る者は何ぞ神を愛するの愛その裏に存んや。約壹三・十七

貧者をあはれむものはヱホバに貸なり其施捨はヱホバつくのひ給はん。箴十九・十七

次に長老この招文を讀むべし

爾儕誠實に一心おのれの罪を悔ひ隣人を愛し、神の聖誡に遵ひ、今より後、その聖き途を歩みて、新なる言行を爲さんことを志す者は信仰を以て今こゝに來り、此聖式に與りて安慰を得、柔和に跪き、謙遜りて能はざる所なき神に懺悔すべし。

次に教師聖餐を受んと思ふ人々と共に謹んで跪き衆人の名を以て左の懺悔をなすべし．

我儕の主、イエス、キリストの父、萬物の造主萬の人の審判主能はざる所なき神よ、我儕しば〳〵稜威に逆ひ思と言と行とを以て多端の罪を犯し正しき聖怒を招けるを悲みて、玆に之を懺悔し奉る、我儕其罪愆を一心悔ひ誠實に悲み、之を憶思す毎に我心悲痛に堪ず、最矜恤ある父よ我儕を矜恤みたまへ、我儕を矜恤みたまへ、聖子我儕の主イエス、キリストに由て過去しもろ〳〵の罪愆を赦し給へ又聖名の譽と榮光の爲めに今より後新しき生命を以て恒に主に奉事へ、聖旨を喜ばせ奉らんとを我主イエスキリストに由りて得させ給へ○アーメン

次に長老左の如く曰ふべし．

大なる矜恤を垂給ひて一心悔ひ誠實に信じて主に歸依するもろ〳〵

を以て我儕主の榮光を顯彰し主の國を弘むるを得させ給はんことを是みな我主イエスキリストに由て願ひ奉る○アーメン

ア丶主よすべて我儕の所爲は之を始むるも續くるも終るも皆主の聖旨に隨ひ聖名の榮光を顯すことを得んが爲主の最も大なる恩を以て我儕の行ところを守護つねに助て我儕を勵し遂に主の恩惠を以て我主イエスキリストに由り永生を獲せしめ給へ○アーメン

祝禱

願くは神より出で丶人の凡て思ふ所に超越る平安は神と聖子我か主イエスキリストを識り又愛するに由りて爾曹の心と思を守り又父と子と聖靈なる全能の神の福爾曹の中に在て恒に爾曹と偕ゝ在らん事を○アーメン

若し同日に執事と長老を立つることあらば先づ執事を薦

故に我儕天使と天使の長、及び天の會衆と共に、主の榮名を讚め崇め、恒に主を頌賛て言ん、聖なる哉、聖なる哉、聖なる哉、萬軍の主エホバ主の榮光天地に充てり、アヽ最高き主よ願くは榮光主に在れ○アーメン

次に長老左の如く云ふべし、

アヽ矜恤ふかき主よ、我儕敢て己の義を恃ず、唯主の無量、おほいなる矜恤を頼て此主の食卓に就れり、我儕は主の食卓の下に在る遺屑をも拾ふに足ざる者なれど、主は恒に矜恤深くして變更り給はず、故に恩惠ある主よ、我儕主の愛み給ふ聖子イエスキリストの肉を食ひ其血を飲みて我儕の罪ある靈魂と肉身其死にて潔められまた其最も寳き血にて滌はれ我儕つねにキリストに居りキリストつねに我儕に居給ふ事を得させ給へ○アーメン

次に長老左の如く成聖の祈禱を唱ふべし

の人に罪の赦免を約し給へる、我が天の父、能はざる所なき神よ我儕を矜恤み、我儕を赦免して諸罪より救出し我儕の心をよろづの善事に強め堅固くし我儕を永生に導き給はんことを我が主イエスキリストに由りて願ひ奉る○アーメン

次に左の如く祈禱りて云ふべし、

能はざる所なき神よ、萬民の心事ハ主に顯れ、萬民の欲望は主に知られ一切の密事は主に隱ることなし願くは聖靈の感化を以て我儕の心の思考を潔め、心を盡して主を愛し聖名を尊み讚美ふることを我主イエスキリストによりて得させ給へ○アーメン

次に長老左の如く曰ふべし、

アヽ主、聖父、能はざる所なく永遠生る神よ、凡て何の時、何の所にても主に謝し奉るとは當然の理にして我儕の爲すべき本分なり○

て爾曹と衆の人の爲めに流所のものなり、爾曹も如此行ひて飲ごとに
我を憶ゑよ。アーメン

爰に於て敎師先づ自ら聖餐を両種とも受け次に他の敎師居ば之にも同樣に與へ、次に主の祈を唱ふべし、其間衆人には尚跪きて已に隨ひ祈を唱へしむべし、

天に在ます我儕の父よ願くば爾名を尊崇させ給へ、爾國を臨らせ給へ爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ、我儕の日用の糧を今日も與へたまへ我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く、我儕の罪をも免たまへ、我儕を試探に遇せす惡より拯ひ出し給へ國と權と榮は爾の窮なく有たまふ所なり。アーメン

次に聖歌を唱ふる間に受餐者を食卓に來らしめ敎師衆人の手に聖餐を與ふべし、パンを與ふるときは如此云ふべし

我が天の父、能ざる所なき神よ、主は深き矜恤を垂れて我儕を贖んが爲に獨子イエスキリストを降して十字架に死なしめ給へり、聖子は一次その身を献げ純全して充足る犠となり、祭物となりて普く世の人の罪を贖ひ、而して再び臨給ふまでその貴重き死を恒に記臆せしむる爲に禮式を設け我儕の之を行はんことを聖福音の中に命じ給へり。アヽ矜恤ふかき父よ、最も謙遜りて願ふ我儕の祈を聽き給へ、我儕今聖子我が救主イエスキリストの立て給ひし聖式に遵ひ其死と苦を憶起さんが爲主の造給へる此「パン」と葡萄酒とを受くれば之に由りて我儕に其最も貴き體と血とを受くる事を得させ給へ主イエス賣るゝ夜パンを取り謝して之を擘き門徒に與へて云ひ給ひけるは、取りて食せよ、これ爾曹の爲に與ふる我體なり、又食して後ち杯を取り謝して、彼等に與へ云給ひけるは、爾曹みな此杯より飲め、これ新約の我血にして罪を赦さんと

讃美と感謝の祭物を憫受け給はんことを、又願くば、聖子イエスキリストの功と死に由り、又其血を信ずることに由りて、我儕主の全公會と共に罪の赦免と其他イエスの苦難より出るもろ〳〵の益を受くるを得させ給はんことを○アヽ主よ、我儕いま已が魂と身とを理に適ふ聖き活る祭物となして主に獻げ奉る願くば我儕此聖餐を受る者は總て主の恩惠と天の祝福とに充滿されんことを○又我儕多端の罪あるに由り何の祭物をも獻るに足ざる者なれど願くは我儕の功を量給ふことなく我が主イエスキリストに由りて我儕の科を赦し此我儕が行すべきの本分と奉仕を受納給はん事を願くは能はざる所なき父よイエスキリストに由りイエスキリストと共に聖靈に在て同心となりもろ〳〵の尊貴と榮光世々窮なく爾に在らんことを○アーメン

次に左の如く云ふも可し

願は爾の爲に與られし我が主イエスキリストの體、爾の魂と身とは保守りて永生に至らしめんことを、キリスト爾の爲に死し給ひし事を憶起さんが爲取りて之を食し、又感謝と信仰を以て爾の心に主の養を受よ。

杯を與ふるとき敎師は如此云ふべし、

願は爾の爲に流されし我が主イエスキリストの血、爾の魂と身とを保守て永生に至らしめんことを、キリストの血爾の爲に流されしことを憶起さんが爲謝して之を飮よ。

衆人聖餐を受終れば敎師食臺に殘り還りたる成聖のパンと葡萄酒を其上に置き清潔き白布を以て之を蓋ふべし

次に敎師左の如く云ふべし

アヽ主天の父よ我儕卑き僕謹て願ふ、父の慈悲を以て我儕の献ぐる此

イエスキリストを識り又愛するに因りて爾曹の心と思を保守り又父と子と聖靈なる全能の神の祝福爾曹の中に在りて恒に爾曹と偕に止んことを。アーメン

若し以上の禮文を用ゐる時間なくば長老は成聖の祈禱を除くの外何れの所を省畧するも可なり

若し成聖のパンと葡萄酒を用ゐ盡して尚聖餐を受げざる者あるときは長老更にパン葡萄酒を取り成聖の祈禱を唱へて之を成聖すべし

跪きて聖餐を受くることに異存ある者は起立若くば着座のまゝ受餐を許すべし但し本敎會より放逐の處分を受くべき行爲ある者は聖餐に與ることを許すべからず

第百三十九條　小孩に「バプテスマ」を施す禮文

天上ところには榮光神にあれ地には平安、人には恩澤あれ、アヽ主なる神天の王能ざる所なき父なる神よ我儕主を譽め主を讚へ主を拜み主に榮光を歸し大なる聖榮光の爲に主に謝し奉る。

アヽ父の生み給へる獨子イエスキリストある主よ、アヽ世の罪を負たまふ主よ我儕を矜恤みたまへ世の罪を負ひ給ふ主よ我儕を矜恤み給へ世の罪を負たまふ主よ我儕の祈禱を受たまへ父なる神の右に座し給ふ主よ我儕を矜恤たまへ」。

蓋主のみ聖なり主のみ主なり、アヽキリストよ主のみ聖靈と偕に父なる神の榮光の中に最高く居給ふなり。アーメン

次に長老事宜に循ひ思付の祈禱をなし終りて左の祝禱を以て散會すべし

願くば神より出で、人の凡て思ふ所に超越る平安は神と聖子我が主

靈を以て之を洗ひ淸め而して之に主の恩惠により救を得てキリストの教會なる方船に入り信仰を堅固し欣喜て天の福を望み愛の基に立ちて此世の暴き浪を越ゑ終に永生の岸に到りて主と共ゝ世々窮なく王たる事を得せしめたまはんことを我が主イエスキリストゝ由りて願ひ奉る。アーメン

アヽ慈悲深き神よ願くば此小孩の中に舊きアダムは葬られて新き人の復活ることを得させ給へ。アーメン

願ば此小孩の心の內に屬する諸の慾は死し靈に屬する諸の德は生てます〳〵長つ事を得させ給へ。アーメン

願くハ此小孩に權と力を授與けて惡魔と世と肉と鬪ひて勝つことを得させ給へ。アーメン

アヽ世々窮なく生き萬物を治理め給ふ讚美奉るべき主なる神よ願ば

第二節

教師清水を盛りたる器の傍に來り左の勸若くは其他相應の勸をなすべし

最も愛する者よ人は總て罪の中に孕れまた生れしものにて我が救主キリスト曰はく人は水と靈とによりて生れざれば神の國に入こと能はずと故に天の父なる神其大なる慈愛を以て今まさに水の「バプテスマ」を受んとする此小孩に其本性にては有ち得ざるものを與へ之に聖靈の「バプテスマ」を授けキリストの聖教會に受入れ其會の活枝と爲し給はんことを我が主イエスキリストに由りて父なる神に祈禱らん事を爾曹よ勸む。

次に教師如此云ふべし

能はざる所なき永遠生る神よ主の無量慈悲を以て此小孩を看顧み聖

を責めたり、イエス之を見て怒を含かれらに曰けるは孩提をわれに來せよ彼等を禁る勿れ、神の國に居るものは斯の如き者なり誠に我なんぢらに告ん凡そ孩提の如くに神の國を承けざる者は之に入ことを得ざるなり、卽ち彼等を抱て手をその上に按これを祝せり。

次に敎師小孩の父母若くば其他の之を携來れる者に對して此如云ふべし

爾曹此小孩を「バプテスマ」に由りてキリストの敎會に入れられんとするに就ては此小孩に惡魔と其諸の所爲、及び此世の空虛なる榮耀、榮華貪婪の心、肉の慾を一切打捨てゝ此等のものに從ひ又は誘惑はるゝことをせずキリスト敎の信條を盡く信じ而して神の聖旨と誡命に從ひ生涯之を保つべきことを敎ふるは爾曹の本分なり。

次に敎師都合宜くば小孩を抱き其父母若くば後見人に對

凡て我儕の職務と服事とを以て主に献られたる人に主の矜恤に由りて天の德を賜はり永遠き報賞を受しめたまへ○アーメン

能はざる所なき永遠生る神よ主の最愛し給ふ聖子イエスキリストは我儕の罪の赦されんが爲めに最寶脅より水と血とを流し又其弟子にゆきて萬國の民にバプテスマを施し之を父と子と聖靈の名に入れて弟子とすべきことを命じ給へり願くば此會衆の祈願を眷顧て今まさに「バプテスマ」を受んとする此小孩に主の豐富なる恩惠を蒙らせ恒に主の選み給へる忠義の子の中に列らせ給はんことを我が主イエスキリストに由りて願ひ奉る○アーメン

次に會衆一同起立し教師左の如く云ふべし

馬可傳第十章第十三節の言を聞くべし

イエスに撫れんがため人々孩提を携來ければ弟子等その携來れる者

探に遇せず悪より救出し給へ國と權と榮は爾の窮なく有たもふ所なり。アーメン

第三節

第四百四十條　成人に「バプテスマ」を施す禮文、

敎師淸水を盛りたる器の傍に來り左の勸若くば其他相應の勸をなすべし

最も愛する者よ人は總て罪の中に孕れまた生れし者なり(卽ち肉に由て生る者は肉なり。肉に居るものは神を喜ばすと能はず却ておほくの罪を犯し罪の中に居て世を渡るものなり)また我救世主キリストの宣く人は水と靈とに由て生れざれば神の國に入こと能はず故に天の父なる神、其大なる矜恤を以て今まさに水の「バプテスマ」を受んとする此人々に其本性にては有ち得ざるものを與へ之に聖靈の「バプテスマ」

○○○

て如此云ふべし

此小孩の名を唱へよ。

次に教師小孩の名を唱へ水を其頂に注ぎ若くば頂より瀉下し又は其人々の望に應し全身を水に浸して如此云ふべし

某我「バプテスマ」を施て爾を父と子と聖靈の名に入らしむ。アーメン

教師隨意に受洗者に按手して相當の祈願をなすも可し次に一同跪き臨時の祈禱と主の祈を以て式を終るべし

天に在ます我儕の父よ願くは爾名を尊崇させ給へ爾國を臨らせ給へ爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ我儕の日用の糧を今日も與たまへ我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免たまへ我儕を試

約翰傳第三章一節以下の言を聞くべし

ユダヤ人の宰にてパリサイのニコデモと云る人ありかれ夜イエスに來て曰けるは、ラビ、我儕なんぢは神より來し師なりと知、そは神もし人と偕ならずば爾が行るこの休徵は人これを行こと能ざればなり、イエス答て曰けるは誠に實に爾に告ん人もし新に生ずば神の國を見ること能はじニコデモ彼に曰けるは人はや老ぬれば如何で復生る丶事を得んや、再び母の腸に入て生る可んやイエス答けるは誠に實に爾に告ん人は水と靈とに由て生ざれば神の國に入ること能ざる也、肉に由て生る丶者は肉なり靈に由て生る丶者は靈なり我なんぢらに新に生る可きことを言しを奇と爲なかれ風は已が任に吹くなんぢ其聲を聞ども何處より來り何處へ往を知ず、凡て靈に由て生る丶者も此の如し。

を授けキリスト聖教會に受入れ其會の活枝と爲し給はんことを我主イエスキリストに由て父なる神に祈禱ん事を爾曹に勸む。

次に敎師如左云ふべし

能はざる所なき永遠生る神よ總て足ざる人に足し總て聖許に趨て扶助を願ふ人を救ひ信ずる人に生命を與へ死にし人を復活らせ給ふ主よ我儕今まさに「パプテスマ」を受んとする此人々の爲に主に求むアヽ主よ爾は最も愛し給ふ聖子を以て約し給ひけるは求よ然ば與られ尋よ然ば遇ひ門を叩よ然ば開るヽを得んと願くば今求る我儕に與へ尋る我儕に遇せ叩く我儕に門を開き此人々に天の洗滌潔により永福を得させ我が主キリストに由りて約束したまひし永遠の國に到しめ給はん事を。アーメン

次に衆人一同起立し敎師左の如く云ふべし

をせざるか。

答　我此等のものを一切打捨てん。

問　爾天地の造主能ざる所なき父なる神を信ずるか。其生たまへる獨子我が主イエスキリストを信ずるか。彼は聖靈によりて孕し處女マリアより生れ給ひし事を信ずるか彼はホンテチピライの時苦を受け十字架に釘られ死して葬られ給ひし事を信ずるか彼は三日目に復甦り給ひし事を信ずるか。彼は天に昇り能はざる所なき父なる神の右に坐し彼處より生る人と死せし人とを裁判せんが爲に世の末に再び來り給はん事を信ずるか。爾また聖靈神の教會聖徒の交、罪の赦、身體の復甦死後永遠き生命等を信ずるか。

答　我すべて之を堅く信ず、

次に教師バプテスマを受んとする人に對して此如云べし

最も愛する者よ爾(曹)聖き「バプテスマ」を受んとて此處に來れり今全會衆が我が主イエスキリストの爾(曹)を受入爾(曹)を祝し爾(曹)の罪を赦し天國と氷生とを爾(曹)に與へ給んことを祈願しを己に聞けり我が主イエスキリストは我儕が今祈り求めし此等のものを與んことを聖書の中に約束し給ひたれば主は必ず其約束を守りて之を遂げ給ふべし、故にキリストの立て給へる此約束に傚ひ爾(曹)も亦此全會衆の前に於て惡魔と其諸の所爲を打捨て恒に神の聖言を信じ其誡命を保ん事を信實に約束せざる可からず○

次に教師バプテスマを受んとする人每に左の如く問べし

問　爾果して惡魔と其諸の所爲、及び此世の空虛なる榮耀榮華貪婪の心肉の慾を一切打捨てゝ此等のものに從ひ又誘惑はるゝ事

の職務と服事とを以て玆に主に獻られたる此人に主の矜恤に由て天の德を賜はり永遠き報賞を受しめ給へ○アーメン

能はざる所なき永遠生る神よ主の最愛し給ふ聖子イエスキリストは我儕の罪の赦されんが爲よ最寳脅より水と血とを流し又其弟子よゆきて萬國の民よ「バプテスマ」を施し之を父と子と聖靈の名よ入て弟子とすべき事を命じ給へり願は此會衆の祈禱を眷顧て今まさに「バプテスマ」を受んとする此人に主の豐富なる恩惠を蒙らせ恒に主の選み給へる忠義の子の中に列らせ給はん事を我が主イエスキリストに由て願ひ奉るアーメン

次に敎師バプテスマを受んとする人の右の手を取て淸水盛りたる器の傍便宜の所る隨意に置き其人の姓名を問ひ而して水を其頂に注き若くば頂より瀉下し又は其人の望

問　爾此信仰を以て「バプテスマ」を受んことを欲ふか、

答　是わが願ふところ也

問　然らば爾、神の聖旨と誡命に從ひ生涯之を保たん事を欲ふか

答　我神の扶助に依りて斯行す事を勉めん、

次に教師此如云ふべし

アヽ矜恤深き神よ願は此人の中に舊きアダムは葬られて新き人の復活ることを得させ給へ。アーメン

願は此人の心に肉に屬する諸の慾は死し靈に屬する諸の德は生てますく長つ事を得させ給へ。アーメン

願くは此人に權と力を授けて惡魔と世と肉とに勝つことを得させたまへ。アーメン

アヽ世々窮なく生き萬物を治理め給ふ讃美奉るべき主、神よ願は我儕

又神の家に入らしむ然れども分別を知る年齢に達したる者は教會に對する義務責任を負擔はずして其仲間に居り又は其の交際に入るを得ざるが故に今此所に在る人々に以上の義務責任を負擔ふ決心あるや否やを尋問るは本職の本分なり。

次に教師志願者に對して此如云ふべし

最も愛する者よ爾(曹)は來らんとする怒を避け己が罪より救はれんことを願ふ志を示せり爾曹は己が救を全ふせんが爲め神の民の交際に入りて其補助を得んことを求む故に我爾曹に尋問ん。

爾曹「バプテスマ」を受し節立てし悔改と信仰と遵守の約束と誓を今神と此會衆の前に於て嚴粛に堅固ふするか。

答　我神の佑助に依りて之を堅固ふす。

爾(曹)果して教會の條例に服從ひ其禮式を守り其企を扶持くる

に應し全身を水に浸して此如云ふべし

某我「バプテスマ」を施して爾を父と子と聖靈の名に入るアーメン

敎師隨意に受洗者に按手して相當の祈願をなすも可し

第四節

第四百四十一條　入會式、

敎師志願者を會衆の前便宜の所に列せしめ未だバプテスマを受けざる者に之を施して後如此云ふべし

兄弟よ夫れ敎會は神のものにして其禮拜を進め其聖言と定式を正しく執行ひてキリスト信徒の交通と紀律を護持り信徒の德を建て世人を改心に導かん爲に世末に到るまで存保るゝなり人は皆年齡と身分に拘はらず受恩の方法を要するものにて之を供ふるものは敎會の外にあることとなし而して敎會は總ての人を等しく招きて聖徒と同じ邦

能はざる所なき神よ主が敎會を立て且陰府の門は之に勝つべからすと約束なし給ふ故に謝し奉る主が我儕を召して主の民の交に入れ能はざる所なき主の子女と共よ列らせ給ふ故に讃め奉る主が此等の僕をして主を己の神なりと確言さしめ給ふ故に特に聖名を讃美し奉る願は○彼等が惡魔と此世と肉の慾とを捨て聖子に就きて主が授け給へる記錄を信し而して主の總の誡命と定を過なく守らんとて立てし其約束と誓を生涯成し遂ぐることを得させ給へ願は○彼等と主の民との交を聖潔て彼等が益す我が主たる救主イエスキリストを知り益其恩惠に濡ひ相助け相聯り神に育られて長せんことを願は主の民は彼等に益を與へ彼等は主の民の爲に益とならん事を、アヽ主よ願は凡て此處に主の戰陣の敎會に在る會員は主の矜恤と聖子の功績と主の聖靈の恩惠とに由り終に天に在て主の勝利の敎會の會員と爲られんことを

ことを欲ふか。

答 我神の佑助に依りて斯行す事を勉めん。

次に教師志願者に對して如此云ふべし

我儕欣喜て爾(曹)をキリスト教會の會員と認め其諸の特權を得せしめ且つ我儕兄弟の愛を以て爾(曹)を待遇ふの證據として右手を予へて爾に交を結ぶ願は爾(曹)此處にありては主の民の中に永遠榮光に入りては主の聖徒の中に列ねられんことを。

次に教師會衆に對し如此云ふべし

兄弟よ今玆に我儕がキリストの教會の會員と認むる此人々を爾(曹)に紹介して爾曹の愛と眷顧に任す爾曹力を盡して此人々の信仰を増し望を堅め愛を全ふすることを勉めよ。

次に時宜に適ふ歌を唱ふるも可し教師如此云ふべし

我儕祈るべし

定の日に結婚せんとする者（其國法に從ひ）男子は右女子は
左に起立し教師如此云ふべし

最も愛する者よ我儕この男と女よ聖き結婚を行はせんとて此處に神と此の證據人の前に集れり抑婚姻は尊重ふべきものにして太古人の未だ罪を犯さゞる先に已に神之を設け給ひてキリストと其教會との神妙なる聯合に表したまへりまたキリストの此世に在し給へる時ガリラヤのカナにて婚筵に臨み初めて行ひ給へる奇跡を以て之を飾り給へり聖パウロも諸の人に之を尊重ふべきことを勸めたり故に婚姻は輕々しくなす可き者に非ず宜しく神を敬畏ひ愼みて之を行ふ可し今この男女二人此聖き婚姻を結ばんとて此處に來れり故に爾儕の中若しこの婚姻の法律に合はざることあるを知者あらば今すみやかよ言明すべし、倘言ざれば此後一切言ふべからず。

能はざる所なき永遠く生る神、天の父よ主は自ら卑微して我儕を召して主の恩惠を知り主を信ずるに至らしめ給ひしを謹んで謝し奉る、願は恒に此知識を增し此信仰を堅くし給へ又此人々新に生れて永遠き救の世嗣と爲られん爲に聖靈を與へ給はん事を父と聖靈と共に今も後も永遠も生きて王たる我が主イエスキリストに由りて願ひ奉る。アーメン

天に在ます我儕の父よ願は爾名を尊崇させ給へ爾國を臨らせ給へ爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ我儕の日用の糧を今日も與へたまへ我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免したまへ我儕を試に遇せず惡より救出し給へ。アーメン

第五節

第四百四十二條　婚禮式、

教師女子に對て如此云ふべし

某爾神の定に遵ひ聖き婚姻を行ひ此男子に嫁ぎて偕老の交をなし其病める時と健なる時との別なく之に順ひ之よ事へ之を愛し之を重し之を守りて他の男子は一切顧みず唯此男子に添ひて一生を畢へんとするか○

女子答へて云ふべし

我之を爲すべし○

若し両人加環の禮を行んことを欲せば男子は此時其指環を女子に與ふることを得べし教師之を取りて男子に返付し命じて女子の無名指に加へさせ男子をして其指環を持ちながら左の如く已の聲に隨ひて曰しむべし

我父と子と聖靈の名よ託り此指環を以て汝を娶り又我が家産を共

教師又結婚せんとする男女に對ひて如此云ふべし

我今爾曹二人に要む(總て心に匿したる事の露顯るゝ懼るべき審判日に於て爾曹答へざるべからざるが故に)倘し爾曹何にても婚姻を爲すに障碍となる法律に合はざる事あるを知らば今明に言顯すべし、そは神の言に背きて婚姻を行すものは神の合せ給ふものに非ずして不法の婚姻なるを知るべし。

若し障碍なくば乃ち教師男子に對て如此云ふべし

某爾神の定に遵ひ聖き婚姻を行ひ此女子を娶りて偕老の交をなし其病る時と健なる時との別なく之を愛し、之を慰め之を重じ之を守りて他の女子は一切顧みず唯此女子に添ひて一生を畢んとするか。

男子答て云ふべし

我之を爲すべし。

渉る事を得させ給はんことを、我が主イエスキリストに由て願ひ奉る
アーメン

次に敎師二人の右手を合せて如此云ふべし

それ神の合せ給へるものは人之を離すべからず某と某の二人たがひに聖き婚姻を行ひ神と此會衆の面前に在て之を證し共に盟約を立て互に手を握て其心を顯せり、故に我今父と子と聖靈の名に託りて此二人の夫婦たることを公にす。アーメン

敎師祝禱を唱ふべし

願くは父なる神、子なる神聖靈なる神、爾儕を祝して爾曹を護り爾儕を保ち給はんことを又願くは主其恩を以て爾儕を憐み爾曹を眷顧みて靈の福祉と恩惠もともに充溢しめ、此世に在ては偕老の交をなし來世に在ては永生を得せしめ給はん事を。アーメン

にするの證據とす。アーメン

次に教師如此云ふべし

我儕祈るべし。

天に在ます我儕の父よ、願くば爾名を尊崇させ給へ爾國を臨らせ給へ爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ我儕の日用の糧を今日も與たまへ我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免たまへ、我儕を試探に遇せず惡より拯出し給へ國と權と榮は爾の窮なく有たまふ所なり。アーメン

アヽ萬民の造主萬民の護主すべての靈の恩惠と永生の源なる永遠の神よ聖名によりて我儕の祝する主の僕、婢なる此男女二人に福を賜りイサクリベカの互に信實を盡て世を渉りし如く此二人も今互に立し誓ひと契約を堅く守り、主の律法とも遵ひ恒ゝ全く相愛し睦じく世を

主よなんじは往古より世々われらの居所にてましませり、山いまだ生いでず、汝いまだ地と世界とをつくりたまわざりしとき永遠よりとこしへまでなんぢは神なり、なんじ人を塵にかへらしめて宣はく人の子よ、なんぢら歸れとなんぢの目前には千年もすでにすぐる昨日のごとく、また夜間のひとゝきに、おなじなんぢこれらを大水のごとく流去らしめたまふ、かれらは一夜の寢のごとく朝にはおいずる青草のごとし朝にはおいでゝさかえ、夕にはかられて枯るなり、われらはなんぢの怒によりて消うせ汝のいきどほりによりて怖まどふ汝われらの不義をみまへに置われらの隱れたるつみを聖顔のひかりのなかにおきたまへり、われらのもろ〳〵の日はなんぢの怒によりて過去りわれらがすべての年のつくるは一息のごとしわれらが年をふる日は七十年にすぎずあるひは壯やかにして八十年にいたらんされどその誇るとこ

第四百四十三條　葬禮

教師棺柩を迎へ而して之を先導して如此云ふべし

我は復生なり、生命なり、我を信ずる者は死ぬるとも生べし、凡て生て我を信ずる者は永遠も死ることなし。約十一、廿五、廿六

われ知る我を贖ふ者は活く後の日に彼かならず、地の上に立ん、わがこの皮この身の朽はてん後われ肉を離れて神を見ん我みづから彼を見たてまつらん、我目かれを見んに識ぬ者のごとくならじ、約百記十九、廿五―廿七

われら何をも携へて世に來らず亦何をも携へて往こと能はざるは明かなり、エホバ與へエホバ取たまふなりエホバの御名は讃べきかな、提前六、七。百一、廿一

家若くば會堂に入りし後詩の九十篇を讀むべし

次に哥前十五〇二十一五十八若くば次の略文を讀むべし

然ど今キリスト死より甦りて寢たる者の首となれり、それ人に因て死ることといで人に因て甦ることと出たり、アダムに屬る衆の人は生べし、然れど各人その次序に循ふ初はキリスト次はキリストの來らんとき彼に屬する者なり後かれ諸の政および諸の權威と能を滅して國を父れ神に付さん是終なり蓋かれ諸の敵を其足の下に置ときまでは王たらざるを得ざれば也最後に滅さるゝ敵は死なりそは神すべての物をキリストの足下に置給へばなり、人あるひは問ん死し者いかに甦るや如何なる身體にて來る乎と愚なる者よ爾が播ところの種まづ死ざれば生ず又なんぢが播ところのもの將來はゆる所の體を播に非ず麥にても他の穀にても只粒のみ然るを神は己の意に隨ひて之に體を與へ種ごとに其おの〳〵の形體を與へ給ふ、凡の肉おなじ肉に非ず人

ろはたゞ勤労とかなしみと有のみその去ゆくこと速かにしてわれらもまた飛去れり、誰かなんぢの怒のちからを知んや、たれか汝をおそるゝ畏にたくらべて汝のいきどほりをしらんや、願くはわれらにおのが日をかぞふることををしへて知恵のこゝろを得しめたまへヱホバよ帰りたまへ斯ていくそのときを歴たまふや、ねがわくは汝のしもべらに係れるみこゝろを變たまへ、ねがわくは朝にわれらを汝のあわれみにてあきたらしめ世をはるまで喜びたのしませたまへ、汝われらを苦しめたまへるもろ〳〵のわが日とわれらが禍害にかゝれるもろ〳〵の年とにたくらべて我儕をたのしませたまへ、なんぢの僕等になんぢの榮光をその子等にあらはしたまへ、斯てわれらの神ヱホバの佳美をわれらのうへにのぞましめわれらの手のわざをわれらのうへに確からしたまへ、願くはわれらの手のわざを確からしめたまへ。

弟よ爾曹貞固して揺ず恒に勵て主の工を務よ盖なんぢら主に在て其行ところの勞の徒然からざるを知ばなり、

爰に於て相應の唱歌説敎若くば勸告及び臨時祈禱をなすも可なり

棺を墓に下しゝ時敎師如此云ふべし

人は婦女より生れ此世に在は惟しばしにしてなやみに滿てり彼花の如く生じ又刈れ影の如く去り絶て止らず、

我儕いま生存れども死すべき者なり主は我儕の罪の多きにより義怒をおこし給へりされどもア丶主よ我儕主に依の外さらに誰にか我儕の助を得め得んや、

ア丶最聖き主なる神能はざる所なき主聖くして最矜恤ふかき救主よ願くは我儕をして永死の苦痛に賣し給ふなかれ、

の肉あり獣の肉あり鳥の肉あり魚の肉あり天に屬る物の形體あり地に屬る物の形體あり天に屬る物の榮は地に屬る物の榮に異なり日の榮あり月の榮あり星の榮あり此星と彼星と其榮また各々異なり死し人の甦るも亦かくの如し壞る者にて播れ壞ざる者に甦され血氣の體にて播れ靈の體に甦さるゝあり視よ我なんじらに奧義を告ん我儕ことごとく寢るには非ず我儕みな末の鍅の响んとき忽ち瞬息間に化せん蓋鍅ならんとき死し人よみがへりて壞ず我儕もまた化すべければなりこの壞る者は必ず壞ざる者を衣しぬる者は必ず死ざる者を衣べし此くつる者くちざる者を衣この死ぬる者しなざる者を衣んとき聖書に錄して死は勝に吞れんと有に應べし死よ爾の刺は安に在や陰府よ爾の勝は安に在や死の刺は罪なり罪の能ハ法律なり我儕をして我主イエスキリストに由て勝を得しむる神に謝す是故に我が愛する兄

榮光ある体の如くせらるべし、

次に如此云ふべし

われ天より聲ありて我に言ふを聞り曰くなんぢ此言を書せ今より後主に在て死る死人は福なり靈も亦いふ然り彼儕は其勞苦を止て息まん、

爰に於て相應の歌を唱ふる可し次に敎師如此云ふべし

天に在ます我儕の父よ願くハ爾名を尊崇させ給へ爾國を臨らせ給へ爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ我儕の日用の糧を今日も與へたまへ我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免たまへ我儕を試探に遇せず惡より拯出し給へ國と權と榮は爾の窮なく有たまふ所なり、アーメン

祈禱

主よ主は我儕の心の中の密事も知給ふ願くは矜恤を垂れ耳を傾けて我儕の祈禱を聽き給へ最聖き主能はざる所なき神聖くして矜恤深き救主最貴重永遠き審判者よ願くは我儕の此世を終る時死の苦痛によりて主を離去こと無らしめ給へ、

次に教師如此云ふも可し

能はざる所なき神は其賢き攝理により聖意に從ひ此死せし兄弟の靈魂をして此世を逝しめ給ひたり故に我儕その屍を地に埋めて土を土に歸し灰を灰に歸し塵を塵に歸す是我が主イエスキリストに因て末日にすべての聖徒と共に甦ることゝ永生とを望めばなりキリストの第二次降り其榮光ある威權を以て世の人を審判たまふ時陸と海とに葬られし屍は皆あらはれ出で救主に託て寢りし者は其體やぶれしと雖も主の萬物をして己に服從はしむる大なる能によりて變化て主の

第七節

第四百四十四條　會堂の隅の首石を安置る禮式、

敎師隅の首石を安置べき時と處に於て相應の歌を一同に唱へしめ次に如此云べし

能はざる所なき永遠生る神よ、主の聖德は無限く全し主の聖工は奇しく妙なり主は世界と其中にある萬物を造り給へり而して主は天地の君にして手にて造れる殿の中に住み給はず主は靈にましまして何の處に於ても靈と眞を以て拜し得らるゝ君にましませど尚は主の民が其の心を靜にして主を拜むを得ん爲に我儕に禮拜の家を建る事を許し給ふを謝し奉る今や主の禱拜の爲に此處に於て家を建る志を主の民に起さしめ給ひし故に我儕主の聖名を讚め奉る願くは我儕此工事に心を疑し宜しく之を成就し得ん爲め我儕に熱心を與へ給へ願くは

アヽ我が主イエスキリストの父矜恤ふかき神よキリストは復生なり生命なりすべて彼を信ずる者は死ぬるとも生くべし又生て彼を信ずる者は永遠も死ぬることなし、アヽ父よ我儕謹んで願たまつる我儕をして罪の死より復活らせ義の生命に至らしめまた此世を逝る時主に在りて息み末日に迄び萬民の復生とき我儕主の前に聖意に適ふものとなりて主の愛し給ふ聖子の福を蒙らせ給はん事を是時に當りキリストは主を敬ひ主を愛する衆人に告給はん我父にめぐまるゝ者よ創世より以來爾儕の爲に備られたる國を嗣とアヽ矜恤深き父よ願くは我中保我救主イエスキリストに由て之を得させ給はんことを、アーメン

願くは我主イエスキリストの恩神の愛、聖靈の交爾曹衆と偕にかぎりなく在らんことを、アーメン

ーメン

アヽ主よ總て我儕の所爲は之を始むるも續くるも終はるも皆主の聖旨に從ひ聖名の榮光を顯すことを得んが爲め主の最も大なる恩を以て我儕の行すところを守護り常に助けて我儕を勵し遂に主の矜恤を以て我が主イエスキリストに由り永生を獲せしめ給へ○アーメン

天に在ます我儕の父よ願くは爾名を尊崇させ給へ爾國を臨らせ給へ爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ我儕の日用の糧を今日も與へたまへ我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免したまへ我儕を試探に遇せず惡より拯出し給へ國と權と榮は爾の窮なく有たまふ所なり、アーメン

次に教師左の聖言を自ら讀み若くば他の人に讀しむべし

茲にダビデ全會衆の前にてエホバを頌へたりダビデの曰く我らの先

敵又は悪の起りて此工事を障ぐるとなく我が神の恩惠の御手我儕の上にありて期に到れば喜樂と讃美を以て頭石を上るを得んことを願くば此聖殿成就せし上は總ての人の祈禱の家となりて永く存し此所、よ主の聖名に對して香と純潔き供物は獻げられ聖言と定例は適宜に施され、且つ聖靈の感化之に加らんことを又願くば夥多の人々此所に於て新に生れ知識と敬虔を養はれ主の恩惠の國にありて主の榮光の國の高尙なる禮拜の爲に練習せられんことをア、主よ我儕多端の罪あるに由り何の祭物をも獻ぐるに足らざる者なれど願くは我儕の功を量り給ふことなく我が主イエスキリストに由りて我儕の科を赦し此我儕行すべきの本分と奉仕を受け納れ給はん事を願くは能はざる所なき父よイエスキリストに由りイエスキリストと共に聖靈に在りて同心となりもろ〳〵の尊貴と榮光世々窮なく爾に在らんことを、ア

は心を鑒みたまひ又正直を悅びたまふ我は正き心をもて眞實より此
一切の物を献たり今我また此にある汝の民が眞實より献物をするを
見て喜悅またへざるなり、代上二十九、十一ー十七、

エホバ家をたてたまふにあらずば建るものゝ勤勞はむなしくエホバ
城をまもりたまふにあらずば衛士のさめをるは徒勞なり、詩百二十七、一、

なんぢの作爲をなんぢの僕等になんぢの榮光をその子等にあらはし
たまへ斯てわれらの神エホバの佳美をわれらのうへにのぞましめわ
れらの手のわざをわれらのうへに確からしめたまへ詩、九十、十六ー十
七、

エホバの基はきよき山にありエホバはヤコブのすべての住居にまさ
りてシオンのもろ〳〵の門を愛したまふ、詩、八十七、一ー二、

エホバはシオンを擇びておのが居所にせんとのぞみたまへり、曰くこ

祖イスラエルの神エホバよ汝は世々限なく頌まつるべき神なりエホバよ權勢と能力と榮光と光耀と威光とは汝に屬す凡て天にある者、地にある者はみな汝に屬すエホバよ、國もまた爾に屬す汝は萬有の主と崇られたまふ、富と貴きは共に汝より出づ汝は萬有を主宰たまふ汝の手には權勢と能力あり汝の手は能く一切をして大ならしめ、又強くならしむるなり、然は我儕の神よ我儕今なんぢに感謝し汝の尊き名を讚美す但し我儕斯の如く自ら進んで獻ぐることを得たるも我は何ならんやまた我民は何ならんや萬の物は汝より出づ我らは只汝の手より受て汝に獻げたるなり汝の前にありては我らは先祖等の如く客旅たり寄寓者たり我らの世にある日は影の如し望む所ある無し我らの神エホバよ汝の聖名のために汝に家を建んとて我らが備へたる此衆多の物は凡て汝の手より出づ亦皆なんぢの有所なり、我神よ我また知る汝

處にいたれる時日暮たれば即ち其處に宿り其處の石をとり枕となして其處に臥て寢たり時に彼夢て梯の地にたちゐて其巓の天に達れるを見又神の使者の其にのぼりくだりするを見たりヱホバ其上に立て言たまはく我は汝の祖父アブラハムの神イサクの神ヱホバなり汝が偃臥ところの地は我之を汝と汝の子孫に與へん汝の子孫は地の塵沙のごとくなりて西東北南に蔓るべし又天下の諸の族汝と汝の子孫によりて福祉をゑんまた我汝とともにありて凡て汝が往ところにて汝をまもり汝を此地に率返べし我はわが汝にかたりし事を行ふまで汝をはなれざるなり、

ヤコブ目をさまして言けるは誠にヱホバ此處にいますに我しらざりきと乃ち惶懼ていひけるは畏るべき哉此處是乃ち神の殿の外ならず是天の門なり、かくてヤコブ朝夙に興き其枕となしたる石を取り之を

れは永遠までわが安居處なり、われこゝに住ん、そはわれ之をのぞみたれ
ばなりわれシオンの糧をゆたかに祝し、くひものをもてその貧者をあ
かしめん、われ救をもてその祭司たちに衣せんその聖徒はみな聲たか
らかによろこびよばふべし、詩百三十二、十三－十六、
工師のすてさる石はすみの首石となれりこれエホバの成たまへる事
にしてわれらの目にあやしとする所なり、詩百三十二、十三－十六、
そは置給ひし基礎の外に誰も基礎を置ることを能ざれば也。この基礎は
即ちイエスキリストなり、哥前三、十一、

次に敎師石の傍に立ち其中に納むべき物品を公告すべし
其物品は聖書歌本敎會條例敎會新聞雜誌及び敎會の名稱
敎師委托人會堂建築委員等の姓名を記載せる書類其他要
用の物品たるべし次に敎師若くば其指定せる人石を安置

立て柱となし膏を其上に沃ぎ其處の名をベテル(神殿)と名けたり其邑の名は初はルスといへりヤコブ乃ち誓をたてゝいひけるは若神我とともにいまし此わがゆく途にて我をまもり食ふパンと衣る衣を我にあたへ我をしてわが父の家に安然に歸ることを得せしめたまはゞヱホバをわが神となさん又わが柱にたてたる此石を神の家となさん又汝われにたまふ者は皆必ず其十分の一を汝にさゝげん、

第二朗讀　來十、十九ー二十五

是故に兄弟よ我儕イヱスの血によりて其我儕の爲に開たる新しき生路より幔なる其肉体を過り憚らずして至聖所に入事を得、かつ神の家を理る大なる祭司あれば我儕誠實の心と疑を懷かざる信仰を保ち心の惡念を灑れ清水をもつて身を洗れて近くべく又認はす所の望を動さずして固く守るべし蓋約束せし者は誠信なればなり、われら互に顧

へ敎師石の上に手を置きて如此云ふべし

父と子と聖靈の名により我儕今此世の使用に當てず唯神の禮拜に供せん爲に建る家の此隅の首石を安置す、アーメン

第八節

次に演說集金(若之あらば)頌歌及祝禱を以て終るも可なり

第四百四十五條　献堂の禮式、

禮式は他の公拜の節に於けるが如く執行すべし只歌祈禱聖書及び說敎は時宜に適ふを要ず聖書は創廿八、十－廿二、及び來十、十九－二十五、若くば其他の所にて敎師の適宜に撰みたるものたるべし

第一朗讀　創二十八○十－二十二、

茲にヤコブベエルシバより出でゝハランの方におもむきけるが一

恩惠を以て此我儕の手の所作を受納給はん爲に我儕恭しく祈るべし

次に會衆一同をして跪かしめ如此祈るべし

能はざる所なき永遠く生る神よ夫れ天も諸天の天も主を容るに足らず況て我が建たる此家をや然れど主は自ら卑微して地に住む諸の人を視又主は凡て主の名を憶しめたまふ處にて主の民に臨みて彼等を祝み給はんことを約束し給へり願くハ主の聖名を此の處に憶えしめ主の榮光を此の處に止らしめ給へ我儕が主の御用に供ふる此家を保護りて損害と汚辱にわたし給ふ勿れ、

願くは主の聖名に對し此處に於て献げらるゝ禮拜を受け納れ給へ此處に於て傳へらるゝ聖言と執行はるゝ禮式に主の聖靈の恩化を加へて凡て之を受くる者の爲に恩惠を受くる方法となさしめ給へ願くは夥多の人が此處に於て生れて能はざる所なき主の子女とならんこと

みて愛心と善行を激勵し會集を已る或人に效ふことなく共に相勸め其日いよ〳〵近るを見て益斯の如くなるべし、

說敎の次に集金(之あらば)をなすべし次に敎會の役員は左の語を敎師に陳ぶべし

淸からざる又世俗的使用に當ることなく專ら能はざる所なき神の禮拜に供せられん爲め我儕此家を爾に進呈す

次に敎師會衆に請ふて起立せしめ左の如く献堂の辭を陳ぶべし

献堂の辭

神は禮拜の爲に此家を建る志を其民に起さしめ而して彼等を祝福して其企圖を成就せしめ玉ひたれば我儕今謹で之を神に献げ聖言を讀み又講ずる事と聖式を執行する事と其他の禮拜の事に供し奉る神が

永遠く父と子と聖靈にあらんことを、アーメン

頌歌と祝禱を以て式を終る可きなり

第九節

第四百四十六條　執事按手禮式、

監督所定の日に至らば相當の說敎若くば勸告をなせし後一名の長老執事に擧られんとする者を監督に薦めて如此云ふべし

我此等の人を執事に擧られんが爾に薦む、

次に其姓名を朗讀し而して監督會衆に對て云ふべし

兄弟よ若し爾曹の中誰にても今此執事に擧られん爲薦められし人の中罪又は障碍ありて此職に擧可からざるを知る者あらば神の聖名に由りて前に進み其罪科又障碍を言明すべし。

を願くは主の家の豊なるによりて主の民に悉く飽くことを得させその勸樂の川の水を彼等に飲ましめ玉へ此處に於て彼等の子等に必需ぬ糧を與へ主の敎訓と警戒を以て養育たしめ給へ、活る水を此聖殿より出し凡て周圍に在る者に生命と喜悅を授け給へ主の作爲を主の僕等よ主の榮光をその子等に現し給へ斯て我儕の神ヱホバの佳美を我儕の上に臨ましめ我儕れ手の作爲を我儕の上に確からしめ給へ願くは我儕の手の作爲を確からしめ給へヱホバ神よ今主及び主の力ある契約の櫃、起て主の安居れ所にいたり給へ願くは主の役者等に拯救の衣を纏はれ主の聖徒等に恩惠を喜ばせ給へ、アヽ主よ願くは我儕の價値なきを見過にし我儕の罪を赦して聖靈に由りて我儕を神の住居となし給へ我儕が我が主なる救主イヱスキリストの永遠有福なる名に由りて總てれ供物を獻げ奉る願くは榮と威光と大能と權と今も後も

次に監督若くば監督の指定せる一名の長老書翰を讀べし

書翰提前三〇八｜十三

執事たる者も亦端莊くし両舌せず酒を嗜まず、利を貪らず信仰の奧義を潔き良心の中に存べし此を先試みて責べき所なくば執事の職に當べし女執事も亦端莊くし人を謗らず謹みて凡のこと忠信なるべし執事たる者は一個の婦の夫なるべし子女と己の家を善理むべし、善執事の職を務る者は己に嘉級を得キリストイエスに基せし信仰よ勇氣を得べし、

次に監督會衆の前に於て左の方法に從ひ執事に舉られんとする人に各別に尋ぬべし

爾キリストの教會に於て傳道の職に當り神に事へて其榮光を顯はし其民の德を建ん爲に心に聖靈の感動を受けたりと

若し罪科又は障碍の言明あらば監督は其證據なきを明に
せらるゝまで其人に按手すべからず
次に左の祈禱文を讀むべし

祈禱文

能はざる所なき神よ主は聖旨に從ひて主の教會の中に教師の各種の
位を定め使徒に默示して最初の殉教者なるステパノと其他の人々を
執事の位に撰しめ給ひたり願は矜恤を垂れ今同じ職務に召れたる此
等主の奴僕を垂顧而して主の教理の眞理を以て其心に充し罪なき言
行を以て之を飾り且此職に於て其言と良摸範を示すことに由りて忠實
に主に事へ聖名の榮光を顯し主の教會の德を建るを得せしめ給はん
事を是みな今も後も永遠く父と聖靈と偕に生きて王たる我が救主イ
エスキリストの功に由りて願ひ奉る、アーメン

なり、

爾欣ひ好て此等の事を行はんとするか、

答　我神の助に依り如斯行ふべし、

監督　爾力を盡して己（と家族）の言行をキリストの教理に合はせ又爾の本分を盡して爾（と彼等）をキリストの群の良摸範と為さんとするか、

答　我主の助に依り如斯行ふべし、

監督　爾果して尊敬を以て爾を管理する權を委られたる者に服従ひよろこびて其敬虔なる勸戒を守るか、

答　我主の助に依り如斯行ふべし、

次に監督執事に擧られんとする人の頭上に按手して云ふべし

答　信ずるか、

監督　爾誠實に舊新約の總の經典を信ずるか、

答　我如斯信ず、

監督　爾指定を受けて役事る人々に勉て此聖書を讀又之を解明さんとするか、

答　我咸之を信ず、

監督　執事の職は長老を助て禮拜を行ふに在り就中長老聖餐式を行ふとき之を助て蒸餅と葡萄酒を會衆に分ち又聖書を讀之を解明し少年を敎へ長老不在の時「バプテスマ」を施すこと等なり、且また病る者貧き者弱き者を探索之を見舞ひ之を救ふこと

萬善の源なる能はざる所なき神よ主は大なる恩愛を垂れ自ら卑微して此等の奴僕を受け主の教會に於て執事の職に任じ給ひたり、アヽ主よ、願は此等の者をして常に宜に合ひ謙遜りて能其職を盡くし其意よく心靈上の紀律を守り、且恒よ良心に照して善を行ひ聖子キリストに居ること堅固強健して能執事の職を盡し以て主の教會に在りて更よ大なる職に召るゝに足るべき者とせられんことを此みな我が救主聖子イエスキリストに由りて願奉る、願くば榮光と尊貴と世々窮なくイエスキリストに在ん事を。アーメン

アヽ主よすべて我儕の所爲は之を始るも續くるも終るも皆主の聖旨に從ひ聖名を榮光を顯すことを得んが爲主の最も大なる恩を以て我儕の行ところを守護つねに助て我儕を勵し遂に主の矜恤を以て我主イエスキリストに由り永生を護せしめ給へ。アーメン

爾神の教會に在て權を執り父と子と聖靈の名に由て執事の職を行ふべし、アーメン

次に監督彼等各々に聖書全部を交附して云ふべし

爾、神の教會に在て權を執り聖書を讀て之を宣傳ふべし、

次に監督の指定せる者一名福音書を讀むべし

福音書　路十二。三十五ー三十八

爾曹腰ょ帶し火燈を燃して居主人婚筵より歸來り門を叩ば速に啓ん爲に彼を待人の如せよ主人きたりて其目を醒し居るを見なば此僕は福なり誠に我なんぢらに告ん主人みずから腰に帶し僕を食に就せ前て之に供事すべし或は二更あるひは三更に主人きたりて然なせるを見なば此僕は福なり、

次に祝禱の前に左の禱文を唱ふべし

如此云ふべし

我、此等の人を長老に擧られんが爲爾に薦む。

次に姓名を朗讀し而して監督會衆に對て云ふべし

兄弟よ此等の卽我儕が神の聖旨に從び此日を以て長老に擧んと定めたる人々なり我儕適當の試驗を爲せしに何の障碍あるを見ず正しく此傳道職に召れたる者にして之に當るに相應の者と認めたり、然ど若し爾曹の中誰にても此等の人の中罪科又は障碍ありて此聖き傳道職に擧ぐ可からざるを知る者あらば神の聖名に由りて前に進み其罪又は障碍を言明すべし。

若し罪科又は障碍の言明あらば監督は其証據なきを明にせらるゝまで其人に按手をべからず

次に左の如く祈禱文書翰及福音書を讀むべし

祝禱

願くば神より出で人の凡て思ふ所に超越平安は神と聖子我が主イエスキリストを識り又愛するに由りて爾曹の心と思を守り又父と子と聖靈なる全能の神の祝福爾曹の中に在て恒に爾曹と偕に在ん事を。アーメン

第十節

第四百四十七條　長老の按手禮式

監督所定の日に至らば説敎若くば勸告をなして長老に立られんとをる者の責任と職分とを示し一には敎會に於ける其職位の須要なるを説き二には會長たる者長老の職に在る者を敬重すべきを説くべし

次に一名の長老按手禮を受けんとする者を監督に薦めて

の上に昇りし者なり彼よろずの物に滿んとす、その賜ひし所は使徒あり預言者あり傳道者あり牧師あり教師ありこれ聖徒を全ふし服役の事を行ひキリストの体の德を建、我儕をして皆おなじく神の子を信じ之を知り全人すなはちキリストの滿足るほどと成までに至り。

福音書約十〇一―十六

誠に實に爾曹に告ん羊牢に入に門よりせずして他より踰る者は竊賊なり強盜なり門より入者は其羊の牧者なり門守は彼の爲に啓き羊はその聲を聽かれ己の羊の名を呼て之を引出す彼それ羊を引出すとき先に行なり羊かれの聲を識て之に從ふ、羊は別人に從はず反て避ぐ、そは別人の聲を識されば也イエス彼等に此譬を言ど彼等はその語れる所いかなる意かを知ざりき是故にイエス復かれらに曰けるは誠に實に爾曹に告ん我は即羊の門なり、凡て我より先に來し者は竊賊なり強

祈禱文

萬善の源、能はざる所なき神よ、主は聖靈に由て主の教會の中に教師の各種々の位を定め給へり、願くば矜恤を垂れ今長老の職に召れたる是等主の奴僕を眷顧み、而して主の教理の眞理を以て其心に充し罪なき言行を以て之を飾り且是職に於て其言と善摸範を示すことゝに由りて忠實に主に事へ聖名の榮光を顯はし主の教會の德を建るを得せしめ給はんことを是みな世々窮なく父と聖靈と偕に生きて王たる我が救主イエスキリストの功に由りて願ひ奉る。アーメン

書翰弗四〇七―十三

われ各人にキリストの賜ふ所の量に循ひて惠を給ふなり是故に云ることあ有かれ上に昇しとき擄にする者を擄にし賜を人に給へりと己に上に昇れりと謂ば先地の下に降りしに非ずや降りし者は卽ち諸の天

引れたる聖訓とに因て、爾曹の召れたる此職はいかに尊貴くいかに重要ものなるかを已に聞けり今再び我儕我が主イエスキリストの名に由り爾の召れたる職は大に尊貴く大に重要のものなるを恒に記臆ん事を爾に勸む即ち爾は主の使者主の斥候主の家宰なり故に主の家族に糧食を供へ之を教へ之を諫め廣く散りたるキリストの羊を尋ね此惡しき世の中に在るキリストの女子を求めてキリストに由りて永遠く救を得せしむべきなり。

爾、既に此等の事を精考細查また神其聖旨に從ひ爾を召し給へる此職に爾の身を委ねん事を神の恩惠に由りて決心せしならんと我儕思ふ故に爾本分を盡し意を注ぐ所學ぶ所みな全く唯此一事のみに用ゐ常に我儕の唯獨りの救主イエスキリストの中保に由り聖靈の天祐を父なる神に祈り日々書聖を讀よく之を研究して爾の職に熟練し強くな

盗なり羊その聲を聽ざりき我は門なり若人われより入ば救れ且出入をなして草を得べし竊賊の來るは盗んとし殺さんとし滅さんとするの他なし我きたるは羊をして生を得かつ豐ならしめん爲なり我は善牧者なり善牧者は羊の爲に命を捐・牧者にあらず己か羊を有ず只やとはれて羊を守る者は狼の來るを見れば羊を棄てにぐ狼羊を奪て之を散す雇工の逃るは傭れし者なれば其羊を顧ざるに因てなり我は善牧者まて巳の羊を識また己れ羊に識る父われを識でとく我も父を識われ羊の爲に命を捐ん我は此牢にあらざる別の羊を有り彼等をも引來らん彼等わが聲を聽ん遂に一れ群一れ牧者となるべし

右朗讀終りて監督は按手禮を受けんとする者に左の如く云ふべし

兄弟よ爾内試驗(並に今與へられし勸告)及び福音書と使徒の書翰より

この聖書に基きて爾に委ねられたる人々を教へ之にて定られまた之にて證せらるゝと信ずるものにあらざれば、何物をも永遠き拯救を得るに必要なりとして之を人々に教ゆまじと決心せしか。

答　我神の恩惠に依り如此信じ又如此決心す。

監督　然らば爾忠實に力を盡して常に主の命じ給へる如くキリスト の教理聖禮式及紀律を行はんとするか。

答　我主の助に依りて如此をこなはんとす。

監督　爾忠實に力を盡して神の道に合はざる諸の謬れる邪なる教を退け亦爾に委られたる人々は健なる者病る者の別なく必要と機會に應じて公然にも内蜜にも之を誡め之を勸る備をなさんとするか。

り己と家族の言行を潔からしめ之をキリストの訓誡と教理とに合はしめん事を勉め以て人々の取て之に倣ふべき完全敬虔の摸範と型樣たるべし。

爾、此事に付て如何なる心如何なる志を有かを今こゝに集れるキリストの會衆に知しめ亦爾自ら一層深く其本分を盡すれ念を起さんが爲我儕今爾に約束を要めんとす、故に我儕神と其教會の名に由て此事に付き爾に問ん、爾明に答ふべし。

爾我主イエスキリストの心に遵ひ長老の位に召れたりと心實に思ふか。

答　我如斯思ふ。

監督　爾聖書よはイエスキリストを信することによりて永遠き拯救を得るの要道は充分に教示せられたりと信ずるが且つ爾

監督　爾果して尊敬を以て爾を管理する權を委られたる首教師に服從ひよろこびて、其敬虔なる勸誡と意見に遵ふや○

答　我、主の助に依り如此行はんとす○

次に監督起立て云ふべし

能はざる所なき神はすべて此等の事を爲すべき此志をすでに爾に與へ給へり故に願は神の爾の中に始め給へる事業を成就し給はんが爲此等の事を成し遂べき力と權とを我が主イエスキリストに由りて爾に授與給はん事を○アーメン

次に會衆に請ふて暫時默禱を以て此等の事を成就せしめ給はんことを謹んで神に願はしむべし

次に(長老に擧られんとする人々皆跪き)監督長老及び其他出席の人々は聖靈降臨の歌を左の如く更々唱ふべし

答　我主の助に依りて此備をなさんとす。

監督　爾果して此世と肉に係る研究を捨て、祈禱と聖書を讀むこと、聖書の理會を助くる各種の學問を勉むるか。

答　我主の助に依りて如此行すことを勉めん。

監督　爾力を盡して己と家族の言行をキリストの教理に合はせ又爾の本分を盡して爾と彼等をキリストの群の良き摸範、型様と爲さんとするか。

答　我主の助に依り我身を此事に委ねんとす。

監督　爾果して本分を盡して總のキリスト信者就中今爾に委られたる者亦此後委られんとする者の中に静謐と和平と仁愛とを維持へ且之を進めんとするか。

答　我主の助に依り如此行はんとす。

我儕に敎へて聖父と聖子と
いゝいゝいゝいゝい
また之等より出し主は之等と一体なるを知らしめ給へ
萬世の末にいたるまで
いゝいゝいゝいゝ
これは我儕の歌とならまほし
主の永遠き功は頌べきかな
いゝいゝいゝいゝいゝ
父と子と聖靈よ

次に監督左の如く祈るべし

我儕祈るべし

天の父能はざる所なき神よ主は無量き仁愛と恩惠とを愛し給ふ獨り子イエスキリストを降して我儕の贖主又永生の源となし給へり彼は死して我儕の贖を完ふし天に昇りて後使徒預言者傳道者敎師牧師を弘く世界に遣はし其勞働と傳道に由りて主の聖名の永遠き榮光を顯

聖靈よ降臨て我が魂を感化し
ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ
天の火を以て照し給へ

主は膏を灌ぎ給ふ聖靈なれば
ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ
七重の賜を授け給ふなり

主の天より灌ぎ給ふ恩惠の膏は
ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ
安慰と生命と愛の火となり

永く照して見得させ給へ
ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ
暗き我が目の鈍き力を

我儕の穢の面は膏を灌ぎ之を樂しませ給へ
ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ
主の溢るはどの恩惠を以て

我儕の敵をば遠くに保支へ家の内には平和を賜へ
ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ
主の導くところには何なる禍災も起り得じ

の頭上に夫々按手すべし（此間受位者は謹て跪くべし）而して監督云く

願は主爾に聖靈を注ぎ我儕の按手によりて爾に委ぬる長老の職と行を神の教會に於て盡さしめ給はんことを、爾忠實を以て神の言を傳へ其聖禮式を施さん事を父と子と聖靈の名に由て勸む。

次に監督彼等各々の手に聖書全部を交付して云ふべし

爾權を執て神の言を傳へ會集に於て聖禮式を施すべし。

次に監督如此云ふべし

最矜恤深き父よ、願は天の福を此等主の奴僕に賜はり義の衣を以て彼等に着せ其口に語る主の言は能く實りて空しからざらしめ給へ又願は彼等が主の最聖言に基き且之に適ひていふ所をば救を獲るの方法となし欣喜て之を聽き入れん爲我儕に恩惠を得させ又言ふ所行ふ所

さんが爲、全世界の四方より大なる群を集給へり我儕主の永遠き恩惠に因れる此等大なる利益の故に又主が此等の主の奴僕をば人に救を獲せしむる爲に定め給へる長老の傳道職に召し人の救の爲に定め給へる同じ職務に當らしめ給ふ故に深く感謝し奉る我儕主を讃へ拜み奉る謹んで願は此處に於ても他の處に於ても凡て主の聖名を呼賴む者に此等の恩惠と諸の他の利益の故に常に主に感謝の心を顯はし、又聖靈に依り日々益主と主の聖子を知り且信ずることを主の有福なる聖子に依りて得せしめ給はん事を而して此等主の役者并に彼等が主の役者として委らるゝ人々を以て聖名の榮光は永遠く顯はれ有福なる聖國は弘まらんことを是みな世々窮なく聖靈と在りて同心となり主と偕に生きて王たる我が主イエスキリストに由て冀願ふ○アーメン

此祈禱終りて監督及臨席の長老今長老の職位を受くる人々

め而して後長老を薦むべし禱文は執事のを先にし長老のを後にして両文とも唱ふべし書翰は弗四、七―十三を讀むべし朗讀終れば直に執事に擧げらるべき者を所定に循ひ試驗按手すべし

第十一節

第四百四十八條　監督成聖式

禱文

能はざる所なき神よ主は聖子イエスキリストに由りて多くの優たる賜を主の聖き使徒に與へて主の群を養はんことを命じ給へり願くば主の教會の諸の教師牧師に恩惠を垂れ勉めて聖言を傳へ並に聖言に示せる敬虔なる紀律を適當に行ふ事を得させ給へ又會員には善く彼等に隨從ふ事を得させ給ふ而して皆共に行遠き榮光の冕を受させ給

はんことを我が主イエスキリストに由て願ひ奉る。アーメン

次に長老一名書翰を讀むべし

書翰　徒二十。十七―三十五

斯て彼はミレトスよりエペソに使を遣して教會の長老たちを召り彼等が來し時パウロ之に曰けるは我アジアに來し初の日より常に爾曹の中に在て行ひし事は爾曹が知ところ也即ち我すべての事に謙遜また涙を流しユダヤ人の詭謀により艱難に遇て主に事へ益ある事は殘す所なく是を宣べ或は人々の前或は家々に於て爾曹に敎へ神に對ては悔改め主キリストに對ては信仰すべき事をユダヤ人またギリシヤ人に示せり今は我心切りてエルサレムに往かしこにて遇ところ如何を知ずたゞ聖靈邑毎に我に示していふ縲絏患難われを俟りと然ども我はわが往べき路程と主イエスより受し職すなはち神の恩の福音を

証する事を遂ん爲には我生命をも重せざる也今われ知なんぢらの中を遊行て神の國を傳へし我面を此後なんぢら復び見ざるべし是故に我今日なんぢらに證す、凡の人の血に於て我は潔くして與ることなし蓋われ神の旨を殘す所なく悉く爾曹に宣たれば也故に爾曹みづから愼み且なんぢらが聖靈に立られて監督となれる其全群を愼み主の己が血をもて買給ひし所の教會を牧ふべし、蓋わが去ん後この群を惜まざる荒き狼なんぢらの中に入んことを知ばなり亦なんぢらの中よりも弟子等を已に從はせんとて悖理なる言を言出す者おこらん是故に爾曹儆醒せよ我三年のあひだ夜も晝も斷ず涙を流して各人を勸しことを憶ふべし兄弟よ爾曹の德を建かつ凡ての聖められし者の中に於て業を爾曹に予る能ある神および其恩惠の道に今われ爾曹を委ぬ、われ人の金銀衣服を貪りしことなし、我この手は我および我と偕よ在し者

の需用に供し事は爾曹が知ところ也、われ爾曹も如此勤務て柔弱者を扶け且主イエスれ曰給へる受くるよりも與るは福なりとの言を心に記べきを凡の事に於て示せる也。

次に他の長老一名福音書を讀べし

福音書 約二十一〇十五―十七

偖かれら食して後イエスシモンペテロに曰けるはヨナの子シモンよ爾これらの者に優て我を愛するか彼いひけるは主よ然り我なんぢを愛することは爾知りイエス彼に曰けるは我羔を牧へまた二次かれに曰けるはヨナの子シモンよ我を愛するか彼いひけるは主よ、然りわが爾を愛することは爾知りイエス彼に曰けるは我羔を牧へ三次かれに曰けるはヨナの子シモンよ我を愛する乎、ペテロ三次われを愛する乎と言れしに因て憂ふ斯て答けるは主しらざる所なし我なんぢを愛す

ることは爾知りイエス彼に曰けるは我羊を牧へ。

若くは太二十八〇十八―二十

イエス進て彼等に語曰けるは天のうち地の上の凡の權を我に賜へり是故に爾曹ゆきて萬國の民に「バプテスマ」を施し之を父と子と聖靈の名に入て弟子とし且わが凡なんぢらに命せし言を守れと彼等に敎よ夫われは世の末まで常に爾曹と偕に在なり○アーメン

前の福音書の朗讀及ひ說敎終れば二名の長老選れし人を監督に薦めて云ふべし

我儕此聖き人を監督に擧られんが爲爾に薦む。

次に監督會衆に祈禱らんことを勸て如此云ふべし

兄弟よ、我救主キリストは其拾二の使徒を選びて之を遣す前、終夜祈禱給ひしことは、路加の福音書に載する所なり又アンテチケに在りし門

徒等はパウロバルナバに手を按き之を遣す前に斷食と祈禱を爲せし事も使徒行傳に載する所あり、故に我儕も我救世キリストと使徒の例に倣ひ我儕に薦られたる此人を擧げて聖靈の彼を召して當らしめ給ふ所と我儕が信ずる職務に遣はし當らしむる前に謹で祈禱べし。

次に如此祈るべし

萬善の源能はざる所なき神よ、主は聖靈に由りて主の敎會の中に敎師の各種の位を定め給へり、願くば矜恤を垂れ監督の職務に召されたる此主の奴僕を眷顧み、而して主の敎理の眞理を以て其心に充し罪なき言行を以て之を飾り、且つ此職に於て其言ふ所と行ふ所を以て忠實に主に事へ聖名の榮光を顯し、主の敎會の德を建て能く之を治むるを得せしめ給はんことを是みな世々窮なく、父と聖靈と偕に生きて王たる我が救主、イエスキリストの功に由りて願ひ奉る。アーメン

次に監督將に擧られんとする人に對て云ふ可し

兄弟よ、聖書は何人にても按手禮を施して之をキリストの其血を流して贖給ひし教會を治むる職に擧げんとするには倉卒ずべがらざることを命ず、故に我爾を此職に擧ぐる前に先數條の件々に就て爾を試み以て此の會衆が爾の神の教會に於て行さんと懷ふ所を試驗み、且之が證を立つることを得せしめんと欲す。

爾、誠に我が主イエスキリストの旨よ遵ひ此職に召れたりと信ずるか。

答　われ誠に如斯信ず。

監督　爾、聖書にはイエスキリストを信ずることによりて、永遠き拯救を得るの要道充分に教示せられたりと、信ずるか且つ爾この聖書よ基きて爾に委られたる人々を教へ之にて定られま

た之にて證せらるゝと信ずる者に非れば何物をも永遠き拯救を得るに必要なりとして之を人々に教へ又は保持まじと決心せしか。

答　我神の恩惠に依り如此信じ又如此決心す。

監督　然らば爾忠實に此聖書に其身を委ねて之を研究しまた正しき教理を以て人を教へ人を勸め且辨駁する者に抵抗し之を折く事を得んが爲め聖書を眞正に理會らん事を神に祈願か。

答　我神の助に依り如此なさん。

監督　爾忠實に力を盡して神の道に合はざる諸の謬れる邪なる教を退け亦公然にも内密にも他の者を獎勵して如此同じく爲しめんとする備あるか。

答　我神の助に依りて此備あり。

監督　爾凡て神を敬はざる事と世の中の慾を棄て自ら制し正く且つ虔しみて今の世に存へ而して何事を作にも他人に對しおのれ善行の摸楷となり又敵する者をして爾曹の惡を言に緣なく自ら愧ることを爲しめんとするか。

答　我神の助に依り如此なさんとす。

監督　爾本分を盡して萬民の中に靜謐と仁愛と和平を維持且之を進め又爾の管轄部內に在て靜謐ならざる者從順はざる罪を犯す者等をば神の言に依て爾の有する權と別に爾に委ねらるゝ權を以て之を督責め之を罰せんとするか。

答　我神の助に依りて如此なさんとす。

監督　爾人を職命し之を遣し之に按手する事に忠實ならんとするか。

答　我神の助に依りて如此ならんとす。

監督　爾キリストの爲に貧人と足ざる人と扶助なく知る邊なき人々に柔和にして慈悲の心を顯さんとするか。

答　我神の助に依りて之を顯さんとす。

次に監督如此云ふべし

我が天の父能はざる所なき神は凡て此等の事を爲べき善志をすでに爾に與へ給へり故に願くば神の始じめ給へる善事業を爾の中に成就し給ひ且つ爾末の日は全して罪なき者とせられん爲此等の事を成し遂べき力と勢とを我が主イエスキリストに由りて爾に授與け給はん事を。アーメン

次に聖靈降臨の歌を唱ふべし

聖靈よ降臨て我が魂を感化し
〃〃〃〃〃〃〃〃〃

天の火を以て照し給へ
主は膏を灌ぎ給ふ聖靈なれば
七重の賜を授け給ふなり
主の天より灌ぎ給ふ恩惠の膏は
安慰と生命と愛の火となり
永く照して見得させ給へ
暗き我が目の鈍き力を
我儕の穢の面に膏を灌ぎ之を樂しませ給へ
主の溢るはぞの恩惠を以て
我儕の敵をば遠くよ保支へ家の内には平和を給へ
主の導くところには何ある禍災も起り得じ
我儕に教へて聖父と聖子と

また之等より出し主は之等と一體なるを知らしめ給へ
萬世の末にいたるまで
これは我儕の歌とならまほし
主の永遠き功は頌べきかな
父と子と聖靈よ

右終りて監督如此云ふべし

主よ我儕の祈禱を聽給へ○
答　我儕の號聲を主の許に達せしめ給へ
監督　我儕祈禱るべし
最慈悲ふかき父能はざる所なき神よ主は無量き恩惠を以て最も愛し給ふ獨り子イエスキリストを降して我儕の贖主又永生の源と爲し給へり彼は死して我儕の贖を成就し天に昇りて後人々に豊に賜を降し

て或者を使徒となし或者を預言者となし或者を傳道者となし或者を牧師敎師となして其敎會の德を建て之を純全からしめんとし給へり願くは主の此奴僕に恩惠を垂れ給ひて常に備へをして主と和ぐ所の喜悅しき音信卽主の福音を弘め其の授けられたる權を以て人を沉淪すことなく却て之を救ひ人を害することなく却て之を助くることを得せしめ而して主の家族に時に及びて食物を給與ふ知惠く忠義なる奴僕として永生の樂を受しめ給はんことを是みな世々窮なく一體の神にして主と聖靈も偕よ生きて王たる我が主イエスキリスト――に由りて願ひ奉る〇アーメン

次に撰まれし人前に跪き監督及び臨席の長老其頭上に按手して監督如此云ふべし

願くば主爾に聖靈を注ぎ父と子と聖靈の名を以て我儕の按手に由り

今爾に委ぬる監督の職と行を神の敎會に於て盡さしめ給はんことを

アーメン

爾宜しく神の授與給へる恩惠を熾にせんことを憶ゆべし蓋神の我儕に賜へる靈は懼を懷く靈に非ず力と愛と謹愼の靈なればなり○

次に監督聖書全部を彼に交付して云ふべし

爾誦讀と勸勉と敎訓を務むべし心を此書に載る所の事に寄せ專ら之を務むべし蓋爾の上達すべての人に明かならん爲なり爾已を愼み又敎ふることを愼むべし如此行ふ時は己を救ひ又爾に聽く者を救はんキリストの群に在て豺狼とならず善羊者となり之を貪食ふこと無く能く之を養ふ可し柔弱者を扶持け病者を癒し憂たる者を慰め棄られたる者を立回し遺失れたる者を尋ね恒に慈悲ふかくして緩慢に過ぎず條例を執行するに慈悲を忘るべからず然して牧者の長の顯れ給ふ

時、壞ることなき榮光の冠冕を得べし是みな我主イエスキリストによりて勸むる所なり○アーメン

次に祝禱前に左の祈禱をなすべし

最慈悲ふかき父よ、願くは主の天の福を此奴僕に賜り主の聖靈を彼に授け給ひて主の道を宣傳へ勵みて各樣の忍耐と教誨を以て人を督し戒め勸むるのみならず、其の言と行と愛と信と節と潔を以て信者の良き摸楷となり、忠實に其馳るべき途程を盡して末日に至り父と聖靈と偕に一体の神にして世々窮なく生きて主たる主卽義審判司の備給ふ義の冕を獲せしめ給へ○アーメン

ア、主よすべて我儕の所爲は之を始むるも續くるも終るも皆主の聖旨に從ひ聖名の榮光を顯す事を得んが爲主の最も大なる恩を以て我儕の行ところを守護つねに助て我儕を勵し遂に主の恩惠を以て我が

主イエスキリストに由り永生を獲せしめ給へ。アーメン

祝禱

願くば神より出でゝ人の凡て思ふ所に超越る平安は神と聖子、我主イエスキリストを識り又愛するに由て、爾曹の心と思を守り又父と子と聖靈なる全能の神の福爾曹の中に在て恒に爾曹と偕に在らんことを

アーメン

附錄

地方傳道者學科課程

第一年級

聖書　　四福音書及ヒ使徒行傳

敎會條例　　自第一章至第五章

天道溯原

福音史及ヒ約翰、爲斯列　ニユーマン說敎

第二年級

聖書　　書翰及ヒ默示錄

敎會條例　　自第六章至第十三章

天道總論　ビヂー著　　第三、四編

ラセル著 舊約史畧

爲氏說敎　救極ノ道及ヒ更生ノ證跡

說敎草稿　講題悔改

第三年級

マクテヤ著 敎會政治問答　前半部

聖書　五經及ヒ歷史ノ書

天道總論　第二篇

ラセル著 舊約史畧　完結迄

爲氏說敎　稱義及ヒ聖靈ノ證

說敎草稿　講題稱義及ヒ更正

第四年級

マクテヤ著 敎會政治問答　完結迄

教會條例　完結迄

聖書　詩歌及ヒ預言書

教會史講演（スペンセル著）

說教學（マクレー著）

爲氏說教　山上教訓講義

說教草稿　講題聖靈ノ證

參考書　メソヂスト教會史（マクレー夫人著）　馬太傳註解（ホヰードン著）　福音對觀（ストロンア著）　世範組織（レヰモンド著）

神學教理歷史（セルドン著）

巡廻傳道者學科課程

（第二期日本年會記錄第三十七頁學科々程改正委員ノ決議案第一項參照）

傳道者試補

一、聖書中ノ主要ナル教理
二、教會條例大畧
三、ウエスレー說教「信仰ニ依テ義トセラル、コト」「靈ノ證」
四、普通教育ノ智識特ニ算術、作文、文章軌範、地理學、日本歷史、スウイントン萬國史

第一年級

一、聖書課―キリスト傳記、使徒行傳
二、教會條例第一章ヨリ第四章迄
三、マクテヤー教會政治問答第一章ヨリ第六章迄
四、インブリー福音史
五、デビズ基督教之基本

六、ヒユーゲナット聖書地理
七、ウエスレー說敎集第一ヨリ第十二迄
八、說敎草稿「悔改」

第二年級

一、聖書課—書翰其起原及意匠ニツイテ
二、敎會條例第五章ヨリ第十二章迄
三、マクテヤー敎會政治問答第七章ヨリ終末迄
四、マクレー說敎學
五、カクラン舊約聖書神學、アメルマン新約聖書神學
六、ラー子ッド敎會歷史第一時代ヨリ第五時代迄
七、ウエスレー說敎集第十三ヨリ第廿五迄
八、說敎草稿「信仰ニヨレル稱義」

第三年級

一、聖書課—舊約聖書ノ歷史書及ヒ詩篇
二、教會條例—禮文及ヒ復習
三、レーモンド組織神學前半部
四、牧會學(書目未定)
五、ラーネッド基督教會歷史後半部
六、サレー心理學
七、ウエスレー說教集第廿六ヨリ第三十九迄
八、說教草稿聖靈ノ徵證

第四年級

一、聖書課—預言書、默示錄
二、レーモンド組織神學後半部

三、タイヤーマン著ジョン、ウエスレーノ傳

四、ミセスマクレーノ美以敎會史

五、フリント有神哲學

六、ジャ子ー倫理學

七、ウエスレー說敎集第四十ヨリ第五十二迄

八、說敎草稿、「更生」、「基督信徒ノ完全」

明治廿九年九月十七日印刷
明治廿九年九月廿三日發行

兵庫縣菟原郡西灘村字原田村番外一番屋敷ノ二寄留
發行兼編集者　吉岡美國

兵庫縣神戸中山手通二丁目八十四番屋敷
印刷者　織田長光

兵庫縣神戸相生町二丁目三十七番屋敷
印刷所　兵神活版印刷所

兵庫縣神戸中山手通二丁目
賣捌所　望榮堂

